

金 光 教 學

金光教教学研究所紀要

53

2013

金 光 教 教 学 研 究 所

金光教学 — 金光教教学研究所紀要 —

2013

NO.53

金光大神の晩年と天地の莊嚴	……竹部 弘……	1
神の現前性への問い — 明治末大正期の「教え」と「おかげ」の諸相から—	……大林 浩治……	47
研究ノート 慶応二年一二月の「添翰願」をめぐる大谷村役人と赤沢文治	……佐藤 道文……	95

平成 24 年度研究論文概要	……	125
紀要掲載論文検討会記録要旨	……	132
彙報—平成 24.4.1～平成 25.3.31—	……	135

(第 52 号、正誤表 P145)

金光大神の晩年と天地の莊嚴

竹 部 弘

はじめに

人民のため、大願の氏子助けるため、身代わりに神がさする、金光大神ひれいのため。

右は「お知らせ事覚帳」（以下「覚帳」と略記）明治十六年旧八月二十一日のお知らせである（覚帳27―15―2）。金光大神が亡くなる十九日前のものであり、金光大神が「覚帳」に記した最後の記述でもある。

このお知らせに見られる「身代わり」には、種々の解釈がある。「覚帳」原文は「身がこり」と仮名まじりで書かれているので、解説上は誰かの代わりとなる「身代わり」と、現身から形を変えた生への転換という意味の「身変わり」とが想定された。^①しかし、日本語の「身変わり」は、そのような意味でなく「祭前の物忌のこと」^②なので、まずは「身代わり」と解説するのが穏当であろう。そう解説するとして、解説上「神の身代わり」と「氏子の身代わり」との両説がある。一つは肉体をもつての取次を終え「神の身代わり」となって、永遠に働き続けるという教義的な意味を帯びた解釈である。今一つは金光大神の一生が、氏子になり代わって礼・詫び・願いをすると共に、

神になり代わって教えをなし通した生涯の終わりとして、「氏子の身代わり」の死を迎えたというものである。平成十五年刊行の教祖伝『金光大神』では両論併記となっているが、構文上は結論部に置かれた「神の身代わり」説に比重がある印象になる。^③

これは、『金光教教典』（以下『教典』と略記）の一お知らせ解釈、就中語義解釈の問題であるが、それを通して、「覚帳」が公になる段階での教祖像・信仰観に関わる問題を振り返らされる。その一端については既に、「金光大神御覚書」（以下「覚書」と略記）の登場により隠れていた伝承の教祖像（氏子の罪を背負う教祖）と、「覚帳」最後のお知らせに示された「身代わり」とが符合する一方、「身代わり」に伴う「犠牲」への、時代感覚により正反対の反応が見られる等の問題を略述し、「覚帳」公開は「未知」なる教祖と出会う機会であったが、総体的には教祖の当事者性と後の信仰者にとって指標として求められる教祖像との間で、架橋と疎隔の両面を経験することであったことを指摘した。^⑤ 本稿もその延長上にあるが、とりわけ「身代わり」は、人の死生に関わる場面を含んでおり、そのことが前述の解釈者及び解釈内容に影響を与えていると思われる。人の世にも天地の間にも何事かに際会して、そのことの意味ならぬ意味を明解な形ではなくとも納得せずにおれぬ思いがあり、探り当てたい衝動が生じることがある。人は物語を作ることによって生きてゆけるといふ指摘に従えば、本教においても「信心・徳ゆえのおかげ」、「無礼ゆえの難儀」といふような理解がなされてきたことは周知の通りである。但し、「ゆえの」に当たる部分に「巡り合わせ」「繰り合わせ」「差し向け」「身代わり」などを総動員して、漸く繋ぎ合わせることもできるか否かという事態もあるであろう。「神の身代わり」説は、こうした事態を飛び越えて「生神金光大神取次の永遠性」へ駈けのぼるが、本稿ではその手前で、「身代わり」の受苦的な意味が避け難い場面、そのような乗り越えがたいところに道が開けるための

物語が求められる場面の検討を、日本人の心性史や金光教の教説史・信仰史、及び『教典』全体の用例を踏まえつつ、金光大神晩年に投げかけていく。

以上の課題意識で論述を進めるが、その対象となる晩年の金光大神について、瀬戸美喜雄「神の怒りと負け手——明治六年十月十日の神伝をめぐって——」（紀要『金光教学』第一七号、一九七七年）や福嶋義次「死を前にした金光大神——「身代わり」考——」（紀要『金光教学』第二八号、一九八八年）では、明治六年旧八月十九日のお知らせ（覚書21—3—7）に依拠しつつ、人間救済のために「差し向け」られた使命に基調が置かれる。そして、瀬戸論文では「神と人間との間の引き裂かれた両極に対する使い」という位置づけで「差し向け＝身代わり」と言ってもよい様相が示され、福嶋論文では残された時間の狭まりと、「世間救済」という果てしない務めとの間で、いわば死ぬに死ぬない金光大神を納得させる言葉として、冒頭に引用したお知らせが解釈されている。また加藤実「金光大神の最晩年——「広前せがれに任せ」への注目——」（紀要『金光教学』第四八号、二〇〇八年）は、宮建築の過程で村氏子・広前の世話方・子息金光菖雄らの思いと神意との間に揺らぎつつ、「力みの抜けた、何も縛られることのない世界が開かれている」（四七頁）様相を論じている。それらに示されるのは、片や氏子救済に駆り立てられる金光大神と、片や神と人との間のジレンマに諦観した金光大神ともいうべきものである。前者では金光大神の救済者としての自覚が強調され、後者では周囲への配慮から内省に傾く像になっている。^⑦ そのような人間的・社会的関係世界の中で焦点化される像に対して、人間社会もそこに於いてある天地の中の死生、すなわち天地と感応しつつ生起するものに包まれて生きる金光大神の姿も垣間見えるのではないだろうか。それは、「身代わり」という間口から、死生に及ぶ信仰の意味へ問い入る遼遠な歩みの一つともなるであろう。

以下、一章では日本人の心性や本教の教説・信仰体験の両面から、「身代わり」と呼ばれる出来事の位置を窺う。二章では『教典』に見る「身代わり」の諸相から、その経験を通して何に触れているのか、あるいは何が促されているのかについて考察する。三章では「覚帳」に窺える晩年の様相から最後のお知らせを照明しつつ、「身代わり」を受けとめる基盤ともいべきものを求めたい。

なお『教典』からの引用は、「覚書」「覚帳」の章・節・項番号、「金光大神御理解集」（以下「理解」と略記）の類・伝承者名（略号）・節番号を記した。

一、「身代わり」の座標

1 宗教史・精神史の土壌

昭和五十一年に「覚帳」が教団に提出され解説に着手された当初には、「身代わり」は言葉から連想されるそのままの代受苦の意味で受けとめられていたが、『教典』刊行前後から、贖罪的な「氏子の身代わり」説に否定的な見解が提起されるようになった^⑨。但し贖罪自体はあらゆる文化に見られる宗教観念であり、また「身代わり」は後述するように宗教的たると否とを問わず日本人の心性に流れていることは確認を要する。

「身代わり」に注目しつつも、贖罪・犠牲の意味を重視しない例として、金光大神の「身代わり」は、神への「生の献上」であり自らの死として完結させずに神との一体化を志向するという解釈がある^⑩。このように死から先の意義を以て「身代わり」を位置づけることは、供儀に関する宗教学・民俗学・文化人類学の解釈とも共通する点がある。

それらの研究では、供犠によつてより大きな惨禍が避けられるとの指摘や、神人共食による神と人の一体化という評価がなされたり、神話的想像力における創造を可能にするもの等と解釈される¹²⁾。またキリスト教にあつても、贖罪とは神と一つになるという意味であり、神と人との「和解」の義でもあつて、それは神の意思によつてなされるものであるとの解説もある¹³⁾。

これらの見解には、死後もいっそう救済の働きを展開するとの今日の「生き通しの生神金光大神」という解釈と共通点が見られるが、それらは供犠の象徴的意味や機能的意義を考察したものであり、「神の身代わり」説は、これら諸学の見解と、その結論部分で合致しているとも言える。逆に「身代わり」が問題となる場面と当事者の経験は飛び越されることになるので、様々な人間の経験に表れる場面を参照しておく必要がある。

日本人の心性に宿るものに、人々の苦しみを神仏が代わりに引き受けてくれるという信仰や、人間の罪・穢れを人形・形代に背負わせる祓いの行事など、災難を逃れるための「代わり」という思想があつた¹⁴⁾。

地藏信仰は、賽の河原の亡者を救う死者供養の信仰に現世利益を兼ね備えたもので、弘法大師の代わりに地藏が矢を受けたという話や、刀で切られた人間は無事で代わりに地藏が片袖や胴を切られていた等の靈験譚があり、これらの地藏像は矢を受けた穴や切られた傷痕があつたり、仏像が欠けたりしている¹⁵⁾。これは日頃の信心に免じて当人も知らぬうちに地藏が引き受けてくれたことを、後で地藏像の傷から気づかされるといふ靈験譚であり、「神仏が文字通り身命を賭して助けてくれる。これ以上ない救済の構造」と言われる。こうした身代わり地藏・身代わり観音の説話は、各地に伝えられており、流布するにつれて自分の患部と同じ地藏像の部位に泥を塗っておくとか、願掛けのため縄で縛つたり油や湯を注ぎ浴びせる等の形態も生み出した¹⁶⁾。神仏が代わつてくれる方向とは逆向きに、

人間が神仏に背負わせる方向である。^⑭

神仏の代受苦的救済と人間心理の間には、泣き不動説話に見られるような二重の身代わり物語も生まれた。これは三井寺の僧が重病に陥った際、「身代わり」を申し出た弟子に安倍晴明が病を移し替えるというもので、死を覚悟した弟子が往生を願うと、不動明王が涙を流しつつ病を引き受け、弟子も助かるという靈験譚であるが、時代につれて不動の涙に二種の意味が付与される。一つは仏が病を引き受けた苦痛の涙であり、一つは弟子の心根に感動した哀憐の涙である。伝承上は苦痛の涙が古型であり、感動哀憐の涙が変容型であるという。^⑮ 神仏の受苦による救済と、受苦してくれる神仏への帰依、更に受苦をわが身に負うという循環があるが、その変容には人間の献身をめぐる心情の移り行きが窺える。

このような心性は、近代以後も人々の経験に散見し、誰かの苦難への負い目や感恩の思いが生を支える場合や、負い目や感恩に発する生き方についての事例がある。^⑯

2 「身代わり」が意味をもつ時空

金光教においても、「覚書」の存在が知られる以前の伝承では氏子の罪を代わって修行する教祖像が説かれ、中には「七墓築く」苦難も氏子を救うためになされたものであったとの解釈や、金光大神が「たとえ、この身は八つ裂きの仕置きにあり、村々辻々に曝し者となるようなことがあっても、私の屋敷跡に青草が生えるようになって、少しもいといません。世界の氏子が、生神金光大神、と真心で一心に願えば、どのような願い事でもかなえてくださいます」(理Ⅱ伝不7)と願っていたという伝えもある。^⑰ 「七墓築く」ことも「青草が生え」ることも、「…」もし

御気障り等のある時は、幾万もの身代ありとも一夜に亡ぼし、猶七殺金神というとも七人にはあらず、あるだけ取り尽くし跡に青草を生ずとの事なり「……」という伝えのように、無礼の報いという意味合いになっても不思議はない。それが氏子を救うための修行という意味に転化するのには、近世の流行神信仰で、病に苦しんだ者が死の間際に同じ病で苦しむ者を救うと誓ったことから、同病者に御利益があるとの信仰を生み、崇敬を集めたと言われる精神構造²⁴に通じるものかもしれない。

そうした教祖像は後の人々にも投影される。佐藤金造『初代白神新一郎師』（金光教大阪教会所、大正一〇年）では、白神の危篤に際し、金光大神が「時節を待またず漫こころはずりに心配こころはずらはすなと豫々云ひ聞かせて置いたに世を憂ふる餘り、自ら心を痛めてかくはなつたのである。今はせん術もない。されど、世の為人の為に身を犠は牲たしたのであれば、生きても神、死にても神ぞ」（五一頁）と語つたとされる。『教典』には「神様は、ついた病は助けてくださるが、われからわが身をもみつぶしたのはしようがない。しかし、白神さんはお道のために身をつぶしたのであるから、生きても神、死んでも神である」と諭した（理Ⅱ近藤55―2）との伝えがあり、典拠は八木栄太郎「天声神語」（綾部教会資料一〇三―一八三）である。元は「お道のために身をつぶした」（傍点―引用者）²⁵であった表現が、「世の為人の為に身を犠は牲たした」（傍点―引用者）²⁶に変わっており、称揚する流れが窺える。他にも大正時代の教義的論説において「犠牲」をキーワードに取次の意義が説かれるなど、一方で「犠牲」に意義を見出す時代感覚があり、他方で忌避する時代感覚があった。そのいずれがよいかと価値判断する場ではないが、論議以前の信心の歴史において、そのような信仰者像が抱かれ、また実際に生きられた信心の水脈があった。次節でその幾つかを紹介する。

3 「身代わり」が喚起される時空

①戦時下の昭和十八年八月のこと、舞鶴教会長荒木金三郎の出征前日に、数え年三才の娘が急に熱を出し「疫痢」の診断を受けて、介抱の甲斐もなく明け方に亡くなった。夜通し神前で祈念していた教会長が、娘の死を知らされた後、このことを神に問い自分に問うた末、ようやく思い至ったのは、父親から聞かされていた「このように厳しい体験をさせられる背後には、問題の、それだけ大きな「根」があるのだ。それを引き受けさせてもらおう」ということだった。この教会長は後に、「大の虫を生かすために、小の虫の命を取られた」とも語ったという。このことを伝える子息美智雄は、「新しい『教典』ができた今であれば、「身代わり」にされたと受け止めることもできたかもしれません。この「根」という言葉には、私はいろいろの大きな意味合いが込められると考えています」と述べている。^{②⑦}病床の妹の声を思い起こしながらの講話であるが、問題の「根」と呼ばれるものと「練り合わせ」の交錯するところに「身代わり」が受け止められている。^{②⑧}

②平成七年の阪神淡路大震災で、神戸市の六甲教会は全壊した。結界の座にあった教会長沢田重信は、気を失って倒れており、落下してきた梁が結界の机と脇にあったストープによって支えられ、生きながらえることを得た。後日参拝してきた信奉者が教会の惨状を目にし、自身のアパートも半壊であったが住むには不自由のない境遇であることを、「教会が身代わりになってくださった」と言った。教会長自身も、地震の翌月に亡くなった親教会長の葬儀を仕える際に、その死を「身代わり」と感じ、「悲しみも苦しみも何もかも、持っていて下さった」思いがした。そのように感じたのは、震災直後に親教会長から「何事も天地のなさること、有り難くただいて、信心の奮起といっそうのご健勝を祈ります」との言葉を託され、当初は受け切れぬ思いであったが、しだいに心に染みてきていたか

らである。また教会は借地であり、土地明け渡しの話が起これば建物を壊さねばならぬ苦しい思いを、かねてから抱いていた。その思いを見通したかのように、「神様ご自身、力のない私をいとおしみながら、辛い思いで、自らお倒れになった、と思えた。神様は、建物を身代わりにして、私の生きていくおかげの道を開いて下された」と、この時の教会長は受け止めた。その後の瓦礫撤去、プレハブ仮広前設置の上にも練り合わせを受け、更には借地の一部を教会が取得できるようになって、教会のものとなった土地に新広前が建設された。借地返還で教会建物が取り壊されることを予想すれば、「神様が自らお倒れになられたという思いがしました。「人の手にはかからないぞ」という神様のご意志のようなものを感じ、背筋が寒くなりました。いじげがちであった気持ちを神様に叱られた気がしました」と述べている。²⁹⁾

ここには、幾重もの「身代わり」が看取されている。信徒は自宅の代わりに教会の建物が倒壊したと思い、教会長は親教会長が亡くなる際に一切を持って行かれたと感じている。また、借地問題を抱える教会長は、自ら建物を倒すことで立ち行く方向に導く神の働きを感じ得るが、最初は慈愛と思えたことが、時を経るにつれて人間の事情を超える厳しさと、教会長の心根を乱す峻厳なものに思われてくるようになる。

以上は既に起こったことを受けとめるものであるが、事態に向かう在り方に見出される場合もある。

③昭和二十年五月二十四日未明、空襲で新宿教会は焼失し、夜が明けて、大火傷を負った教会長夫人岸井よ志を病院で子息勇雄が見つけた。入院中、夫人が涙を流しながら「金光様、ありがとうございます」と言うのを子息が聞きとがめて、「何があるがたいのか」と問うと、次のような返事があった。「空襲が厳しくなって、たくさんの人たちが死んでいくとき、私たち教会の者が身代わりになっても、皆さんが無事であって下さるようにと、そればかり

ご祈念していました。―でも、お父さんにもしものことがあれば、大切な御用が止まります。おまえがこんなことになれば、お母さんは、自分の辛さどころじゃありません。―こうして、喜んで耐えさせて頂けるこの私を、神様がおえらび下さったと思うと、ありがたくてならないのです」と言った。子息は、同年三月十日の「東京大空襲」以来一段と長く祈念をこらす母の姿を、また虫の息で発見された時、自分の声を聞き、教会長の無事を知って涙を流したことを思い出して、夫人が教会家族による身代わりを祈り、それが自分の選ばれることによって成就したことを、感謝しているのだと感じた。夫人は「親教会の奥様、お伴させていただきます」と言い残して亡くなった。^④

④「覚帳」最後のお知らせの秘奥を体得したいと念願していた教師竹内長次が、平成元年、自宅の失火によって焼死した。遺体は頭から背中にかけて焼け焦げていたが、前面は変わりない姿であったことから、神前に伏して祈念していたと推察され、結果的に近隣への類焼は免れた。そのことを受けた後輩教師が「……」その秘奥を明らかにさせて下さい」と願っておられた竹内先生は、今こそわが身の焼きつける大修行の中に、教祖様が多くの子の身になり代わって祈られたご苦労とご神意を、烈々たる不動明王の如く感得されてゆかれたことであろう。そう拝察申し上げずにはおられない」と思いを記している。「不信の念に迷う人の声も多く聞いた」が、ある信徒が「先生はきつと、先生にとつて一番いい死に方をなされるものと思っていました。あの亡くなられ方は、先生に一番ふさわしい最後を、神様から頂かれたのだ、と思います」と涙ながらに語ったという。^⑤「覚帳」最後のお知らせに求めた事柄を我が身に体験する出来事で、そこに「身代わり」たらんとする覚悟が読み取られている。周囲に「不信の念」を生じさせる不幸に違いないが、そのような中に汲み取られるものがあり、人柄でも業績でもなく人が生きた生涯の凝縮が見出されている。

以上の例には、自分の身を捧げることが、当人にとっても何かの成就となるような意味、あるいは起こった事態をも生かすような意味付与が見られる場合もあった。金光大神においても、人々の苦難の「身代わり」という意味は、なり代わることの極限の形だとも言え、「犠牲」への感恩と「犠牲」への志との座標上に、あるとすればあり得るものである。このことを次章では『教典』中の金光大神の事蹟や教えに沿って検討する。

二、「身代わり」が醸し出される時空

前掲福嶋「死を前にした金光大神」では、『教典』から「身代わり」の用例として、以下の五例を挙げている。

- ① 「世話方川手保平殿まいり、私へすすめられ。私、あなたのお身代わりに立ちてあげます、ご心配かけ申さずと申しくだされ候」(覚書21―6―11)
- ② 「八月二日、一つ、金光桜丸、父三十三歳厄晴れ、父の身代わりに立ち」(覚帳25―23―1)
- ③ 「余、この時、身代わりに立って病人を助けてやらねば、世間への面目がないと思いつめて、教祖に願立てしに教えたまう」(理I佐範7―2)
- ④ 「当てにならないから信心しなとは言われれば、それまでのものであるが、まあ、物の道理から考えてみるがよい。あなたの家にとって、あなたの代わりになる人といえはむずかしいが、あなたの家内になる人は、だれでももらうことができる。まあ、不幸中の幸いと思ひ、あなたの身代わりに家内が立たれたと思つてはどうか」

(理Ⅱ吉良3—7)

⑤「ご信心しておるのに死んだりすると、おかげがなかったと言うて、信心をやめる者があるが、信心しても死ぬる者は、うちの者の身代わりになっておることがあるから、後々の者がご信心して達者で繁盛せぬと、せっかくの身代わりになった者を犬死にをさせたことになり、なお不幸せが続くことがあるぞ。うちの者が難に負けぬご信心をすることが第一ぞ」(理Ⅲ尋求36)

そして、「覚帳」最後の「身代わり」は、②④⑤のように「当事者のあずかり知らない第三者の受取方にまかせられる事柄ではない」として、また①③のように「当事者が一方的に行為する」事柄でもないとして、これらの用例を基に考えるのは妥当でないとの判断が示されている(二八—二九頁)。同論文は、「差し向けられた存在」である金光大神の自覚において、肉体的死までに残された時間の僅かさ、にも拘わらず「万国まで」と表象される「世間救済」の課題との圧倒的不均衡から、死ぬに死ねない金光大神を納得させるべくなされた神からの応答が、当該のお知らせだと解すものである。最期まで「差し向け」の使命を生き切った教祖像が焦点化されることから、字義を初めとする「身代わり」の内実よりも、金光大神と神や人との関係性における自覚の在り方を重視した判断が示され、結果的に「生き通しの生神金光大神」に連なる解釈が示されることになる。このように福嶋論文は言述の機能的位置を重視した論述であるが、本稿では「はじめに」で述べたように、言葉の意味内容から当事者の経験という回路を探りながら、それぞれの場面で何が問題とされたのかを窺っていく。

まず①「覚書」のいわゆる神前撤去の事蹟で、約一ヶ月に亘る神勤差し止めが再開されるに際し、世話方の川手

保平が、万一の場合には金光大神の「身代わり」になると申し出た一件がある。

これは、神勸を再開してよいという戸長からの内示に対して、金光大神が「内々ではいたしません、お上様、お役場へご心配かけては相すみません」(覚書21―6―2)と謝絶したことに発する。このような対応は、戸長に「金光、丁寧すぎてどうならん」(覚書21―6―4)との困惑をもたらしした。戸長と金光大神の間に立つ世話方も同様の思いであつたらう。金光大神の翻意を促すべく、戸長は重ねて再開を勧め、結果的に金光大神はこれに応じることとなつた。川手による「身代わり」の申し出も、神勸再開を促すものであつたが、「身代わりに立ちて、あなたにご難はかけ申さず」(覚帳17―8―3)という言葉には、何らかの処罰が想定されており、「覚帳」添付の紙片には金光大神の「身、難かかりてもつらし」と不安を漏らす言葉もあつた。

しかし、この申し出を金光大神は断つた。「私も、氏子助けに出るからは、みなさまへご心配、あなたへごやかつかいかけては相すみません」(覚書21―6―12)との言葉からすれば、自らが「氏子助けに出る」上で、他の者の「身代わり」は無用とも支障とも思われたものであろうか。神前撤去は、金光大神が十数年に亘つて勤めてきたことの停止であり、参拝者の落胆をもたらすものであつた。伝承では金光大神に代わつて妻とせが教えをしたというが、戸長の耳にも「みな力落として帰ると聞き」(覚書21―6―7)と届く程の様子は、別室に控える金光大神にも、ふすま越しに共有されたであろう。それを解除するという知らせなのであるから、すぐに応諾してもよい事柄であり、事実、戸長の意向を聞いた家族は喜んだという(覚書21―6―1)。結果的には三十日という期間で済むことになつたが、その渦中にある身としては、これを断ればいつ再開の許可が出るか、いつまで続くとも知れぬ事態での応答であつた。にも拘わらず断るといふことは、元々は差し止められてできなくなつたことであるが、今や、できないからしない

のではなく、言うならばできるのに敢えてしないともいうべき決断であつて、それは差し止めを命じた戸長への反発でも、状況や先行きの有利不利を計る判断でもなく、お上に対し、また更により大きなものに対する「実意」に促される態度とでも言えよう。それはまた人と人との間でのことという問題状況にも拘わらず、個人の信念の発露というよりも、より大きなものに試されていることの感得から発しているであらう。^{②4}

次に、③佐藤範雄の伝えは、明治十一年、近傍に住む鳥井治右衛門の病気が、祈念にも拘わらず好転しなかつた際の出来事であり、この場合は金光大神から「人の命を請け合うたか。人の命は請け合われぬぞ。一寸先は闇と思え。医者とは絶体絶命と言うが、神にも天命限りということがあるぞ。信者一人の命に辰の年（佐藤範雄）の命はかえられぬぞ。一人は死んでも、その一心の力で多くの人を助けよ」（理Ⅰ佐範7-3）と諭されている。これは、神前撤去のように社会的な仕組み内のことではなく、神の差配の下にある理に対しての願いではあるが、「氏子助け」のためだとしても犠牲が払われることを止めようとする点で共通するものがあり、加えてこの場合には生きて更なる「氏子助け」を促す言葉もある。但し、この「理解」には「人の命は請け合われぬ」という言葉が示されており、「世間への面目がないと思いつめ」た佐藤の意図を受けとめつつ、人間の計らいを先に立てて進むことが戒められている。

以上は「理解」Ⅰ類の伝えであるが、この出来事は「理解」Ⅱ類（理Ⅱ佐範1）や『信仰回顧六十五年』でも語られている。^{②5}この内「理解」Ⅱ類の伝えは明治四十一年三月に第三・四教区の教会長を対象とした、「信心の復活」と題する講話の記録^{②6}であり、「世間への面目」が問題となる事情が詳しく述べられている。それによれば、佐藤は鳥井の快癒を祈念するが容易に治らず、吉川喜七郎という人物から「あの病人は不治の病氣であつて、祈念してもだめ

だからやめよ」と言われたが祈念を続けた。更に家人の再々の頼みにより、金光大神の戒めを破ってまで病家を訪ねて祈念したがよくならず、村人から「あれは狸であるから、いくら頼んでも拜んでも助かるものか」と言われたため、遂に「この病人を助けなかつたら道を汚すことになると思ひ」つめて、自身の命と引き替えに病人の快癒を願つたというものである。この伝えでは、佐藤の心情の詳しさに対応して金光大神の「理解」も詳しくなるが、人の命を請け負うことの戒めと、今後も多くの人々を助けよと諭した後、重ねて命の請け合いを戒める言葉が繰り返されるといふ点で、趣旨はI類の伝えと同様である。

但し講話全体としては、「自己の命を奉りても、人の命を助けむと思うに、神の聞き入れ給わぬことはない。その精神をよく味わつてもらいたい」と結ばれる。³⁷精神の問題であるものの、戒めを受けたことよりも「身代わり」を肯定する論調に傾いている。佐藤は翌十二年にも、危篤状態にある森政禎治郎の病気を自分の身に「お持替え」して快癒させたといひ、³⁸これも後には金光大神から止められたが、この出来事についても、佐藤は妻森政さだの「妾の命を取り替えて夫の命を助けてもらひたい」と願ひ出た真情をくみ取つたからであると語っている。³⁹更に大坂で布教上の問題が生じた時にも、佐藤は事があれば金光大神の「身代わり」となる旨を申し出て受け容れられたと伝えており、⁴⁰佐藤にあつては様々な留保を伴うとしても、金光大神から「身代わり」が否定的に捉えられていたとは観念されていない。最終的には神の領分だとしても、氏子の持ち分として、それほどの姿勢を要するとの主張で貫徹していると言える。また神前撤去の事蹟で金光大神は川手保平の申し出を断つたが、これも「身代わり」自体の否定を意味する訳ではない。金光大神が断つたのは、事があれば自身がその任に当たる覚悟によるとすれば、氏子のために「身代わり」となる素地が、語られずして語られているとも言えよう。

しかし、いずれの場合でも、人間の意図を先に立てた場面で否定的な対応が見られ、特に佐藤に対する「人の命は請け合われぬぞ」という言葉は、その後も多くの人を助ければよいという差し引き勘定とも、佐藤の命もかけがえのないものだという人命尊重の立場とも異なる冷厳な響きをもっている。そうした響きは「……」外にも吾が命と取り代えて助けてやってくれと願う者があるが、神様御聞済みでない」との御理解を承り、恐れ入りたり」と、佐藤にも聞き受けられていた。このことは、「差し向け」られた使命感という、人間に内在化された意志に焦点化されてきた「身代わり」解釈に関して一考を促すであろう。

次に、『教典』中の残り三例は既に起こったことについての説諭であり、事態を凌ぎ行くことの勧めである。②は、金光大神の孫桜丸の死が父萩雄の「身代わり」と告げられたものであるが、これについては次章で論述する。⑤「尋求教語録」は、「ご信心しておるのに死んだりすると、おかげがなかったと言うて、信心をやめる者があるが、信心しても死ぬる者は、うちの者の身代わりになっておることがあるから、後々の者がご信心して達者で繁盛せぬと、せっかくの身代わりになった者を犬死にをさしたことになる、なお不幸せが続くことがあるぞ。うちの者が難に負けぬご信心することが第一ぞ」と、「身代わりになっておることがある」関係世界があることを語る。最初は「なっておることがある」という可能性の指摘であるが、後で「身代わりになった者を犬死にをさしたことになる」と繰り返される場合には既定のこととして語られ、実在性の度合が増す。そしてこの既定とされたことの先には、残された者への促しが大切なこととして説かれていた。

次に④吉原の伝えでは、具体的な事態を受けて不幸の弁証と心構えが説かれている。これは、吉原が妻と義母を立て続けに亡くした時、病氣全快を約した金光大神の言葉と正反対の結果となったことに吉原が不信をぶつけ、金

光大神が応えたものである。先に引用したように金光大神は、家の主人が生き残ったことを「不幸中の幸いと思ひ、あなたの身代わりに家内が立たれたと思つてはどうか」と語り、それを「物の道理から考えて」と説いた。この言葉は、人間的な倫理・ヒューマニズムの立場からすれば、言い訳じみたように見え、人間存在に軽重をつけて幸・不幸を計る冷たい論理にも聞こえるが、吉原は「一応は申しましたが、ごもつともです。よくわかりました。相変わらず信心もいたします。どうか、このうえともよろしく願います」（理Ⅱ吉良3―9）と応えている。

後に吉原は、「あの方のは、何につけても道理が一番に出ました」（『言行録』一八九四）と伝えている。また、「殆ど日の暮れ迄、坐り居られて、話を下され、よく話が合ひ、話が面白くなりて、次第に話が身にしみて何処らに値打ちがあるか知らぬが、だんだん深くなりて、へい、と言ふ様なりき、私が行くのを待つて居つて下されて話されたり」（『言行録』一八九二）とも語つた。金光大神の言葉は、次第に心に染みてきて、取り立てて値打ちがあると見えぬのに容易ならぬ事として迫つてき、得心せざるを得ぬものであつたことが窺える。吉原は「理解」の内容を伝えておらず具体的には知り難いが、先の「身代わり」についての場合、果たして吉原はどのように「道理」と聞き受けたのだろうか。^④

金光大神が最初に述べたのは、「それはお気の毒なことで、さだめし残念であろう。いつこうに当てにならないから、以後は信心しないとの決心なら、かれこれ私は言わないが、参考までに一口申しておこう。人の命ばかりは、どのように医者にかかつても、信心しても、命をいくらか延ばしてもらうだけで、命数のない者はいたしかたのないものである」（理Ⅱ吉良3―5）との言葉である。ここには、先に佐藤の伝えで取り上げたように、人の命は請け負えないという冷厳な響きがある。その上で先の引用部が語られたが、ここで想起されるのは、金光大神が安政五年十二

月二十四日に、自身は勿論先祖達にとつても与り知らぬ無礼を知らされると共に、これまた知られることのない神の加護があつたことをも知らされていることである(覚書6―9、覚帳2―10)。その「年忌年忌に知らせいたし」「知つてすれば主から取り、知らずにすれば、牛馬七匹、七墓築かする、というが此方のこと」との知らせから導かれるのは、安政二年の「九死一生」の大患(覚書3―4―8)すらも、生きていたが故に遭い得たという恩寵の出来事へと変換することであり、また養父親子・子供三人・牛二頭の死と、金光大神夫婦が生き延び得たことという、人間的な感情や理屈では肯定しきれず均衡・不均衡の判別もつかぬものを、神の感応による出来事として承服させられることであつた。^{④③}吉原への説諭で「金光様は赤い顔に筋を浮かべて」(理II吉良3―5)と伝えられるように、金光大神にとつて我が事でもあつた「道理」(家族の死の底に流れるもの)を語る上での情動が発動していたのであろうか。それは、「尋求教語録」の伝えとも同じく「身代わり」になつたとしか思えない存在が視界に収められ、それを目前の事態を生きる人への処方として、しかしまた人間の心持ちのみならず世界の理法とも言うべきものとして説く響きでもあろう。

以上、『教典』の「覚書」「覚帳」「理解」を通じて、五例認められる「身代わり」は、いずれも他人の苦難を代わつて背負うという意味で共通している。このことからただちに、「覚帳」最後のお知らせも同様だとは言えないにしても、だからといってこれらの用例を無視してよいとも言えない。確かに「神の身代わり」説となる金光大神の「生き通し」の願いが幾人にも伝えられ、^{④④}同様の願いを持つて亡くなつた人々もいた。^{④⑤}そのことを否定するものではないが、そのことが当該のお知らせを以て言われるべき事柄か否かは別問題である。逆に「神の身代わり」説を前提にするならば、最後の知らせは「金光大神は永世生き通し」という表現でもよかつた(むしろそう書かれるのが自然)のに、

なぜ「身代わりにさする」と書かれたのかという点は応えられない。⁴⁶⁾

なお、五例全てに共通して、「　が　の身代わりに立つ（なる）」という自動詞的な用法で表現されるが、文章上の主語が出来事の主語とは限らず、神による差配という事態が指し示される。「覚帳」最後のお知らせのみは「神がさする」という、神を主語とした使役の用法で表現されており、神の意志が際立つと共に、そのように表現される（表現されるべきものと感受された）。お知らせを受けた金光大神の余韻をも示唆するであろう。

次章では、最後のお知らせへと至る事態の中で映し出される「身代わり」と、これを受けとめる基盤ともいうべきものについて考える。

三、「身代わり」を映す時空

1 信仰の行方

前章で保留した②の例、金光大神の孫桜丸の死は、宮建築の渦中で起こった。明治十年代の宮建築は、村の有力者である川手直藏・与次郎父子の勧めで始められ、村民の意向が働いていた。⁴⁷⁾「広前歳書帳」には、明治九年以降、年間六千から一万前後の願い主が記載されていること⁴⁸⁾から、片田舎の村に多くの人が集う「神」が生まれたとなれば、物心両面の意識が芽ばえても不思議ではなく、崇敬心と共に村内の結束や経済的な波及効果まで、様々な期待や思惑が推測される。参拝者の中には建築の成就を願って献納する者があり、世話方や出社布教者の気運もあった。しかし、建設予定地に絡んで自家の利益を優先しようとする本川手家の動き（覚帳25―18）など、宮への願望は人間の

欲望と背中あわせでもあった。そのような状況は宮を建てる願いに合致しない様相であり、建築事業自体に突き進む動きと言える。

それに伴う寄進・勧化の動きや、宮地をめぐる紛糾に対して、たびたび神の懸念が表明されたが、広前の世話方にとつても村の指導者にとつても、動き出したものは容易に止められない中で、宮建築の成否は村の氏神社祠堂である金光菟雄の将来にも影響することであり、また宮の建築は金光大神の子供の「飯の種」にもなるとして、川手家の意向に沿った方針を主張する者もいた（明治十三年旧十一月二十五日、覚帳24―27）。この言い分に対して、翌日、それは「目先のこと」であり、神は「先のため、おかげを受ける氏子のためになること、末々まで繁盛すること」を求めると告げる（覚帳24―28）。宮を建てるため目の前の現実を効果的に処理しようとする人の心は、神の尺度からして「先のため」にならないという判断である。その後にも無理な借金をして進めようとする動きに対して「借つてすな。宮は建たいても大事ない」（明治十四年旧五月十日、覚帳25―7―2）、更に「宮できんでもかまわん。氏子が助かるがよし。助けてやる」（明治十四年旧五月二十一日、覚帳25―8―6）とのお知らせがあった。宮は建たなくてもよいと明言され、それに代えて氏子の助かりが引き合いに出されており、耳を貸さぬ人々が先での後悔や「末の難儀」をすることにするとするの憂いも示された（覚帳25―11―2、25―13―3）。

こうして、神の願いに発した宮の建築が、再三にわたり神自らによつて放棄されたかのように見える。そこには、人々の熱意をもつて事が進められる中で、大切なことが必要とされず置き去りにされていくことへの眼差しが窺えるであろう。しかし逆説的なことに、そのような人々にこそ、神の働く本来の宮が必要であるという奥底の意味がある筈である。⁵⁰ 宮が要らないのではなく、宮が本当には必要とされていないが故に益々、願われた宮は必要である

と言える。その意味で、これは宮建築の断念ではない。宮が建たなくてもよいという神の言葉は、善悪正邪の判断で割り切つてしまえない氏子の助かりへ向けた改めての願いであり、できるできないよりも基にあるものへの促しでもある。

さらに明治十四年閏七月五日には、「氏神のように思えばどこへなりとも宮建て。神と思えば此方地内建てくだされ候」(覚帳25—21—1)とのお知らせがなされている。宮建築の願いと動きは盛んでも、その動きをなす人々の心根に向けて、何が分かれ目となるかを切々と訴えるかのようである。このお知らせから約二十日後、桜丸が亡くなる(「覚帳」の記述では直後のこと)。金光大神は萩雄が札を出したことで「神の仰せに逆らうから、逆さ事に遭う」(理Ⅱ吉芳1—2)と語っており、神からは「見せしめ」(覚帳25—22—2)と萩雄の「身代わり」との重なる意味をもつて知らされた。このことに関して金光大神は、「信心して長男が亡くなると思おうが、大厄が小厄でお祭代えじゃから」と萩雄に諭したといい、萩雄は続けて「其年九月大患にかかり身動きもならず、人事不省となることとなれり」とえている(『言行録』七三〇)。祭り替えられた「小厄」でも「人事不省」であるから、「大厄」ならば命は免れなかつたとして、金光大神の言葉を受けとめた伝えである。

この経験について、かつて神の「未在」の「臨在」として論及したことを踏まえるならば、「身代わり」は「神」というものはこういうものか、えらいものじゃのうと申すように^⑤なることとセットの出来事であり、目の前の現実が発して、いつまでと限定されぬ射程で歩まれるものである。但し先の吉原が「不幸中の幸い」と伝える子供の死を負いながらのことであり、金光大神自身に関わる次のような伝えもある。

「孫が杖を引く」と言うことありて、これが先に都合のあることじゃ。」と仰せられ居たるが、桜丸様死去の時其筋に願ひ、内含みにて新墓地を今の所に拵え、後に表向きに願出でられたるが、若し旧墓地なりしならんには、今の教祖の祭事となりては不都合なりしなり（難しかりしも）。旧墓地は荒神原にあり。（金光菽雄伝『事蹟集』五二二）

この伝えでは「孫が杖を引く」という言葉で、孫に導かれる関係が語られている。それは続く菽雄の言葉から、桜丸が眠る場所に自身も葬られることであると、まずは考えられる。菽雄の把握では、桜丸の埋葬地を新たな場所にしたため、金光大神の年祭も不都合なく執行できるといふ意味で、「先に都合のあること」といふ言葉が了解されていた。しかし「桜丸孫が杖を引く。十六年正月」（高橋富枝伝『事蹟集』六六九）といふ伝えでは、帰幽の年のこととして、桜丸と金光大神の死自体とのより直接的な繋がりが意識されている。この伝えに相当する「覚帳」の記述は見当たらないが、桜丸の死に関する一連の記述の次に、一週間後のこととして「大神虫入りた」（覚帳25—24—1）とのお知らせがあり、金光大神が明治九年から予告的に「旧曆と新曆とがあるが、先で両方が九日十日と連れ合つていく時がある。その時に神上がりする」（理Ⅱ伍慶21）と語つていた歩みは、一段と現実化していた。先の伝えが語るのは、その歩みを孫と共にしていることであり、その歩みには小さき者が背負つた不幸も担おうとされていたのではないだろうか。^{⑤2}

2 いのちと狂い

一つ、地の狂い、またまた世の狂い。山川海、天地のこと。金光大神へ知らせおき。(明治十三年旧十月二十三日、
覚帳24—20—3)

この年には「大人、子供、鳥畜類にいたるまで、人間が無礼いたす、当たり前たし」というお知らせ(覚帳24—5)や、「人代と神代」に関するお知らせ(覚帳24—25)がなされていたが、そうした「世の狂い」と通じつつ、その底を抜いたように「地の狂い」が示された。以前の拙論では明治五年の「世の狂い」に対して天地の変調に至った様相として論述したが、ここでは特に「天地のこと」と言われる具体性を、「山川海」と表現されたことに求めたい。「山川海」は、まず「里はもとより、山川海、日月様の照らしたまうほどの所は」(理Ⅲ道案3—2)と言われるところからすれば、人間が居住し生活を営む「里」よりは、その周囲に広がる領域を指していることになる。併せてそこは、天地の恵みである種々の食物が生み出される場であり、人間はこれを食して生き、働くことができると説かれている(理Ⅰ山定5—1)。また、唱歌「故郷(ふるさと) 冒頭に「兎追いし かの山 小鮎釣りし かの川」と歌われるように、日本人にとって山川は幼年からの思い出が染みついた故郷の原風景を代表するものであると言える。これに海が加えられるのだが、「山川海」と並べた時には、天地において人間はじめ万物の命を支える水の循環が、まさにこの順序でなされていることが指摘できる。⁵⁴⁾

このような水の循環が万物のいのちを支えているのだが、その流れに乗せられて、人間生活から排出される汚れから、「大祓詞」で唱えられる「罪穢れ」に至るまでが、「ここ」でないところへと押し出され続ける。それらを受

け容れる天地には、汚染を浄化し修復する微生物がおり、その一例として、水俣湾はかつて水銀で海が汚染され、その魚を食べた人間や猫までも病気になるまで多くの人が亡くなったが、その水俣湾で細菌の作用により海が少しずつきれいになっていくという⁵⁵⁾。これは一例であるが、自然のみならず人工的排出物をも受け容れて浄化し蘇生する海の、際限のない、しかしいつか限度を超えるかもしれないぬ繰り返しがある。それらを抱えもつ「山川海」であり、そこに生まれる「狂い」の止め難い真つ当さも含意されるであろう。

ここで細かいことながら興味深い対照を示しておく、維新期の変動の渦中でなされた「海川変わり、船着き場所ともなり。世は変わりもの」(明治四年八月十八日、覚帳16―20)、「海川山でも、ずりこまんとは言われぬ。いかなる大社、金刀比羅でも。此方でも船着きにならんとということもなし」(明治五年十月二十四日、覚帳17―19―1)等のお知らせでは、「山川海」とは順序が逆の「海川」「海川山」になっている。先に述べた水の循環における低きから高きへの方向であるが、明治四・五年のお知らせに見る方向の逆転は社会変動に伴う人々の価値や境遇の逆転を象徴するものである。その際には、そうした変動もありうべきこととして「世は変わりもの」と教示され、場合によっては変動が好機ともなりうる「此方でも船着きにならんとということもなし」と予示されていた。これらは人間社会の変転が天地の様相に投影された表出と言えるが、この度は「天地のこと」に焦点があり、いかようにも変わっていく変転ではなく「狂い」であった点が異なる。

天地のことをあれやこれやと言う人がありますが、人では天地のことはわかりませぬ。天地のことが人でわかれば、潮の満ち干がとまりました。 (理I近藤9)

「あれやこれや」には、「天地のこと」を予測・判断・制御できるという思いが含まれるであろう。また「わかる」ということは、むしろ差異・隔たりといったわからなさに気づくことだという指摘があるが、現実には「わかる」ことで同一化し支配する方向に進もうとする世の趨勢がある。引用では、もし天地の全てがわかり人間に制御できるようになれば、その時には潮の満ち干がとまるといふ。そうなれば金輪際津波の害もないだろうが、果たしてそれは海なのかという反問を生む。人間の望み通りになった時、天地が天地であることをやめるかもしれないという、危うい逆説が暗示されている。

しかしまた、その一方で金光大神は「天は昔から死んだことなし、地が昔から死んだことなし。日月、相変わらず」（理I市二5―3）と教示していた。これと同趣旨の「何事も変わるることなし。月と潮の満ち干変わらんから、右（これまで）のとおり。旧」（覚帳17―22）というお知らせが明治六年になされているが、「理解」については伝承者市村光五郎の初参拝が明治十五年であるから、金光大神は既に「狂い」を知らされつつ、このように教諭していたことになる。これを説く金光大神の心は、どのように「地」の心と反響していたであろうか。

この、天地の痛みともいべきものについて、水俣病患者と交わりながら人の生と歴史に思いをめぐらす石牟礼道子には、一方で文明社会とそこに生きる人、その行く末を見る眼がある。⁵⁶ 他方で患者達の健気で控えめな、しかし祈りなしにはゆけない、人と風土への皮膚感覚がある。⁵⁵ そして、「近代のために人柱となったものたちが、まだ息絶えぬどころか、この国の腐蝕を通過して、ヒトへと蘇りつつある壮絶な姿に、わたしは残余の生を上げまされて⁵⁹いる」とも述べ、さらに「人間はなお莊嚴である」という言葉が発せられる。⁶⁰ ここで人間の莊嚴は天地の莊嚴と重

ね合わされており、だから著者は「慰藉されぬ心と、チッソの流すヘドロが、この海の底には、魚たちの死や病とともに沈んでいた」と述べながら、その海で命が生まれ続けていくことも書かずにいられない。⁽⁸¹⁾ 前掲福嶋論文でも、金光大神の「差し向け」としての決意と願いが形をとった姿に莊嚴さが見出されている(二四頁)が、本稿で論述してきたところからは、たとえ被害を受けても被害者意識を言い募らないことや、大変な献身がなされているのに、そのことを気負うでも誇るでもない点で、先述の「地」の心にも、また以下に述べる天地の諸相にも看取されるべきものであろう。

明治十四年旧十二月二日のお知らせ(覚帳25―36)では、天地書附の配布中止と札の容認という一種の逆転現象を伴って、金光大神に「氏子の身信心の話だけいたし」と教示された上で、「天地へ身を任せば、難なく安心のこと」と結ばれる。⁽⁸²⁾ これは、明治九・十年頃の警察による取り締まりのような外的制約が窺えぬ中で、内的制約が生まれてくるという信仰が試される如き場面⁽⁸⁴⁾で、前年に「地の狂い」と告げられた、その「天地に身を任せ」という促しである。それは宮建築の過程に窺えたように、一方に増大していくものと、はかなく消えていくものがある現実にあつて、先述の「狂い」を抱えつつも「生き通し」である天地にという、腹の底に届かせようとする響きを示すのではないであろうか。

(明治十五年旧―引用者)十月十四日早々、一つ、おどろきありても信心する者には心配なし。夏ばかりとは言わんぞ。寒でも不意病はあるぞ。天地の間のおかけを知った者なし。おいおい三千世界、日天四の照らす下、万国まで残りなく金光大神でき、おかけ知らせいたしてやる。(覚帳26―22)

前半部は「おどろき」「不意病」を警告しつつ、「心配なし」とも諭すお知らせである。後半部は、広大な「神願」の表明として、また余りにも大きな責めを担いながらも、肉体の死が迫り来る金光大神晩年の相克を照明するものとして着目されてきた。「天地の間のおかげ」とは、万物を生かし育む働きであり、それは「理解」に「信心はせん」でも、おかげはやってある」（理I市一2—1）とも説かれている。この一句は「祈るところは天地金乃神。昔からある神ぞ。中古（途中）からできた神でなし。はやりもせず、終わりもせず」に続けて語られており、先に挙げた同じ市村の伝えが語る、「狂い」を抱えつつ生き続ける「地」の在りようが、別の表現でリフレインされていると言えよう。このように見えてくると、「天地の間のおかげ」は第一義的には先に述べた遍き恵みであるが、それはまた「狂い」を抱える天地から、その「狂い」を持ち来らせたかもしれない人間への無条件の贈与という重ねての意味を帯びる。「天地の間のおかげを知った者なし」とは、事実説明の文としては人間の現状についての問題指摘であるが、神からすれば人間に向けたもどかしさを抱えつつの動的促しであり、金光大神とすれば以上のような意味での天地の存在感と迫りに感じ入った者の恐懼の念がいや増すであろう。

3 星空の下

（明治十五年旧十二月―引用者）二十八日夜八つに起きて星様拝み。総方、星光り輝く、日本晴れにて。また二十九日夜起きて見、総曇りになり。大晦日五つ時より雪降りだし、日中に五寸も積み。（覚帳26―27）

明治十五年旧暦の年末に、金光大神は夜中に起きて星を拝んだという。また「覚帳」の他の箇所からは、月々七日が「子の星」の縁日であり、その日の暮れに礼拝していたことがわかる(覚帳21—15、26—26—1)⁶⁶⁾。現在の時刻では「八つ」は午前二時頃、大晦日の「五つ」は午前八時頃である。二十八日は晴れだったが、二十九日は曇り、大晦日朝には雪が降り出したとあるから、星を拝めたのは二十八日のみであろうか。曇り空でもその背後にある星を拝んだのか否かはわからないが、「また「…」起きて見」という表現からは、二日とも偶々見えたのではなく、意図して起きて見た様が窺える。

近代化される以前には、星は時空の尺度や不動の定点として人々の暮らしと密着した自然環境の一つであった。⁶⁷⁾ また修験道では星祭りの儀礼があり、その背後には「個人の運勢を支配する星とそれを統括する北辰を認める宗教的世界観」や「日月星によって象徴される大宇宙と、小宇宙としての人間の相互連関を認める宗教的世界観」が推測される。⁶⁸⁾ また陰陽道で死者の戸籍を管理する「泰山府君」が北斗七星と結びつき、平安時代後期には人間の寿命・運命を支配する北斗七星という信仰が広がった。⁶⁹⁾ その例として、戯曲『子午線の祀り』で壇ノ浦合戦前夜、平知盛が配下の者に「見ろ、あの北斗を。あの剣先の方角には金神が位して、それを背に負って戦わねば戦さに必ず敗れる—陰陽寮の小博士がいつやらいついていたのを、その時は気にも留めずに聞き流していたが—」と語り、「人の世の営みとはかかわりもないことごさいますよ」と答える配下に対して、重ねて「天と地の間にはな、民部よ、われら人間の頭では計り切れぬ多くのことがあるらしいぞ」と告げる場面がある。⁷⁰⁾ 金神を大地との親縁性で理解している我々には、星を金神と呼ぶ台詞は意外に思えるが、陰陽道思想には金神を天に位するものと解する説があり、

金神の眷属は星であるとの「理解」もある。平知盛は、平家の実質的な指揮官であり、合戦の行方を見届けて海に飛び込んでいく。その際「見るべきものは見た」との言葉を残す彼が、「天と地の間には「…」計り切れぬ多くのこ」とがある」と述べ、運命を左右する星を語るところが興味深い。^⑭

東日本大震災被災者で、「震災の夜が、今まで見た星空で一番きれいだった」と振り返る人がいる。^⑮また避難所生活で眠れぬ夜に空を見上げると満天の星が見え、こんな時でも天地は変わらず動いていると感じた信奉者がいる。^⑯一日で激変した自身の境遇と引き比べて、いつに変わらぬ星の姿が心に映じたことの表白である。その星が人の思いなど関知しない無情の存在ならば、その輝きは徒なものであり、冷徹さを感じさせるだろう。しかし普段は存在すら気につけない星が、漆黒の天空に瞬いて遠い光を投げかける様を、儂いながら心強くも感じ、心に些かの灯火が点つたということだろうか。あるいはその変わらなさが、寄る辺なき者の寄る辺となりうる感興を催したのであるか。星に向かう人間が、境遇を照らす光で捉え返されていることが窺える。

「理解」にも「信仰せられてより翌年、牢に入らるるより前年の事。十一月二十三日夜天の星きらきらす、それで、「どう言ふ訳でありましょうか。」と伺はれたるに、「その方にも待夜であるから、星が涙を出して悲しむのじゃ。」「…」(齋藤精一伝『言行録』九六五)のように、星からの訴えかけが感取される伝えがある。常ならぬ星の煌めきが知らせてあり、それが齋藤重右衛門の入牢事件前年という関わりで読み取られている。こうした応答関係が予想される中で、金光大神も最後の年末を過ごしていたことになる。

『天地乃大理』の中で佐藤範雄は、「我が教祖によれば、天とは幽の意なり。吾人の感覚し能はざる境界を意味す」と述べる一方で、「有形中亦幽あるなり」と述べ、「一切万有は顕幽相合し相応じて現はれたるもの」と説いた。「天

「幽」は目に見えず感覚を超えたものでありながら、同時に形あるものの中にも見出され、それが大は「日月星辰」から「極微の微中」に至るまで内在するとされている。^{⑦⑥}ここでの「顕幽」は対比しつつ重複するという一見矛盾した語りで表され、その先に天地が指し示されている。天地は類比的であれ対比的であれ自然との関わりで論及されるが、^{⑦⑦}時空間的広がりをもつ場の意味に加えて、森羅万象を抱える意味の宇宙であり、とりわけ本章で窺ってきたような人為を抱えた運行とその秩序／反秩序としても捉えられるであろう。筆者は以前、「NATURE」の訳語となる前の「自然」という語に「おのずから」と「もし、万一」という二つの意味があることから、「おのずから」なる生成を天地の内実に読み込む試みをしたことがあるが、先に挙げた「狂い」の相をも含む天地には、今一つの「もし、万一」の契機が浮上する。但し、二つの意味と言いながら、その二つが一つの言葉で表されてきた精神的意義^{⑦⑨}からは、突発的な偶然性と避け難い必然性との相矛盾する相貌を持つ「運命」的要素が見出されることになろう。宗教は「極大の偶有性（ほかでありうる）を必然性（ほかではありえない）へと転換してしまう」と言われるが、^{⑧①}星を拝む姿には「善悪・好悪あるいは生死をもそのままに内包して人間の都合を超えて行われ」る天地に身を任す様相が窺える。^{⑧②}

天地の莊嚴は、「覚帳」最後のお知らせに何をもたらずだろうか。「神の身代わり」説は、肉体の死後も生き続けるので、死後も世界と共にあることを前提とする。これに対して「氏子の身代わり」説では人々に代わって死ぬのだが、残る世界と人々の幸福が死の意義を増すと共に死にゆく者の心を安らかにすることになる局面がある。^{⑧③}このことを天地との関係に引き換えてみると、人が死によって大きなものに溶け込んでいくだけでなく、その大きなものゆえに自身の死が生き、自身の死ゆえに大きなものが生きるといような関係が浮かび上がる。人間社会の平穩

と共に、天地の莊嚴は、それあつてこそ向かえる「身代わり」を、孤高の使命感のみならず、大いなる成就として支えるものではないだろうか。

終 わ り に

本稿冒頭に記したお知らせの六日後に金光大神は広前を退き、十九日後に当たる旧九月十日（新十月十日）に亡くなった。本文でも触れたように、金光大神は既に明治九年頃に、「旧暦と新暦とがあるが、先で両方が九日十日と連れ合つていく時がある。その時には神上がりする」（理Ⅱ伍慶21）と、死の予告とも言える言葉を残しており、死去の日はこの言葉通りとなった。またその日は、生前から定められていた金光大神の神格を祀る縁日であり、中でも旧暦九月は年に一度の祭り日であった。^⑧

金光大神の死について、旧教祖伝記『金光大神』（金光教本部教庁、昭和二八年）の「やすらかに世をさつた」（四四五頁）というイメージと、「身代わり」との間には齟齬があり、またキリスト教的な贖罪の意味をも連想させたため、代受苦的な「身代わり」解釈への忌避感が働いたのではないかと本文で述べた。またイメージの齟齬としては、前掲瀬戸・福嶋論文に見られるような「差し向け」の責めを担って、どこまでも駆り立てられる孤高で壮絶なイメージに対して、高橋富枝が最後に金光大神に見えた時のこととして、よくもこれだけのことができたこと、神から金光大神への感謝とも労いとも言える思いが吐露され、それを受けた金光大神も感慨に浸る場面を伝えており、神と金光大神が共に^⑨経験した歩みを振り返り、残された時間をいとおしむような情感が印象深い。これら二つの対時的関係は、確かに

大きな矛盾と違和感を孕むとは言え、死の場面において人間的心情の振幅としてありうるものであり、それは信仰として同時に共存しうるし、すべきものではないかという思いも禁じ得ない。

本稿で論述してきたことは、このような振幅を持つ金光大神の死自体にとっても一部分の考察にとどまり、金光教信仰の死生観に至るものではないし、ましてや人為を超えた「非業の死」についての神義論的問いに応えうるものではない。⁸⁶⁾

それでも、以下の点は確認しておかねばならない。「覚帳」の登場と「身代わり」のお知らせは、死という生涯最後の時点から、そして「身代わりにさする」という神の視点から、金光大神の生の質、あるいは「生涯」の意味をトータルに求める課題を投げかけた。その点では安政六年「立教神伝」で「その時死んだと思うて」難儀な氏子を「取り次ぎ助けてやってくれ」との頼み(覚書9―3―1―7)を承けて以後の金光大神は、氏子になり代わり神になり代わる「取次」に奉仕したのであり、死に至る「身代わり」はなり代わることの極限の形だと言えよう。そのような「身代わり」の捉え方は、前述のように新旧暦で九日十日が重なるという天地のサイクルを反映したような死、さらにそれが金光大神の祭り日であったことなどと重ね合わせて、金光大神の死を、天地の道理を説いた生が天地の循環の重なりと共に終わることにおいて、あるいは神を祀る者が神になる信心の標として、また神の定めた日に死去するという厳粛な出来事に対する畏敬を催させるものとして、⁸⁷⁾死生に及ぶ信仰の意味を求めていく重要な内容であることは否定しがたい。またひいては、喜びや悲しみと共にあり、短くも長くもある人の一生を照らす上で、小さくとも確かな光を投げかけるものであるとも思う。

金光大神の死を初めとして金光教全体で経験されてきた色々な死、生涯の完成であるような死、不条理に見える死、

天地の中で「巡り合わせ」や「繰り合わせ」や「身代わり」などが働き合った死等々について、それらが相互に重なり合ってもいる様相として、様々な形で求めていかねばならない。そうしたことから、失われたものの大きさが残されたものの大きさでもあるような何かを見る眼、感じる心が開かれることになればと念じるばかりである。

(教学研究所長)

① 瀬戸美喜雄『世を照らす光 お知らせ事覚帳の心』(金光教本部教庁、一九八三年)で、「身代わり」と「身変わり」と読む場合が考えられるとした上で、「身代わり」の場合他者の苦難を我が身に引き受けるといふ意味での「身代わり」の他に、死後も神の働きを続ける「神の身代わり」という解釈があり、「身変わり」の場合は肉体を持った存在から形なくして働くといふ意味と、金光大神の働きを後継者へ譲らせるといふ意味が考えられると述べられている(二七五～一八〇頁)。なお、この書は「人間の身代わり」の意味が妥当という立場である。

② 『日本国語大辞典 第二版』(小学館、二〇〇一年)では、「みーがわり」「身代・身替」という見出し語で、「①他人の身に代わること。身の代わりに他のものをあてること。他のものでその体の代用とすること。また、その人やそのもの」とある。「みーかわり」「身変」という見出し語では、「祭

前の物忌(ものいみ)のこと」と定義し、千葉県安房・上房地方、兵庫県西宮市、徳島県那賀郡木頭村の例を紹介し、「物忌のため常人の状態と異なってくる」と解説が加えてある。また南蛮人渡来期の日本語が窺える『邦訳日葡辞書』(土井忠生他訳、岩波書店、一九八〇年)には、「Migaurari. ミガワリ(身代り) 他人の代わりに、あるいは、他人のために。例、Migaurari tatsu. (身代わりに立つ) 他人の代わりに死ぬ、危難を被る、囚われの身となる、など」とあるが、「身変わり」の項目はない。なお柳田国男「ミカハリ考の試み」でも「自分はミカハリは物忌のことで、常日頃の肉体を、神を祭るに適するような身に改めること、即ち身変りではなかったかと思つて居る」(『定本柳田国男集 第十三巻』筑摩書房、一九六三年、二六頁)との言及がある。

③ この点について、瀬戸美喜雄『金光大神の生涯 四たびの転機』(金光教甲山教会、二〇〇四年)でも両論併記されている

るが、「私は、「神の身代わり」であり、「人間の身代わり」である、といただいでおります」（三六頁）と述べた後、結論部で「身代わり」は「第二の差し向け」であり、「現身はなくなつても永生生き通しで、生神金光大神の働きが働いていくように、神様の身代わりとして神様から差し向ける」とおっしゃつたもの」（三六―三七頁）と述べられている。

④ 「覚帳」の公開は、金光大神の全生涯に及ぶ信仰が明らかになる期待を抱かせる一方、それは秘めた書であり公開することは適切か否か、また既成の信仰観と異なる激しく厳しいものが予想され、いかに受けとめうるかという懸念も表明されていた（徳永篤孝「結界取次依立の系譜」『金光大神を頂く』金光教北九州教務所、昭和五八年）。確かに「覚帳」には、「人代／神代」「万国まで残りなく金光大神でき」など信仰的使命感や世界観の高揚を示す面と、向明神「手切れ」・金光金吉の問題や死に至る金光大神と「身代わり」等が示され、従来の枠に収まり切らないもの、未知なる金光大神とも言うべきものに出会う機会も、幾分かの危惧と共に看取されていた。

⑤ 竹部弘「教祖像の力学―金光教の教祖探究から―」（『幡鎌一弘編』『語られた教祖―近世・近代の信仰史―』法蔵館、二〇二二年）で、明治期から昭和期に至る金光教の教祖探究を、教団の公的表明と信仰者の内発的希求、根本資料の変遷（伝承資料から教祖による自伝的資料へ）、社会状況・時代精神や学問動向

との関わり等、諸動因の相剋・競合・協働関係において概観しながら検討した。その中で、教祖探究が進められる志向性として、「教祖とは何か」（構造内の位置、機能的存在意義、業績等）という問いと、そのような理解を脱し彼方へと誘う特異性を潜めた「教祖とは誰か」という問い相互の関係を挙げ、「誰か」を求めて「何か」に逢着し、またその「何か」の理解から超脱した「誰か」という問いが投げかけられてくるという関係を予想した。

⑥ 小川洋子・河合隼雄『生きる』とは、自分の物語をつくること』新潮社、二〇〇八年。物語というと、非現実の作り話・おとぎ話と受け取られるかもしれないが、そうではない。科学的な因果関係の説明とは別の仕方、個人が経験する出来事や人生、また人類の歴史を人間的に意味づけるものである。

心理学者の河合隼雄によれば、物語は事実と事実の間をつなぐ筋を持ち、その語りには自分自身が組み込まれている。従つて、当面する問題について、その「原因」を探すのではなく、全体が互いに不思議な関係を持つていうことの中で考えねばならないと言ふ（『物語と人間の科学』岩波書店、一九九三年）。このような物語の人間的な意味について、作家の小川洋子は次のように言う。

背負うには過酷すぎる現実と対面した時、人がしばしばそれを物語化することに気づいたのは最近だ。現実

逃避とは正反対の方向、むしろ現実の奥深くに身体を沈めるための手段として、物語は存在する。「…」生涯に一冊の本さえ読まない人でも、一行の手紙さえ書かない人でも、誰でも胸の内に物語を抱えているのかもしれない。「…」この世は何と多くの、底知れぬ物語にあふれているのだらう。(小川洋子「物語はそこにある」『深き心の底より』海竜社、一九九九年、六〇・六一頁)

物語は、人が生きる力となり支えとなるものであるが、それは様々な形をとりうる。進むべき展望を開き、導くこともあるが、必ずしも華々しく力強いものとは限らない。むしろささやかな、明日への一歩あるいは半歩を促すべく、足を持ち上げるのも難しいその足をゆつくりと押しあげてくれるもの、場合によっては然るべき時が来るまで静かに寄り添ってくれるものでもあらう。

⑦ 加藤論文の主旨は「そのジレンマをも超えて誘われた信仰」を追究することであるが、実際の論述では金光大神が自らの信念を頑なものとして問い直すなど、「迷い」や「脆さ」が浮かび上がる一方で、「力みのぬけた」が力のない様に、「ジレンマをも超えて」がジレンマから降りた様にも見えてしまう。むしろ不安や安心という次元を超えて「自らを支えてくれた足下の拡がり」(七三頁)と言われるものが実在的に指し示されるべきであり、本稿ではその面を積極的に追究していきたい。

なお、金光大神の最後まで神勅に打ち込む使命感と、菽雄への期待や配慮をめぐる葛藤との両面に亘る考察に、岡成敏正「金光大神における代替わりの問題に関する一考察——「覚帳」に綴られた次男菽雄の祠掌職に関わる記述内容を巡って——」(紀要「金光教学」第三四号、一九九四年)がある。

⑧ 「神の贖罪的な身代わり」という錯綜した表現(前掲瀬戸「神の怒りと負け手」五一頁)や、「人間同士の難儀を、神の子としての兄弟の難儀として引き受け、身代りに立って、その助かりのために努める、いわば「身代り信心」を勧めるもの(福嶋義次「金光教の人間観」〈第五回金光教「平和を考える長崎集会」講演〉、『金光教報』昭和五四年一〇月号、金光教本部教庁、巻末二九頁)、「神の手がわり」と「氏子の身がわり」とが相即不離・同時的に行われてきたところに、取次の意義を確認するもの(橋本真雄「神の手がわり・氏子の身がわり 教師育成の歴史をかえりみて」『金光教報』昭和五四年一二月号、金光教本部教庁、三頁)などがある。

⑨ 金光大神は既に生き死にを超えて人を助けることができるようになっていたのだから、死を賭してまで罪をあがなう必要はなく、「罪のあがない」としての「身代わり」という考えも成り立たない」との論説があった(奥山巖雄「人類の罪のあがない」としての「身代わり」という考えは、金光大神の信心にとつまずきである」『金光新聞』昭和六三年四月一七日号)。近年でも「金光大神が神様の身代わりであるといっても、犠牲に

なる、ということではなくて、『金光大神ひれいのため』、金光大神の働きが、いよいよ現れていくためである、とおっしゃっているわけであります」（前掲瀬戸『金光大神の生涯 四たびの転機』三六頁）との主張がある。ここには贖罪・犠牲への忌避感から、解釈の枠が設けられているように思われる。

⑩ 広松涉他編『岩波哲学・思想事典』（岩波書店、一九九八年）の「贖罪」の項参照。

⑪ 福嶋義次「身代わり論序章」（昭和五四年度研究報告）一五頁。ただ一人の犠牲者が、誰でもなり得る可能性のある犠牲者のすべての、身代わりになり得るのである。それが、放逐しようとする一切の敵対する兄弟の身代わりをする。つまり、共同体の内部の、誰もが誰

彼の隔てなく、すべての人々の身代わりをし得るのだ。（ルネ・ジラル（古田幸男訳）『暴力と聖なるもの』法政大学出版局、一九八二年、二二八～二九頁）

イケニエ儀礼では、本来、イケニエを暴力的に殺害すること神を再現させ、それを喰うことで神との一体性が実感されていた。「…」人身御供譚は、喰われることで神と一体化する原初的な神と人との関係を語ることで、祭の中に、神と一体化する身体感覚を呼び起こしているのである。（六車由美「神、人を喰う」新曜社、二〇〇三年、二二〇頁）

創造は犠牲にされるその生存者から、つまり初源的で

男女両性的な巨人とか、宇宙的な男性なり母なる女神、あるいは神話的な年若い娘などによってはじめて行われることができるということである。「…」つまり何ものも神へのいけにえ、犠牲による以外には創造されないとということである。（ミルチャ・エリアーデ（岡三郎訳）『神話と夢想と秘儀』国文社、一九七二年、二三四～二三五頁）

⑬ ドナルド・K・マツキム（高柳俊一他監修）『キリスト教神学用語辞典』（日本キリスト教団出版局、二〇〇二年）の「贖罪」には「atonement」〔英〕「at」において「+ one」〔一〕イエス・キリストの十字架までの死のことで、神と罪人との間の関係を再建し救いをもたらすもの」とあり、死によって成し遂げられるところに重点を置いた解説がなされる。また『キリスト教大事典』（教文館、一九六三年）では「贖罪」は「和解」を見よという指示があり、「和解」の項では「聖書においては、和解が人間の営みとしてでなく、神の恩寵として与えられると考えられ、キリストの十字架の死による贖罪によって成就されると見ている点にその特色がある」と記されている。

⑭ 西田長男・三橋健『神々の原影』平河出版社、一九八三年、三四五～三五三頁。

⑮ 大森恵子「地藏靈験談——特に、「壬生寺縁起」と身代わり・厄除け靈験談を中心にして——」『仏教民俗学大系1 仏教民俗学の諸問題』名著出版、一九九三年。

⑩ 小峯和明「神仏との交感 感応と靈験の物語」『水声通信』第二四号、水声社、二〇〇八年、一〇五—一〇六頁。

⑪ 清酒時男編『定本日本の民話14 加賀・能登の民話』（未來社、一九九九年）、野村純一・松谷みよ子監修「いまに語りつぐ日本民話集 伝説・現代民話9 お地藏さまの奇跡」(作品社、二〇〇三年)、新潟県小学校図書館協議会編『読みがたり 新潟のむかし話』(日本標準、二〇〇五年) 参照。

⑫ 和歌森太郎「地藏信仰について」桜井徳太郎編『民衆宗教史叢書第十卷 地藏信仰』雄山閣、一九八三年、六九頁。

⑬ このような欲求を、神仏ではなく家畜に背負わせる場合もある。

(岡山―引用者) 県北地方では戦前まで家族の大切な人物が死ぬと、飼い牛を一頭、ケガエ牛と呼んで売る習わしがあり、その時はほとんど半価に近く買いたたかれても売った。衰えた運命あるいはわざわいを牛におわせて災難を除こうというのがその目的であり、「牛は主人の身代わり」ともいわれた。(三浦秀有『荒神とミサキ―岡山県の民間信仰―』名著出版、一九八九年、三〇―三二頁) 異常な死、病氣、狂気、自殺、殺人、姦淫、といった正常ではない出来事が起こると沖繩の人々はマジユモノの仕業と考えた。マジユモノは妬みを持った霊で、人の命をねらっているから、救うためには身代わりを出す必要がある。イヌチダイと呼ばれる生け贄だが、

おもに豚であることが多い。(松井友「北の神々、南の神々」赤坂憲雄・中村生雄・原田信男・三浦佑之編『いくつもの日本Ⅷ 神々のいる風景』岩波書店、二〇〇三年、二一九頁)

⑭ 中前正志「神仏靈験譚の息吹 身代わり説話を中心に」臨川書店、二〇一一年、第一章参照。

⑮ 竹部弘「立教」への問い ―諸伝承・「覚書」・「覚帳」と教祖像―(第四七回教学研究会基調講演記録、紀要『金光教学』第四九号、二〇〇九年)で挙げた例の他、次のようなものがある。作家柴田鍊三郎が若い頃、旅先で溺死寸前に助けられ、医師から絶望と宣告されたが不意に意識を取り戻した。その時、命の境目で見た時計の時刻が記憶に残っていたが、同時刻に、故郷の岡山で彼を可愛がってくれた祖母が息を引き取っていたことを後で知った。その不思議は、祖母が自分の身代わりになってくれたとしか思えないという(柴田鍊三郎「地べたから物申す」新潮社、一九七六年)。

詩人新井満の父は、彼が幼い頃に病気で入院中、ほぼ回復し明日退院という日、看護婦による注射の直後に急死した。現在なら医療ミスと疑われるところだが、敗戦直後の混乱で問題にならず、一家は窮乏状態に陥った。母の苦労を父の早死にのせいと恨んでいたが、数年前、ある老師に思いを告白すると、「お父さんは、早死にしたその分のいのちを、息子のあなたにブレゼン

トしてくれたのかもしれませんが」「…」不慮の災難で生涯を閉じなければならなくなった時、お父さんは必死の思いで考えたに違いない。自分の余命を誰かに譲ろう。具体的には、生まれたばかりの息子のあなたに贈ろう。「…」と聞かされて、思いが変わり涙した(新井満「死んだら星に生まれかわる」河出書房新社、二〇〇四年、一四―二二頁)。

②② 前掲竹部「立教」への問い、並びに前掲「教祖像の力学」。

②③ 橋本松之助伝「御遺訓収集達示に対する回答 其六」管長家資料27―18―51―55。

②④ 宮田登『生き神信仰 人を神に祀る習俗』塙書房、一九七〇年、第一章第三節「救済と霊神」参照。

②⑤ 明治四十年の記事にも「世の為人の爲にと、身を犠牲に供えしものなれば、生きても神、死ても神なれば心を安んぜよと仰せ給う」と表現されている(白神新一郎 近藤藤守「小伝 故白神真(新) 一郎師」『大教新報』第八八号、明治四〇年一月二九日)。

②⑥ 田地匡「自戒記(九)」(『大教新報』第三六〇号、大正二年三月七日)では「犠牲的勇猛心」を、また片島幸吉「取次の意義」(『金光教青年会雑誌』第二号、金光教青年会、大正一年七月一日、四―五頁)では「献身犠牲」を、教祖から教会の取次者に至る中心的要件と説いている。この精神は布教者にも見出され、「師の奉仕の生活は、一面神に対し奉つては、苦の人生

をそのまま自身に表現しつつ、その苦しさ辛さを以て、氏子の哀切なる諸々の苦痛を我身に替えて取次ぎ、もつて神の悲願に到達されたことになり、他面人間に対しては『何事も皆教える』との御教のまま偏に神意を体現して、諸人の苦難を取次ぎ、苦の人生に光たる親神の救をもたらされたことになる」との評価にもなる(『片島せん師』金光教奥平野教会所、大正五年、九五―九六頁)。

②⑦ 荒木美智雄・講演記録「神様を飾りにしてはいけない」(平成一年七月二六日)。

②⑧ 次の場合でも、子が親の「身代わり」になったと受けとめられている。

明治四十三年、大教会所建築用材伐り出しのため木曾に赴いた桂松平が重病となった際(金光に戻るが尚快癒せぬ間に)、子息光行(五歳)が急病で亡くなった。金光攝胤から「桂躬代光行若子之霊神」の諡号を贈られ、佐藤範雄から「稚子が親に代わりてゆきにけり まことの道をたどりて」(このみたままつれ親たちわがたまと 拝めおやたち神とおもひて)と追悼の歌を贈られた(『桂松平師伝』金光教小倉教会、平成三年)。同書には「師は、わが子と引き替へに命を頂いたとさつた」(四二九頁)とある。

都城教会初代教会長高松栄述「都城布教を語る」(「真の道をたどりたりて」金光教都城教会、平成五年)によれば、大正二年、布教地に向かう列車の中で、自分の命を二年間縮め

ること引き替えに布教成就を祈念した。道が開け始めた翌年、長男が病氣になり祈念すると、「お前の身代わりだ。お前が大正二年二月二十三日の時に、二年間の寿命を縮めた。お前の身代わりとして子供を引きとる」(二六頁)という意味の神示を受け、この子は亡くなった。その後、長女、三男、四男が亡くなり、四男の墓標には、「幼子が親にかわりていきにけり 真の道をたどりたどりて」という歌が記された(三〇頁)。

②⑨ 沢田重信「おかげの中で」(「しんえん」金光教六甲教会一九九五年四月号)、「おかげの中で」(2)―身代わり」(「しんえん」一九九五年五月号)、「おかげの中で」(3)―お繰り合わせ」(「しんえん」一九九五年六月号)、「ご挨拶」(「しんえん」一九九五年一月号)から要約した。

③⑩ 岸井勇雄「母を想う」『信ひとすじ 初代教会長二十年祭 初代教会長夫人五十年祭 記念誌』金光教新宿教会、平成七年、六一―六六頁。なお、親教会である大阪教会の教会長夫人(白神根能勢)も、戦災で逃げる人を避難させた後、亡くなったという(同書六六頁)。

③⑪ 竹内長次『お知らせ事覚帳』に拝する教祖様の百日修行について(「金光教東京ペンクラブ、一九九〇年」)の、畑愷による「あとがき」(八一―八二頁)。

③⑫ この時の得心は、戸長が金光大神の営為を「人の助かること」だと認めるなど、お上の働きの実態と根拠に加えて、

「自身の立場を崩すことなくつらぬいていけることを感得」したことによるという(沢田重信「信心・布教・政治 ―金光大神御覚書、明治六年「神前撤去」の解釈」紀要『金光教』第九号、一九六九年)。

③⑬ 高橋富枝伝『研究資料金光大神事蹟集』六五三、藤井きよの伝『研究資料金光大神言行録』二六四五(以下、「事蹟集」「言行録」と略記)。

③⑭ 次のような点から、神動再開への一連の推移について、金光大神が人為の事柄以上の機縁を看取していたことが窺える。「覚書」「覚帳」共に、この事蹟の最後に「お上出ても、実意を立てぬき候。以上」(覚書21―7―4、覚帳17―8―5)との記述があるが、その後が続けて「覚書」では「天地金乃神様仰せつけられ、旧二月二十四日ご縁日、新三月二十日より二十一日二十日ご縁日」(21―8)と、また「覚帳」では「旧暦二十四日、天地金乃神仰せつけられ、新暦三月二十日より二十一日二十日ご縁日」(17―9)と記されている。日付のみの記述で意味が取りにくいのが、ここで注目されるのは、「実意を立てぬき候」との押さえがなされた旧暦二十四日という日付と、続けて新暦の日付が並置されていることである。旧暦の方は直接には二十四日しかないが、これは「覚帳」に「二十二日より芽立ち」(17―7―1)とある如く、二十二日に戸長が神動再開を伝えてきてからの三日間に相当するものであり、この旧暦での三日間が、新暦

で三月二十日から二十二日に当たるとの意であらう。日付は異なるが、縁日同士が重なっていることと表示であり、特に「覚書」では「旧二月二十四日ご縁日」との加筆で縁日であることが再認されている。このことは、金光大神帰幽の日に関して語られた(理Ⅱ伍慶21)ような、新旧暦で縁日が重なることと意識として興味深いのみならず、神勤再開に至る一連の出来事が、縁日という時間の中で、神の働きに催されてのことであつたという人為を越えた印象が浮かび上がってくる。

③5 『信仰回顧六十五年 上巻』『信仰回顧六十五年』刊行会、一九七〇年、一二〜一三頁。

③6 西村務道編「信心の復活」札幌教会資料13。昭和五十七年に同名で金光教芸備教会から刊行。

③7 前掲『信心の復活』四四頁。但し鳥井は亡くなったという。

③8 前掲『信心の復活』八四〜九〇頁、前掲『信仰回顧六十五年 上巻』一六〜二二頁。

③9 前掲『信仰回顧六十五年 上巻』二〇〜二二頁。

④0 「明治十四年の頃、大阪の道の開け方につき、教祖の御心配一方ならず、其の時、「如何なる宗祖も法難を受けざる者なし。今後は、辰の年、万一の御身代りに立ちます。」と申上げし。「之れ迄もそう言う事を言うて呉れた者もあつた。」と仰せらる。「之れ迄言ひし者とは違います。」申上げると、「最」とおうなずかれたり。(今まであつたと宣ひしは川手

保平氏の事と思ふ) (佐藤龍雄伝『言行録』二三六)。

④1 前掲『信仰回顧六十五年 上巻』一三頁。

④2 これらの伝えは、明治四十三年八月十日に本人から聴取されており、その記録である「原ノート」では、引用した「道理が一番」と「話が身にしてみても」の伝えは、「身代わり」云々の伝えを間に挟んで収められている。

④3 竹部弘「神と人との間」への問い ―安政五年十二月二十四日のお知らせをめぐって― 紀要『金光教学』第四四号、二〇〇四年。

④4 『教典』には、「氏子、心配することはない。形を隠すだけである。肉体があれば、世上の氏子が難儀するのを見るのが苦しい。体がなくなれば、願う所に行つて氏子を助けてやる」と仰せられた(理Ⅱ唐常4-2)。「此方は、この世を去つて神のみもとに帰るまでが信心である。この肉体が隠れて後、はじめて満足に人を助けることができるのである(理Ⅱ近藤44)、「金光大神は形がじゃまになって、よそへ出ることができない。形がなくなつてからは、来てくれと言ふ所へ、すぐに行つてやる(理Ⅱ難な9)、「形がなくなつても、どこへ行くのでもない。金光大神は永世生き通しである。形のあるなしに心を迷わさず、真一心の信心を立てぬけ(理Ⅱ福儀22)等の伝えがある。また「御帰天の年の正月元朝、教祖に神懸あり、(本年旧九月十日には、天地金乃神と同じ神にしてやる)との神命あり。[…](中野辰之助伝

『言行録』三四八四」という伝えもある。

④⑤ 前掲福嶋「死を前にした金光大神」注④⑤・④⑥参照。

④⑥ 但し、金光大神が自身の死を以て「真の神になる」と語っている(理Ⅰ島八Ⅱ)ことは、身体の制約を脱した「生き通し」の志向を示しており、死後も神となり働き続けることと、氏子の難儀を引き受けるという、二つの「身代わり」説が交錯し重なり合う可能性は留保される。

④⑦ 明治期の宮建築を主題としたり主題に沿って論及した研究に、早川公明「『金之神社』考」(紀要『金光教学』第二号、一九八二年)、前掲岡成「金光大神における代替わりの問題に関する一考察」、水野照雄「金光大神の晩年における天地書附の意義と取次の姿勢」(紀要『金光教学』第四〇号、二〇〇〇年)、児山陽子「貨幣経済進展下における金光大神の信心——明治一二年九月二四日のお知らせをめぐって——」(紀要『金光教学』第四二号、二〇〇二年)、大林浩治「『覚帳』——『覚書』の神語り世界——金光教の始源的創造力を探る方法的試論——」(紀要『金光教学』第四六号、二〇〇六年)、前掲加藤「金光大神の最晩年」、藤本拓也「お知らせ体験の深まりに見る宮建築の移ろい——「神の頼みはじめ」とその無起源性をめぐって——」(紀要『金光教学』第五二号、二〇一二年)がある。

④⑧ 小関照雄「『広前歳書帳』(教祖御祈念帳)について」(紀要『金光教学』第二七号、一九八七年、表(4)参照。

④⑨ 寄付をした者自身の伝え(理Ⅱ柏と9・土周Ⅰ・吉良Ⅰ)や、

寄付がなされていたとの伝え(理Ⅱ大喜12・津治4・和安Ⅰ、理Ⅲ道案26)がある。

⑤⑩ 宮建築の過程で、神の強い決意や願いが打ち出される反面、村民側に配慮したり妥協したような揺れが指摘されている(前掲加藤「金光大神の最晩年」六三―六七頁。行為の指示というレベルではそう言えるが、お知らせには最後に「助けてやる」(覚帳25―8―6)、「くり合わせてやる」(覚帳25―9―3)など、事態への処方レベルに終わらぬ言葉が加えられることがある。川手父子の意向に沿う返事を指示した後に「神がくり合わせてやる」と加えられる場合には、仮に不本意な返答をしても、その返答が全てを決する訳ではなく、その後も神の作用が介入するとの含意がある。行為レベルでの右か左か、その時その場の対立か妥協かの矛盾を抱えながら、全体としてくり合わせていくことになるとの願いである。裏返せば、強い決意の表明や糾弾的表現が向けられる人々(金を借りようとする人、後悔することになるであろう人)、あるいは礼を求める人を突き放したようである、切り捨ててはおらず、「神の綱」の内なる言明であるとの解釈も成り立つのではなからうか。

⑤⑪ 竹部弘「『お知らせ事覚帳』に見られる「神」という経験」(紀要『金光教学』第四二号、二〇〇二年、第二章。

⑤⑫ 桜丸の死の三日後、「一つ、祠堂五年。お上でも見せしめ、回し俵ということあり」(覚帳25―22―1―1―2)とのお知らせ

によって、萩雄の祠掌職にまつわる事柄が、前章で挙げた「尋求教語録」や吉原の「理解」では語られていない問題の「根」として示された。しかし「回し俵」に任意抽出による年貢米検査という意があることから、「理解」の場合と同様にその人が「身代わり」となる理由は示されない。更に萩雄の祠掌就任は、当初金光大神にも、桜丸の出生、宅吉の結婚と併せて、「神様おくり合わせください」と喜びをもつて迎えられたものであった。

- ⑤③ 前掲竹部「お知らせ事覚帳」に見られる「神という経験」。
- ⑤④ 合唱組曲「水のいのち」(高野喜久雄作詞)では、雨となつて降り注いだ水が、地面に落ち、川となつて時に淀んだり渦巻きながら流れ流れて海に注いでいくまでを、「雨」「水たまり」「川」「海」「海よ」の構成で表現している。最終曲では、それまで旅してきた水が、たどり着いた海で暫し休らつた後、再び海底から舞い上り、やがて空に上昇して慈雨となることを暗示する。それぞれの場面での水の姿には人間の生の諸局面が仮託され、水もまた一つのいのちあるものとして、その一生が表現される。
- ⑤⑤ 水銀耐性菌については、石田祐三郎・杉田治男編『海の環境微生物学』(恒星社厚生閣、二〇〇五年、一六八―一六九頁)、日本微生物生態学会教育研究部会編『微生物ってなに?』(日科技連出版社、二〇〇六年、一六六―一六七頁)参照。水俣湾の

水質浄化については、テレビ朝日「すてきな宇宙船地球号」でも放送された(「死の海からの復活」ミクロ生命体が奇跡を起こす)二〇〇八年六月八日放送。

- ⑤⑥ 鷺田清一「語りきれないこと ―危機と傷みの哲学」角川学芸出版、二〇一二年、三六―三七頁。

⑤⑦ 「ひとたび絶たれた臍の根元、初源の羊水に注入されつつある文明の害を読み解こうとはしない。人間全般の内部に、壊死が起こりつつあることの予兆を」(石牟礼道子『苦海浄土 第一部神々の村』藤原書店、二〇〇六年、一三八頁)。

⑤⑧ 「心の根元にはこんこんと想いが溢れているのに、はげしい自己主張をせず、いつも相手を思いやって、控え目にか自分のことを言わない。この人たちが胸底に蓄えて、声に出さない想いがある。限りなくそれは深い」(石牟礼道子命のほとりで)『石牟礼道子全集 不知火 第一五巻』藤原書店、二〇一二年、四三七―四三八頁。

- ⑤⑨ 石牟礼道子『潮の呼ぶ声』毎日新聞社、二〇〇〇年、二四八頁。

⑥⑩ 石牟礼道子「海はまだ光り」『石牟礼道子全集 不知火 第一〇巻』藤原書店、二〇〇六年、五一―五頁。

⑥⑪ 前掲『苦海浄土 第二部』一六九頁。「荘厳な茜の色に縁どられた黒雲を貫いて、天の柱のような陽の光が、まっすぐたく、不知火海の上にさしているのを見ることがある。季節や時間によって光の色も海の色も、向こうの島影もちがっ

で見えるが、神々しさに変わりはない。生命という生命は、今あの光の下の海で、たしかに受胎しつつあるのだと、見るたびにおもう。そして、海の中に連鎖して爆ぜる命たちの花火を、うつつに見ているような気持ちになる」(石牟礼道子「命の花火」『石牟礼道子全集 不知火 第一五巻』藤原書店、二〇一二年、四七八～四七九頁)。

⑥② 「理解」では、お札は目当てにすぎず(理Ⅱ津治③)、一心が大切に心が伴わなければ意味がない(理Ⅰ市二61・島八18・松敬12-1・山定64、理Ⅱ佐彦1-1)、神のお守りを頂けばよいから札はいらない(理Ⅱ古こ②)、貧しい者が助からない(理Ⅱ国三6-1)、売り買いに使われるとよくない(理Ⅱ市光5-1)、信心が廃れると御粗末になる(理Ⅱ吉芳1-3)などの理由で、札を出すことが戒められてきた。

それに対して天地書附は、明治六年の「神前撤去」と呼ばれる神勤差し止めの最中に、その原型が示され、神勤再開後に現在のような形に定まったものである。また、「よく見える所へ張って」おき「書いたとおりを忘れずに」(理Ⅰ近藤18)と論され、信心の「目当て」(理Ⅰ市二57-1)であり「心の守り」(理Ⅱ福儀17-1)であると教えられた。

⑥③ 前後の状況を含め、前掲水野「金光大神の晩年における天地書附の意義と取次の姿勢」参照。

⑥④ 当時、札を求める参拜者は多く、また天地書附を受けた者が併せて札も受ける例があり、中には他の人に下げ渡す

布教者も含まれる(前掲水野論文注⑩)。それと共に「これを目当てにして信心せよ。金銭でこれを売買してはならない」(理Ⅱ福儀6-2)との戒めがなされていることからは、天地書附にも売買の意識が生じていたことを窺わせる。そうならば札を出すことの問題性(理Ⅱ市光5-1)は天地書附にも当てはまることになり、神に向かう架け橋とはなりえないことになる。そうしたところから見返した時に、天地書附はよいが札はよくないという前提ではなく、天地書附であれ札であれ、両者が形となる前の、両方に通じる根本が問題になる。

⑥⑤ 前掲福嶋「死を前にした金光大神」。

⑥⑥ これらの記述については、「覚帳」に見られる神々の秩序世界を構想し、天照大神を頂点とする現世の神々、日天四・月天四など太陽系宇宙の神々、宇宙的中心となる子の星等と天地金乃神の神性との関係として問題提起されたことがある(高橋行地郎「覚帳」にみられる教祖の信心と教義——なぜ今「覚帳」研究か——(第二三回教学研究会課題発表Ⅲ、紀要「金光教学」第三号、一九八三年)。

⑥⑦ 特に漁民は星を見て漁を終える、魚が釣れる時を知るなどの尺度とし、明けの明星の光が大きければ暮らしが豊かになるという言い伝えもあった。なかでも北極星(子の星)は船の位置を判断するために、海で生きる人にとって大切な星だった(北尾浩一「星と生きる 天文民俗学の試み」ウインカ

もがわ、二〇〇二年、二章～三章参照。

- ⑥8 宮家準『修験道儀礼の研究』春秋社、一九七一年、二〇九～二一四頁。

- ⑥9 斎藤英喜『陰陽道の神々』佛敎大学通信敎育部、二〇〇七年、七五～八二頁。

- ⑦0 木下順二『子午線の祀り・沖繩 木下順二戯曲選Ⅳ』岩波文庫、一九九九年、二二頁。

- ⑦1 「金光様のお考えでは、金乃神とは金神のことである。天地の神というのも、天は日天四 月天四、地は金神のことである（理Ⅱ金裁11-1）、「汚い所もきれいな所も死人の所も、日天四は平等に照らす。金神も平等に守る。したがって、天地の神は不浄汚れは忌まない」（理Ⅱ高富1）、「日天四様月天四様のあらたかなることは諸人知るといえども、地に金神様の、そのありがたきことを知らずや」（理Ⅲ遺案3-1）など参照。

- ⑦2 木場明志『民間陰陽道と金神信仰』（設立五〇周年記念式典講演記録）紀要『金光敎学』第四五号、二〇〇五年、一三二頁。また「金の神様の眷属は空の星であります。星の数ほど人も居る故に、星一つが一人にあたりて居ます」（藤井きよの伝『言行録』二六四七）という伝えがある。

- ⑦3 文学作品であるが全くのフィクションではなく、地域によつては北斗七星の先端の星が「剣先」とも「破軍星」とも呼ばれ、「この星に向かつてなす勝負事は不成就なり」と

いう伝えがある（内田武志『星の方言と民俗』岩崎美術社、一九七三年、二五〇頁）。

- ⑦4 『アエラ』二〇一二年三月二日号、朝日新聞出版、四七頁。

- ⑦5 『金光新聞』二〇一二年三月二五号、三頁。

- ⑦6 『天地乃大理』金光敎本部、明治三八年、二六～二七頁。

- ⑦7 福嶋義次「神としての天地——金光大神理解研究ノート——」紀要『金光敎学』第二五号、一九八五年。

- ⑦8 竹部弘「金光大神晩年の「世界」像と「天地」観」紀要『金光敎学』第三三号、一九九三年。

- ⑦9 「自然」は「万が一にしてかつオノズカラという相矛盾した内容を内包し「…」偶然的にして必然的、不条理ながらも条理的という逆説的構造が、万が一にしてオノズカラなる「自然」という言葉の実相「…」であるという（大野順一「死生観の誕生」福武書店、一九八三年、一〇七～一二頁）。

また「おのずから」と「みずから」が共に「自」という語で表記され、自己の意志や努力によるものが自己によるものでないと観念されてきたところにも通じるものである（竹内整一「おのずから」と「みずから」——日本思想の基層——春秋社、二〇〇四年）。

- ⑧0 大澤真幸『宗教』『事典 哲学の木』講談社、二〇〇二年。
⑧1 前掲水野「金光大神の晩年における天地書附の意義と取次の姿勢」一〇〇頁。

⑧ 運命という避けられぬ悲劇を思い浮かべ、諦念を抱きがちであるが、ここでは何かの実現へ向けて命を運ぶ過程という意味合いを含めて考えたい。謂われなき災厄でも、それを通して実現を待たれているものがあると看取される時、その実現に与っていくことが謂われへと反転する。そして、その成就に向けて参与することに使命とも運命ともいふべきものが生まれるのではないかということから、救済者としての使命に傾斜した「差し向け」も捉え返されるように思われる。

⑧ 高見順の詩集『死の淵より』（『新潮現代文学14』新潮社、一九八一年）中、病のため死を覚悟した著者が、この世の景色を美しく新鮮に感じると詠った後、次のように続けられる。「この世が／人間も自然も／幸福にみちみちている／だのに私は死なねばならぬ／それが私の心を悲しませないで／かえって私の悲しみを慰めてくれる／私の胸に感動があふれ／胸が／つまって涙が出そうになる」（三三四頁。／は改行箇所、引用者。自分の死後、世界が美しく幸せに続いていくことが、死んでいく自分にとって空しく悲しいことではなく、慰めと感動を与えるものだという。ここに詠われていることは、誰にでも当てはまる自明のこととは言えないが、それでも人間的心情がありうる姿の一端である。

なお金光大神についても、安政二年の「九死一生」の大患時に、神への無礼を詫びて命を救われたが、それはまた

死の寸前に至って、自分の意志や思いを超えたところで赦されて生きていることを分からされる体験であり、いのちや世界を支える充溢したものに包まれる体験だったのではないかと述べたことがある（前掲竹部「立教」への問い」第四節、及び竹部弘「天地の開ける道——立教神伝」に寄せて——」教学叢書 3『立教——そこに生まれくるもの』金光教教学研究所、二〇〇九年、第一章第二節参照）。

⑧ 「覚書」「覚帳」には、「日天四」（二十四日）や「大しようぐん」（三日）、「子の星」（七日）など神々の縁日と共に、十日が金光大神の縁日であることを意識した記述が見られる（覚書21―27―1・覚帳17―32―1、覚書22―6―4・覚帳18―12―4、覚帳20―29―2）。また「理解」には、「金光様のお言葉に、巳の年にお下げあるは、「九日十日が金光のご縁日ぞ。二十一日二十二日が金神様のご縁日ぞ。二十三日が月様のご縁日ぞ。二十四日が日乃神のご縁日ぞ。信心を忘れぬためのご縁日ぞ」とお話しあり。「このご縁日を忘れさせねばおかけがあるぞ。忘れたらおかけはなし。親の恩を忘れぬための法事のようなものぞ。何事にも恩を忘れてはならぬぞ」と理解あり」（理一市一35―1―2）、「そもそも生神金光大神様ご生存の折より、ご祭日は九月九日十日（旧暦）と氏子に教えられ、ご縁日は毎月九日十日と言われたり。これ、ありがたきことに御座候」（理一鳥熊8―1・追補）などの伝えがある。

⑧5 次のような伝えである。

「……『ようもようもこう言ふ事が出来ましたのう。』
今朝からも、何度も何度も日天四、月天四がそう仰しや
る。『よう、これ迄勤めてくれたのう』と仰りますの
じゃ。」とて、ほろほろ涙を落とし給へり。〔事蹟集〕

六六三)

⑧6 『教典』には天災についての「お知らせ」や教えが幾つもあるが、それを解釈し解説する者の立場如何という思いに迫られる。一方では東日本大震災のような出来事を前にして、神の眼から見た意味づけと同じ立場に立つことはできないし、逆に人間の思いでは受け容れられないからと押し返すことも、人間考えの範囲に神を押し込めることになるという葛藤を生む。

天童荒太の小説『悼む人』（文藝春秋、二〇〇八年）の主人公は青年の身で家を出て、見ず知らずの人の死（事故・犯罪など）による不慮の死）を悼む旅を続ける。「悼む」とは、宗教的な弔いでも祈りでもなく、その人のことを忘れないと心に刻む行為（儀式）で、主人公は、その人が誰を愛し誰に愛されたか、誰に感謝されたかという三要素の一つでも知ろうとして、家族や関係者に話を聞く。報道のされ方に不満を抱く人は熱心に主張するが、大多数は新宗教の勧誘かと警戒したり、忘れないことの蒸し返しに反発したりで、罵倒され追い返されることもある。その中で、主人公

を理解してくれる人から質問を受け、答える場面がある。

「あなたは神とか仏を信じてる？ 神も仏もあるものかって嘆きたくなる死もあるでしょう」「ええ。でも、神や仏の存在を問う権利は遺族のもので、他人が人の死を機会にそれを考えるのは不遜な気がしています。それに、悲惨な死に接して神仏の存在を問おうとすると、亡くなった人の年齢や家族の有無へ心が傾くことに、旅の途中で気づきました。まだ子どもなのはどうして、とか……小さな子どもさんがいるのに、とか……。そして、感情を揺さぶられるような際立った事情のない死者を、いつのまにか差別とは言わないまでも、区別しそうになつていくんです。」（四一頁）

「神や仏の存在を問う権利は遺族のもので、他人が人の死を機会にそれを考えるのは不遜」という言葉は、主人公が死を悼む旅を続けて生まれた言葉であろう。この指摘は、神仏を疑う側にも信じる側にも、同様に向けられる。そしてまた、主人公は遺族に限定しているが、亡くなった当人にとつてという困難な問いが残る。

⑧7 「金光のご縁日は天地金乃神様お定めくださりたる九日十日なり。金光が手盛りに変えることはできぬぞ」と聞かされていた市村光五郎は、金光大神の死が現実のものとなつて後、「生き間のお言葉と九日十日の神去りの時と、考えみるに恐れあり」と感慨を漏らしている（理工一市一34）。

神の現前性への問い

—明治末大正期の「教え」と「おかげ」の諸相から—

大 林 浩 治

はじめに

大正十二年関東大震災の翌年四月に刊行された『震災おかげ集』（金光教徒新聞社編）の冒頭には、二通の詔書（震災直後ノ詔書）「国民精神作興ノ詔書」を掲げた後に、いきなり目に飛び込んでくるようなかつこうで次の「教え」が掲げられている。

天地の事は人の眼をもて知りて知り難きものぞ恐るべし（神訓）

信心するものは驚いてはならぬこれから後どのような大きな事が出来て来ても少しも驚く事はならぬぞ（御理解）

47 見ての通り、この「教え」は、神や天地といったものは私たちの思念や言葉で捉えきれないといった内容であり、「恐るべし」、そして「驚いてはならぬ」として、目次の手前でこれから読もうとする者を誡めているのである。それを

目にして、私にはこんな疑問や思いが生じることとなった。震災で心傷ついた人は、いきなりこれを目にして、むしろ驚きを禁じえなかつたのではなからうか。あるいは驚きを超え、嫌悪感や怒りの念すら覚えることもあったかもしれない。そうなると神に対する信頼性も脅かされ、いつそう心傷つくことにもなろう。いったい当時の人々は、この「教え」をどう受けとめたのだろうか。

こうした疑問に対し、人間性への配慮に欠けた「大正という時代の歴史的限界」をあげたところで、通り一遍の理由でしかないだろう。掲げられたのは紛れもない事実だからである。疑問を抱きつつ、掲載された「おかげ」の数々に目を通し、今一度、ここでの「教え」のありようをたしかめてみた。すると次のような思いに誘われていたのだ。た。

たしかに、震災の現実を前に、この「教え」が容赦なく差し出されると、驚き、たじろぐこともあるだろう。しかしその瞬間、驚きとともに実感することになったのではなからうか。神や天地の働きの中に人間がいることの深遠な世界に突き当たっていることを。ひよつとすれば、『震災おかげ集』は、その深遠な世界へ導くように「教え」を掲げ、「おかげ」を紹介しようと試みていたのかもしれない。また、震災後の人々はこの意味を知っていて、「教え」や「おかげ」に向き合おうとしたのかもしれない。こういった思いである。

本稿では、「教え」と「おかげ」を指標にした心理学のありようを窺うこととするが、ここで『震災おかげ集』を取り上げたのはほかでもない。このテーマに関わって、私たちが習い性になっているような、何か人間の事情に役立つ「教え」や「おかげ」の受けとめとは別のありようにふれることになったからである。

言うまでもなく「教え」と「おかげ」は、心理学の重要な指標となる言葉である。そしてそれらは、布教上の

課題や信心上の本質提起をなす主張において、しばしば対比的に登場してきた。本論で示していくように、たとえば「教え」が大事だとする立場からは、「おかげ」に頼る信心は功利的で浅薄だとされたり、反対に、目に見える「おかげ」を現すことは「教え」を伝えるよりも布教上効果的だとされてきた。今もこうした言は多くの人が一度ならず耳にしているに違いない。ところが、ここに取り上げた『震災おかげ集』では、そのような対比的な取り上げ方で、これらの言葉は浮かんでいない。人間の認知を超え、驚きとともに神に出会い、天地に向き合うことへの願いの中で、「教え」や「おかげ」が言われていたのであり、それらは、まさに現れる、という現前性に訴えかける信心のありようにおいて登場していたのである。

そのことは「おかげ」や「教え」の言葉が抱え持つ意味に起因していよう。そもそも「おかげ」は神の現れを指し、「靈験」とも表されるように、想像を絶することを抱え持つ。「おかげ」は人間の認知では及ばない不可解な事態に属し、それはそのまま、神の現前を証すものであり、また「教え」は、この意味をもって証される神との出会いを担保するものである。それからすれば、「教え」と「おかげ」は対比的に見られるものではない。『震災おかげ集』での「教え」と「おかげ」は、このありように属していたことになる。

ではその一方で、なぜ対比的な様相を浮かばせてきたのだろうか。ここからはある推論を導くことができるだろう。すなわち「教え」と「おかげ」のどちらかに比重を置いて信心の意味が説かれるとき、そこには現前性に立った信心理解とは異なるありようが窺えるのではないか、という問題である。あるいは、現前性に立った信心理解が妨げられて、異なる事情に対する危惧やいらだちが、ときに対比的様相となってこれらの言葉を登場させていたのではないか。このように「教え」と「おかげ」を、それが言われる信心理解の基盤から捉えるとき、問題は、どちらの信心

姿勢が正しいかではなく、対比的になるそこには何が関わっていたかが考えるべき問いとなつてこよう。^①

以下、本稿では、この指標で信心を理解するありようを、明治末大正期において考えることとする。なぜこの時期かといえ、この時期に「教え」と「おかげ」を分け、「教え」重視の姿勢が打ち出されていくからである。当時、「おかげ」は「靈験」とされたが、その言葉を使って高橋正雄が「靈験中心―神徳中心」と「人格中心―人徳中心」とに分け、信心の特徴を述べたのは明治四十四年のことであつた。そこでの「人格中心」は「教え」重視に対応しているが、高橋は「思想―人格」形成上に信心の意義を認める「教え」重視の姿勢が青年側に顕著だと指摘したのである。^②

*本稿での引用にあたっては、資料中の用字を重んじつつも、旧漢字は新漢字に、仮名遣いも現代のそれに改め、適宜、句読点、振り仮名、送り仮名を付した。なお「おかげ」と読まれていた「靈験」は、後には「おかげ」という仮名表記が一般的となる。こうした変化も考慮し、論述上は、今日の一般的呼称である「おかげ」を主に用いた。なお、そこで言葉がどのように使われているかを意識しておきたいがため、「」付きで「教え」、「おかげ」と表記した。

第一章 「神あること」へ向けた問い

「教え」と「おかげ」は、本教においてどう見られてきたのだろうか。教内紙誌には早くから「おかげ話」(靈験談)を見ることができ、その中の一つ、『大教新報』^③で「余徳の響」と題した欄に掲載されたものを見てみよう。それは、明治四十年の「此信心にして此靈験あり」という記事である。^④

登場するのは、白紋油や蠟燭の商売をしていた富田理平という人物である。彼は、中風症に罹つて足腰立たぬよ

うになり、北海教会所に参拝した。彼に対し教会長の御船八百重は、主神である天地金乃神の神性を説き、さらに信心の意義を次のように論じている。「靈験」は信心が進んでいつて現れるのであり、「靈験は其の信心の余徳」である。そして「現に教祖の神訓にも、「疑いを去りて信心して見よ。靈験は我心に有り」「祈つて靈験の在るも無きも我心なり」とあれば、夢さらさら疑う所なく、只一心不乱に縋りて、神助を蒙られよ」と。御船の教導は「頗る詳しく、且つ親切至れり」だったと言う。

その後、富田は熱心に日参をはじめめる。それを見た御船は、さらに復式（金光教への改式）をするように論じた。その際、「復式を為ねば神蔭の頂けぬと云うことは何処までもないのであるから、此所で迷いを取らぬ様にしてもらいたい」とも告げる。篤い信心ぶりを見て述べたのだと付け加えたのである。その言葉を聞き受けた富田は復式を決心する。そしてその祭典が終わって帰る際、「忽ち自由に歩行を続けられて無事帰宅」する「靈験」を得るのである。記事は一連の経過を告げ、「左しも難病と聞こえたるもの病氣も夢かとはかりに全快してしまった。此に至りては神徳の広大なること、今更に驚くより外はなく、神秘の何たるかを知らぬ者に此記事を読ましむれば、寧ろ不思議と評することであろうが」との言で閉じている。

これは明治期の代表的なおかげ話である。タイトルにもあるように記事では「靈験」に「おかげ」というルビが付されている。このルビを「靈験」に対する注釈としてみる興味深い。通常は、病気の治癒といった具体的な利益としての「おかげ」に、神の示現としての「靈験」を見るかもしれない。しかしここに窺えるのは、神の示現である「靈験」に病氣治癒の「おかげ」を重ねていく働きである。そこから気づかされるのは、人間側の事情と要求に即した現世利益にとどまらない意味が「おかげ」に伴われていることである。御船が告げた言葉からもそのこと

は窺えよう。御船は、いま見た意味で「靈験」とし、それはあくまでも信心を進めることによる「余徳」としてもたらされると言っているからである。重視されたのは、結果としての「靈験」ではなく、「靈験」をもたらす信心の方である。「靈験」は「余徳」とされるので、あたかもそれは信心の付随物に見えるかもしれない。しかし、もたらされる「靈験」を「信じる」ことこそが大事であり、「靈験」は付随物というより、信心の「理」としておのずと組み込まれているとされていたのである。

当時、その「理」を証すものと見られていたのは、「神誠」「神訓」^⑥である。「神誠」「神訓」は、どういう神のもので信心が成り立っているか、そしてその信心をどう進めるかを教祖が証したものである。そしてここでは、疑いを去るようにと「神訓」が伝えられている。周知の通り、その営みを「取次」と呼び、そこでなされる教導とそこでの言葉を「理解」と呼ぶが、確認できるのは、「理解」における「神訓」は、疑いを去って信心を進めると神自ら現われる、その真理を証す言葉だということである。

このように「神誠」「神訓」は、森厳で絶大な神の現前を証すものであり、またそれを実証した教祖からの「教え」と目されていた。その意味で、「神誠」「神訓」自体に「神」ともいふべき性格が見られている。このことは「神誠」神條は皆是れ神の声にして、生ける神理なれば宜しく其心もて肉眼を去り心眼によりて研むべし^⑦とする齋藤誠逸郎や、次の佐藤範雄の引用からも窺える。

佐藤は、明治四十一年「神徳涵養講習会」の講演において「信心の復活」を説く。彼は「教祖の神」在世時代の「活気あり、熱力強固な信念」を再び取り戻す要があると唱えた。そしてそこでの「教え」の向き合い方について、「神誠や神訓の中にも含める真理の穿鑿ではな」く、あくまでも「信じる」ことからの受けとめが必要だと言うのである。^⑧

佐藤は、教祖に会うことについて次のように述べる。

「…」教祖の御教えは、神誡、神訓によって顕れている。教祖の神は、おわさぬかと言えば、神誡、神訓となつて生きておわすのである。即ち、形をかえて顕れ給う。故に自分これを聞かば、生きたる教祖にお目にかかることができる。語を換えて言えば、生きたる教祖は神誡、神訓であると言ふことができる。^⑤

「神誡」「神訓」によって教祖に出会えるという言は、その出会いにおいて神の存在に触れることを意味する言でもある。だから、「教え」の真意に出会うことは、神の神意であると同時に教祖の心意との出会いとなる。この深遠な層面での神と「教え」と教祖との密接な結びつきは、「教え」の文言への思弁的な追究、たとえば哲学や宗教学といった何らかの参照体系に従う追究が明らかにする真理ではない。佐藤にすれば、「教え」は神との交感に根ざした直接的な世界なのであり、それは教祖がそうであったように、「信じる」営為に有無をいわさぬかたちでたしかめることとなる現実にはかならないとされているのである。

ちなみに、このような「教え」を「信じる」営為が対外的行動へ向けられ、金光教という存在の認知度を高めるなど布教上に大きな影響をもたらした。たとえば、その中の一つに明石教会の「誠心組合」がある。「誠心組合」は、「神誡神訓は直ちにとつて社会百般の上に実践躬行すべき筈なるに、従来の信仰は内的に漸次普及されつつあるも、未だ以て之を外的に發揮する点に於て遺憾なるものあり」とし、「教え」をもとに信者間の交流を深めるものであった。それは、日露戦後の「生活難」克服を願い、信者間の商品取引の値引き運動にまで展開した。このような「教え」

を奉じてのありようは、当時取り組まれた感化救済事業のほとんどに見られよう。ことに貧困者救済を目指した佐藤重助の「日本恤救院」は、「人の身が大事か、我が身が大事か。人も我が身も皆人」という「神訓」が精神的支柱になっていた^⑪。貧困格差の実態を目の前にする佐藤重助にすれば、「皆人であり、平等である」という「教え」の文は自明性を付与するどころか、むしろそれを裏切る言葉となつていよう。「教え」が示す世界はここでは顕現されていない。だからこそ「教え」は、それを実現すべく自身を問うてくる。彼に窺えるのは「教え」に突き動かされた人間の姿である。このような「教え」の受容には、おのずと「おかげ」も結びつくだろう。救済活動にもたられる出来事の数々は、問われた人間の行為の結果となり、そこに神の現前である「おかげ」の意味を帯びて来ざるをえないからである。

当時、こうした「教え」や「おかげ」に深く関わる教義表明がなされていた。それが「顕幽感通」と呼ばれる交感原理である。近藤藤守の強い意向を受けたとされる早川督の『天地金の大神』^⑫は、この「顕幽感通」の実例としておかげ話を多く掲げている。また、佐藤範雄が著した教義解釈書である『天地乃大理』によれば、「顕幽感通」の真理は、「人の心は神の心に交通することを得べし」^⑬として「教え」にセットされており、「靈験」は、その「教え」を介して人間の希求に応じた神との紐帯、「神人一致」の具体を意味するとされた。目に見える「おかげ」は、その限りでは、「あれこそおかげである」とした人間の認知が働いた表象物であろう。しかし佐藤が重視するのは、人間の認知上の産物となる「おかげ」こそ、そもそも神との紐帯、交感で導かれているという事実である。そしてその事実に通く真理は神理から「おかげ」を問題にしていたのである。

明治末、教内では、「靈験実録」の発刊を望む声や、「教え」を単に「文字上のみを解して足れり」とするなとい

⑩う声があるが、こう見てくると「教え」は、「天地の大理」とされるような神理の体系を前提とし、その絶対性を証すものであり、その規範的体系に人間が位置することの発見（神意との合一）を「おかげ」としていたことがわかる。それゆえに、信心にかかる事物や出来事一切は、この体系のもとに「おかげ」として眺められるべく存在していることになる。

そうとすればここに問題が胚胎する。というのは、神と出会うことそのものが、驚嘆に満たされた新鮮な出来事とならず、ただ規範的な体系の中で意味づけられるほかないからである。そこでの神は体系を裏付ける思念物（概念）であって、「教え」は神や人を表象する原理である。そうなると、もはや人間の認知を超え出た事態に遭遇する意味、つまり神の絶大性、超越性を見失い、規範体系のもとでただただ虚構性を強めるほかなくなるのは避けられないだろう。神酒を吹きかけて病気が治ったというような「おかげ」の数々も、必ず「おかげ」がもたらされる約束のもとに常套化されているか、体系の外に放擲されるほかない。⑪この問題が危惧されて登場するのが、「知る」という体験に向けた問いかけであった。たとえば近藤藤守の「神あることを知れよ」という言がそれである。

そもそも神との出会いは、あらかじめ仕組まれたものではなく、認知上の表象物になりがたい。それは、出会いという知覚の全体験的な出来事であり、直接的な何かである。その直接性と体系が要請する認知とがすんなり整合するわけではない。近藤は、明らかにこの問題を意識し、「知る」という体験へ向け、問いかけるのである。

近藤は言う。「貴方は、最早神あるということを知って信仰をして居らるるであろうか」。そう尋ねると、それぞれお祀りをし、教会にも参っているとの答えが返ってくるが、「しかしそこがどうも頼りない」。「信心の土台」には、神あることを知るといふ、このことが大事である、と。

「…」真実神あることを知ったとしたならば、信仰の念力が強くはなるとも、薄くなるとは思われぬではないか。しかし「神あることを知れよ」と只一口にいえば何でもよい様なものの、随分難しいことである。それというは、全体神は、お声も無ければ、おすがたも見えず、疑えばどこまでも疑うことができるからである。けれども、またよく考えても見られよ。この宇宙間よのなかには、我々のいかにしても思議することの出来ないことがいくらもあるかも知れぬ。そして此後我々の知識が、どれほど進んでも、やはり知ることが出来なからうと思う。^⑮

さらに続けて、「人の眼を以て見ることも出来、人の知識を以て知ることが出来ても、到底知り尽くすことの出来ないところがある。これはとりもおさず神の靈力むちからである」とも述べる。ここで近藤が言っているのは、人間の認知は現前する事物の存在を根底から基礎づけることはできないという問題である。知られるように、このような事物の存在性格について、ハイデガーは「存在論的差異」^⑯から関心を向けたのだが、近藤にとって「知る」体験で問題となったのは、何よりも超越論的關係における事物や神の存在であった。彼は、神を見出すあり方に事物との関わりも含め、また逆に、事物との関わりに神を関わらせ、それを「験しるし」とする神の現前を問題にした。彼によれば、事物との可感が「神の靈力」の証、つまりは「靈験」である。にも関わらず人間は、その働きに与ることを目指す信心の営みにおいて、その意味を放擲しかねない。そこに、「神あること」が人間の「知る」ことに向けて問われる理由があった。近藤は、どこまでも知ることの出来ない有限性において無限に見はるかすこととなる、神秘としての「知る」体験があることを提示した。それこそ神の超越的実在（＝靈力）の実証だと言うのである。

ところで、この言の登場は、信心心理解に新たな事態を迎えたことを意味する。神がある、またそう信じる。それは、逆に見れば、神を信じる力やその意味把握を人間の側へ振り向けることになる。もちろん近藤にすれば、「神あること」についての陳述にとどまっておろ、「知る」体験として、人間の側から問題化し、あれこれ述べたわけではない。規範体系のもと、ひたすら信心すればよい、といった発言の延長と言つてよいからである。規範体系を信心の本性とする立場はいささかも揺らいでおらず、その信念からの問題提起であるのは違くない。その意味で先の佐藤範雄の指摘内容と近いものとも言えるだろう。「神あること」を知るのは「随分難しい」と述べるにしても、神を前にした人間の限界性を超越論的に示したに過ぎないのである。それこそ、事物と人間、世界と人間には豊かな関わりがあるところと、醜さや亀裂を見たり、深刻な不条理に晒されないでいることができた、先見的な確信のありようを示すものに違くない。しかし、それがために樂觀的だと言えなくもないだろう。

ともあれ注目されるのは、この指摘が信心営為の当事者である人間に向けられたことにある。それにより、翻つて「神あること」がどうわかるかという、認知する人間の側で積極的に問題化されるのである。実際、これに応じるように問いを引き受けていく傾向が青年たちに見られていった。中でも実存レベルで引き受けた人物の一人が高橋正雄なのであった。

一度ここで、これから検討していく方向性を確認しておこう。問われるのは、「神がある」ことを把握すべき人間の問題となる。そこで生じたのは、この問題を信心の頂きようとして、「教え」を受けとめる「自己」へ向けていく構えである。それには、希望やあこがれではなく、困惑や悲哀を現実の裏に見させる社会を前に、いかに生きるべきかをめぐる煩悶が青年たちにわき起こっていたことも関係していよう。人間に「自然」を見、あるいは「生命」

を基幹的な概念として、人間存在を根底から把握しようとする自然主義、生命主義も影響して、彼らは「ありのまま」の姿に信心の根拠を見ようとする。「ありのまま」という以上、見るべき根拠は体系が要請する論理や概念のレベルではない。個々の知覚や心情の「ありのまま」に、「ありのまま」を超えるものとしての根拠を求めていくのである。「教え」と「おかげ」に関わるその様相を次章で見えていきたい。

第二章 「我あること」からの問い

△本教の信心を語るもの、大別して凡そ二となす。一は本教の倫理的方面を力説し、そがよく我国体に適し、兼ねて広く天下に通ずる所以を指摘し、依て以て他教に比し本教の特色を明らかに得たりとなすもの即ちこれ。

△一は本教の神秘的靈験を語り、科学の説く所に対抗して、よく超越不可説の一角をなせるものとし、世の嘖々者「□々に言いはやす者―引用者」のよく解する所ならんやと論じ依て以て本教信心の特色を明らかに得たりとなすもの即ちこれ。

△両者未だよく信心の本質を明らかにするを得ざるは、本教教義の一大欠陥たらずんばあらず。先覚諸師以て如何となす。^{②①}

これは、大正二年三月二十二日『金光教徒』の「編輯漫録」記事である。編集者は山下石太郎（鏡影）。山下は、当時の信心に道德主義的傾向や、「神秘的靈験」重視の主張を見る。そしてそれら主張を完全に否定はしないが双方

とも教義上の「一大欠陥」だと指摘した。それぞれ「教え」と「おかげ」を重視する信心理解の傾向を指している
と見てよい。またこれら指摘の背景には修養主義や自然主義の影響も認められよう。すなわち、「倫理的方面」には
国民教化に資する修養主義が、「神秘的靈験」とあるのは「科学の説く所に対抗」を見せていた自然主義以降の思想、
文芸動向の影響も考えられよう。²¹ ちなみに「不可説」とは言葉で説明できないことを指す。したがって「超越不可説」
とは、超越が不可能だという主張ではなく、超越は言葉で説明できないことを意味する。その「不可説」を用いて「世
の嘖々者のよく解する所ならんや」としているのは、つまるところ「靈験」は、科学では説明不可能であり、わか
る者しかわからないというものである。

とはいえ山下は、「教え」を倫理的道德的に受けとめる傾向も、「神秘的靈験」を重視するものも、どちらも「一大
欠陥」だとするのである。これだけでは問題の核心は不明なままだろう。そこで「将来の本教」と題した森定親驗(森
定三、後の和泉三三)の言を付き合わせて考えてみたい。森定は、布教は「我金光教の言語ことばとなり動作そぶりとなる」がゆ
えに、「布教の将来」を考えることは、「或る意味において「本教の将来」について語る事」だとし、今後の課題と
して「信心の本義を明にする事」、「教祖を信仰の儀表と仰ぐ事」が必要だと言う。そこから「従来の布教の中心点
を形づくって居た」²²「彼の靈験の觀念」²³「圈点、ママ」が問題だと言うのである。森定の主張の要点は次のようなも
のである。

従来「コレコレの有難い靈験があるに因って神様の教えを守って正しい道を渡っていかなければならない」とし、
信ずる方も「成る程そういう有難い靈験が頂けるならば、これ迄の悪い心掛けを取り去って一つ信心してみよう」
というように、「布教の遣り口」は「靈験」を中心としてきた。しかしながら「靈験」は、「布教の手段であって、

目的ではない」。というのも、「靈驗」を目的にすれば、信心に「向上進歩がない」からで、「信心せねば人の道に欠ける」ことも知らず、教祖、教義という觀念に乏しくなる。また教祖が嫌った祈祷者の仲間入りになってしまうのではないか。

むろん森定は「靈驗」を否定していない。「靈驗」を蒙るのは「真に疑う可らざる事実」だからである。問題なのは「靈驗」を目的視する信心であり、「布教の将来」に向けて、教祖、教義觀念をたしかなものとすることが重要だと説くのである。注目されるのは、「布教」や「語ること」で問題にするように、信心を表出することから「自己」への視線が立ち現れている点である。このような促され方をもった教義論が、当時の青年たちに特徴的だった。彼らは、「信心の本義」である神理が自分自身へ向けて明らかにされることを求めていたのである。神理を求めることからすれば、その神理の存在自体は決して直接の与件とは言い難く、それを与件とすべき根拠は、まずもって神理の担い手としての自身にたしかめる必要があったことになる。このように彼らにとつての教義究明は、自身へ促される認知のレベルで問題となっていた。このことが先の山下のところでも確認できるだろう。山下が教義上の「一大欠陥」と言っていたのは、「信心の本質を明らかにするを得ざる」認知のありようだったからである。しかも山下はこの問題を佐藤や近藤といった「先覚諸師」にも突きつけた。佐藤等にすれば、あくまで神理は規範体系としてあった。それが直接の与件なのであり、その上で「おかげ」としていくことや、「教え」を「信じる」人間側の認知を問うたのだった。しかし山下は、それを与件として出発することができなかった。そして「一大欠陥」だと言うように、「先覚諸師」の誰一人、与件としてある絶対的理由を明らかにしていないと問題にしていたのである。

山下や森定など多くの者が、「信じる」人間になろうとし、そのための「自己」への認知が課題となって教義を問

題にしていくのだが、重要なことは、この場合、「自己」が問題の起点にあるのではなく、「信じる」ことへ目がけたところで対象化され、浮かんできたものが「自己」だということである。²⁵ その上で押さえておきたいのは、この意識が「おかげ」に対する見方に変化を与えていたことである。具体的に見てみよう。

まず、それまでの教内紙誌におけるおかげ話の特徴を押さえておきたい。端的に言えば、どういう「おかげ」の事実があったかに関心の多くが向けられている。どういう「教え」がそこに関わったかは不明な場合もあり、掲げられるにしても「おかげ」を受けた者が大事にしていた「神誠」「神訓」をただ引いたり、記者の方が事例にあてはめて「神誠」「神訓」を紹介する形式が多い。それによってむしろ出来事の珍しさの方が強く印象づけられるのである。

その事例の一つとして大正二年の一月十日の創刊号となる『金光教徒』中の「祝ひの御盃」²⁶という記事を見ておこう。ちなみにここでは「おかげ」に関わった「教え」は一切触れられていない。

「祝ひの御盃」は、香川県善通寺町の小林芳太郎が脳神経痛から回復する話である。もと「一向宗」の門徒であった小林は、病を心配する田ノ口教会の信者である妻の姉から信心の道を説かれても耳に入らない。ところがいよいよ病が蒿じたある時、「枕元に気高い御方」が立って「ここが悪かろうが」と頭を笏で突いてきたという体験をする。それを機に病氣は回復に向かい、義姉の家に逗留し田ノ口教会にも参拝するようになる。しかし放っておいた田畑のことが気にかかり、全快には至らないが、許しを得て自分の家に帰り作業に精を出しているといつのまにか全快していたことに気づく。越えて明治四十三年正月、管長より祝いの盃が下げられると聞いて参拝する。大広前に赴くと枕元に立った人物が結界に座っていたという話である。

このように、特徴的なのは非現実的な事実を重んじる傾向である。しかもその事実は伝聞にとどまっており、人物の体験内容に踏み込むことはない。こうした数々のおかげ話はかえって「迷信的だ」という指摘を生じさせよう。事実、そうした指摘がなされ、「おかげ」に対する関心が変わっていくのである。その事例として、同年の五月一日の記事である「神様を杖」を取り上げたい。中でも注目されるのは次のような書き出しである。

此の間本欄記者は意外な注意を受けました。それは何時も靈験談が余りに迷信的である、奇跡的である、もつと常識的のものを選んだらどうかというのでありました。記者は其の何人であるかは存じませぬが、靈験は信なき人の為には何時でも迷信的であります。奇跡的でありますけれども、信しん一たび其処しこに到達すれば、迷いでもなく無謀でもありません。条理極めて整然として一糸乱れず、一毫過たずというほどであります。^②

「余りに迷信的である」との指摘は、記者にとっては不満だったようである。「靈験をありのままに記して御礼申すの外、他意はないのであります」とも言い、「自分信念の弱きが為め、他の靈験ひとを疑うようなことがあつてはなりません」とも述べる。それは一種の抗弁だが、しかしそのことで「信しん一たび其処しこに到達」する経緯が重視されるのである。実際、この「神様を杖」の記事にその影響を窺うことができる。

具体的に記事で見てもみよう。内容は、脚気にかかった大連教会の信者、丈達岩松が「教会に参らねば真の信心はできぬ」と思い立ち、教会に参つて杖なしの生活に戻るといふものである。引用は、教会長の松山成三が「杖は病気を治してはくれぬ。それよりは神様を杖にしてお参りしなさい」と言う場面である。なお、一字下げの体裁をそ

のままにして引いた。

「…」杖なくても無事に広前まで引き寄せて下されと神様をお願い申して、一步一步にお願いを重ねる気になつて見なさい。三十分の処はよし、三時間かかってもよいではないか。それに貴下あなたは神様に縋りもせず、拝んでも居ないではありませんか

と話す『それは何故です』と鋭く問い反しました。教会長は微笑み乍ら

此の病愈々重くなって自由を失うようになったら如何しよう。国に帰ることもならず、近親も此処には居らず、いっそ今の内に帰国しようか、ああ苦しい、ああ痛い

とそればかり思いつめて、お助け下されと願う心に一向力が入っていない。

それでは神様を拜んで居るのではなく、苦しい、痛いを拜んで居るので、それで苦しい、痛いが御蔭をくれて居ますのじゃ。今日からは、苦しい、痛いを止めて、金光様と一心に思い込んでお願いなさい、さすれば金光様がお助け下さる

と諭されたので「…」

63
このように記事は、教会での「理解」場面を重視し、その現場を詳細に示すべく会話体で記されている。非現実的な事実への関心が色濃いためまでの差は、ここに明らかとなる。杖をつかなくてもよくなった事実より、信心にどう触れたかがポイントとなっているのである。もっともあらかじめ「おかげ」をもたらしたのは心の改まりだ

と言わんばかりの印象も受ける。また、改まりがどういいう教導でなされたかは述べられても、その時、「理解」をどう受けとめて改まることになったかは、「漸々悟ったか」とされるのみで不明なままである。とはいえ、教導の内容が「おかげ」に結びつくほどに人間内実に働きかけた点が重視されていよう。

こうした「おかげ」の変化はこれに限らない。たとえば「靈驗」は「自分の内心の気持、即ち感じ方にある」として紹介する「歡喜ぶ心には靈驗」や、「恐ろしさと有難さに胸も熱して身も戦き黝わんばかり」という改心体験を述べる「御蔭は改心に伴ふ」といった記事があり、この時期以降、個々人の体験内容への言及が増えるのである。このように「おかげ」が人間の体験に即して語られ、それを導いた「教え」への関心が登場していくのだが、とはいえそこからさらに次の問題が引き起こされよう。それは、「おかげ」という不思議な事実の否定でないのもちろんとしても、先の森定の言のように「真に疑う可らざる事実」としたとき、心の改まりに原因の全てが見られ、神の現前となる事実の不可解さの方は信心理解の外へ押しやられて済まされる問題である。^⑩

はたして神の現前たる「おかげ」に密接な不可解さは、まったく捨象されてしまうのか。そうでないとすれば、どこにその存在の場所を得て、認知の問題に触れあおうとしているのか。それについて次章で見ることとするが、あらかじめ示しておくならば次のようなことになる。

先に、「自己」というものが対象化され浮かび上がってくると言った。しかしそこには不可避な問題が生じていた。それは対象化によって生じる「自己」と「自己」たらしめるものとの「間」、裂け目に気づく問題である。「おかげ」を抱え込んでいた不可解性は、その裂け目に潜んでいるだろう。この問題から、たとえば後に触れる大正六年の高橋正雄の「山の家」で知られる体験も押さえ直すことが出来る。高橋にすれば、あくまでも信心を現そうとする使

命確認のもとで、「自己」と「自己」たらしめるものとの裂け目に気づかされ、ついには自己自身において、かつまた他者との関係において、了解しえない差異を抱えている事実気づかされる問題であった。そしてその差異から生じる「自覚」が提起されていくこととなる。

なおこの「自覚」に関係深いと考えられるのは、大正二年十月十日の『金光教徒』に掲載された近藤藤守の「教え」の言葉である。

我在ることを知れ 我あることを知れば 天地あることを知れ 天地あることを知れば 天地主宰の神あることを悟れ³³⁾

示されるのは、「自己」への認知から出発した「神あること」の悟りの過程である。とはいえそこでは、「我」や「天地」の存在を「知る」ということと、神の存在を「悟る」ということとの間には一線が引かれていることがわかる。「知る」という認知とは別に「悟る」への超絶的な転回が示唆されているからである。すでに引用した近藤の言は「神あることを知れよ」であった³⁴⁾。しかしここでは、神の現前は「知る」ことのさらに先、あるいは傍らに一線を画して示されている。そのことで、「神あること」の悟りの過程は、最初から神の存在を認めて出発するのとは別であることがわかる。「我」や「天地」は、「知る」営為（「知る」ことのできる営為）が目がけた対象ではなく、「知れば」とあるように、その営為に生成してくる関係論で指示されているからである。またそこで「悟る」べき神は、「我」や「天地」がたちを伴って立ち現れる、その瞬間に現前するとされていよう。その現前が、「ある」という意味を「主宰

する」。それは「知る」營為で眺めた結果のものとされてはならない。神の現前は「知る」營為自体の直観が映す何かとされているのである。高橋ならば、その直観が映す働きを「自覚」と呼ぶだろう。その意味でこの言は、どうすれば人間が神の現前に触れることができるかという、「知る」營為そのものへの「教え」となっていた。これはある意味、青年らの求めに応じた近藤なりの回答となっていたのである。

第三章 「知る」營為における「教え」と「おかげ」

大正期は「新たな世代による信仰的自覚の形成期」とされるように青年らの活動が活発化する。片島幸吉はこの機運を「第二期金光教」とし「回転期の金光教」と位置づける。金光教青年会では「教祖に復れ」と叫びもするが、それは片島が言うように「先輩師父の精神経過に比して、著しく目的理想の不確を思わずには居れぬのであります」³⁶との思いも随伴しており、声高の反面で「信念薄弱」の疚しさも見られる。佐藤範雄は、その青年らに向かって「馬車馬のように進め」と叱咤激励するが、しかしそれに片島は反発し「馬車馬のように、唯、一方向きになって突進する」という様な訳に参らぬという心持ちが一方に於てするのであります³⁷と返していた。同様に高橋正雄も、「唯単純に信ぜよという。所謂単純は一切の複雑を包容した単純でなければならぬ」とし「単純になれとは浅薄になれ単純になれとの意であつてはならぬ」³⁸とも言う。

こうした青年らの共通した思いが「信心中心に進みたい」³⁹だった。ここでは、次の片島や高橋の言に、「教え」がどう浮かんでいるかを見ることから始めたい。

元來神訓、聖典と崇められる文字も、教祖の人格の感じを輪郭的に描き示したものに過ぎない。人格の感じ其者は決して文字によりて生きた儘に表現し得べきものではなからう。輪郭其者は空虚だ。空虚を捕らえて如何程巧妙に説き明しても、究極空虚を脱し得ず、何等生きた内容を掴み出すことは出来ない。生きた内容を掴み出すものはわが実感を措いては外にない。わが実感の内から照らし出す光によりて、輪郭に内容を充たさざるかぎり、口先の説法、漫然たる神訓、聖典の反覆は死んだ言葉の取扱に過ぎない。それによつては自己の眞生命に何の付与される所はあるまい。^④

これに、『金光教祖御理解』に対する高橋正雄の感懐も重ねてみよう。

△神誠神訓は古くよりあり、昨年渡辺氏の『金光教祖』現れ、今又三十年祭記念刊行として『御理解』百節を發表せられる事となつた。皆これ等は吾々が教祖を想い奉る材料である。恰も教祖一代の御起居の様を見、口づから御言葉を聴くようなものである。即ち教祖に接近し奉る道路である。

△材料の価値は、それに依りて吾々が教祖に近づく所にある。表面の教祖は誰にも分る。表面丈けならば、教祖に度々近づき奉れば、自然に分かつて来る。併し教祖に於ては、表面に何の重きを置かれてない。御容貌や御言葉や御事蹟を如何計り記憶して居らうとも、それに依りて教祖の御心持〔括弧内、ママ〕（と云へくは）に接し奉るにあらざれば、何の価値もある事でない。^④

片島が求めたのは、「神訓」の文字に示される「輪郭に過ぎない」人格以上の意味である。高橋も「表面の教祖」以上を求める。両者とも、「わが実感のうち」に向けて問うのが「教え」を介しての教祖の真実であり、その確認は「教え」の真価の確認でもあった。あらかじめ確認されるべき「教え」や教祖の追認ではなく、それをはるかに超え出る真実性を、実感を手がかりに見ようとするのである。目指すのは実感や自意識を発動させての教祖の再現ではなく、実感に向けて「教え」を放ち、そこで実感が問い返されながら目指されていく、教祖の現前だった。「教祖はいた」ではなく「教祖はいる」。そのことの体現が目指されたのである。この様相は、信心の中心的意義を「人格的感化」にまざまざと見る動向として広く共有され、そして「靈験」重視の信心理解を問題視させる。

なかでも高橋正雄は、ラディカルな様相を見せた。「靈験を蒙る事は、それが物質的に自身の為になるという事も難^{ありだ}しいが、それよりも、かねて自分の信ずる所に、確かな実証を得たという確信の難^{ありだ}さ強いのである」と言うが、同時に別個の問題を認める。これに続けて「客観的に現れようが、現れまいが自心^{ママ}の信仰に変わりはあるべき筈はないのだが、それが矢張り凡夫の弱さである」^{④⑤}と云うのである。「向上進歩がない」というのは先の森定（和泉）の指摘だったが、高橋にすればその指摘は何より自身に響くものとなったろう。そのことが「靈験」を蒙って終わりとした功利的な態度にとどまることへの後ろめたさとなっていたのである。

その高橋は、「靈験」について「神秘が信仰の一内容たる事は、予も充分に承知する所である。只神秘のみでは余りに人間離れがして、われわれの如何ともすべからざる境に入つて了うからして、予は絶望しなければならぬのを遺憾とする」^{④⑥}と言い、「今日の金光教は靈験に囚れて居る。それで靈験も萎縮する」^{④⑦}とも言う。このように、「靈験」

を否定こそしないが、それがもつ「神秘」の一面のみが強調されることについては批判的であった。後に触れるが、明らかに「靈驗」の言い回しは、ここに至って利益を求める人間に即した結果物という意味を強く帯びていよう。そしてこのような「靈驗」に対する意味変容、意味限定に応じて登場するのが、人生全体を価値あるものとし、「靈驗」以上に働く意味を信心に求める主張だった。⁴⁴

さて、こう見ていくと、「信念薄弱」と自戒する彼らの言も、ただその言を鵜呑みにして、彼らの信念確立における単なる主体形成の問題に帰すわけにはいかなくなるだろう。そこには、何ごとか容易ならざる事態が浮かび上がるからである。彼らは「表面」や「輪郭」といった形式だけで内容のない「教え」や教祖の人格の触れ方を問題にするが、それは単に佐藤範雄らが促す「信じる」ことの徹底に腐心することでは済まされなかった。むしろ彼らは、それを積極的にしようとするほど不安を抱えたといつてよい。そしてその試みが招いてしまう深刻な不安によつて、彼らは改めて神や教祖に出会い直そうとするのである。

既に論じたように佐藤が説くのは、「教え」の背後に秘匿された神理の体系への自己合一である。しかしその合一を目指す試みは、明らかに合一できず、溶け込めぬ「自己」も受けとめ直さねばならない。その時、否応なく見つけさせられるのが「自己」へ突きつけられる現実世界に生じた裂け目であった。彼らにとつて、それこそが不可解なものとなっていたのである。彼らは、その不可解さに根本的な生の欲求を認め、神との出会いに呼ばれようとした。高橋の「山の家」体験を例に、この不可解さの問題を見ていきたい。

大正三年、破綻を来す前で、高橋は「自分の心で生き度い。こうして書く事からが、自分の心をむき出して、生命そのままが出るように書き度い。それが真の喜びだ。それが出来ないのが辛い」と言っている。⁴⁵その悲痛な言葉は、

あらゆる試みで、生命そのままの表出を目がけながら、その試みは心のおもむきから裏切られる状態だったことに起因したものである。彼は、認知を働かせるべき「自己」の不安定さに苦しまざるをえない。しかしだからといってこの言葉を、彼が生きてべき世界の意味喪失と理解してはならないだろう。たとえ、生きることが困難になっている自分自身の思いの表出であったとしても、現実世界に入った亀裂に向かつて行こうとしていたからである。否定された場所として現実を感受することになりはしても、生命そのままの定位を「自己」へ向ける衝動は、同時に、否定されたその場所が生命そのままに存する世界になるかどうかへ目がけるものとなっていたのである。

知られる通り、高橋はその後、遊廓登楼を機に破綻を来たし、大正六年四月下旬「山の家」で暮らすことになる。「それまでもかくもして、守り守りして来たところの自分というものが、縊くずれにくずれてしまったのだ」と言うが、しかしそれは、ありのままの自己を活かすべく悩む中で招いた破綻であり、そのことで認知主体の一貫性を頼りにした出来事への接し方よりもリアルである交感世界を開く契機となった。後に「本気の苦しさをまっしぐらに進めに行けば、またそこに本当の喜びも出てくる」とし、「ごまかさずどこまでも本気に扱うことが大切であろうと存じます」^⑤と述べる高橋にとって、「山の家」の体験は、抱える懷疑を基盤として、「自己」の姿を積極的に据え直すことになったのである。そしてそこで注目されるのは、次のような神の現前というべき交感に呼ばれている事実である。

私が雨の中を寄宿舎の方へ歩いて行きますと、宅では窓へ六つの顔―小さい顔、老いたる顔、女の顔が覗いて時々『阿父さん』と呼ぶ声と『父ちゃん』と呼ぶ声とが交々に聞えます。『阿父さん』と云ふ方は少し大きい男の児の声で『父ちゃん』と云ふ方は小さい女の児の声です。この二つの声の外に私には第三の声が聞えます。

それは第一の声の中にも聞かれ、第二の声の中にも聴かれる^{「ママ」}。第一第二の声を出させて居る背後の或者の微妙な囁きであります。声の聞える度に私は微笑んで振り返らない訳には行きません^{「ママ」}。⁵³

「山の家」暮らしをしていた十月十八日の文章である。ここでは「或者」の囁きとの遭遇が、心理や情動を動かしている。それを「神」と名指しても良かるうが、そうしてはいない。その理由は、「自己」が呼ぶことではなく、こんな私に呼ばれた場面の方を重視するからである。その場面は、佐藤範雄や近藤藤守らからすれば「神」と呼んでよいものとの出会いなのだが、しかし高橋にすれば、そもそも言葉を逃れる存在が神であるような、その気づきの本質に触れた場面であったということが、第一の関心事なのである。ここでは、安易に「神」と呼ぶ認知のしかたで問題になってきたそれまでの「自己」への懷疑も立ち上っていないよう。しかしこの懷疑によって、神の現前を人間の認知の外側へ向けて、しかも認知の境位に即して示すことになっている。それは文中に確かめられる。「或者の微妙な囁き」があり、それに呼ばれて「自己」に目覚める、この交感全体が一つの「自覚」の出来事として体験されていることが窺えるからである。「或者」の声は、聴く主体であろうとする「自己」でありつつも、この出来事に呼ばれる客体として飲み込まれているなかで響いていたのだろう。ふわふわした気分には漂う高橋は、あたかも夢の中の心地にあり、動揺激しい毎日を送っていたが、それゆえに既成的な「自己」の輪郭が解体されるほどに交感の本性へ迫り着き、そこから「自己」や「事物」の立ち現れを神の現前として受けとめることになっていたのである。

さて、この体験を経て以降⁵⁴、高橋は、「教え」の文言における明示的な意味世界への自己和解を一義とせず、ひたすら交感の瞬間を目がけることから「教え」を受けとめていく。たとえば『金光教青年会雑誌』が企画を組む「御

理解研究⁵⁵⁾がある。そこで高橋は「今天地の開ける音を聞いて眼をさませ」（御理解第一節）について、よくわからな
いとしつつも、求めて止まない生活気分をはつきりさせてくれた友人の言行に共鳴した「瞬間」を例にあげる。そ
のことを「心から解けて了ったような、自身というものが無くなって、大きなものの中に別に生かされたよ
うな感じに打たれる。ああ云う時、今迄よりも広い天地に生まれ出た感じがする。その刹那の感じは眼が醒めたと
でも言わねば言い現せぬものである⁵⁶⁾」と述べるのである。

「教え」は、瞬間である交感に促され、受けとめられていたのだが、このような「教え」の感取は、高橋に限らない。
「金光大神は形が無うなったら来て呉れという所へ行つてやる」（御理解第十九節）を「不図感ずる所があつて」拝読し、
「モウモウ難有くて難有くて殆ど泣き度い程になり」、「私の要求の全部が満されソコカラ一切の活動が出て来るかの
様に思われて思われて仕方がありません⁵⁷⁾」と述べる鬼塚長次郎などに見られる。そこでの「教え」は、限界づけら
れた生の拡張と超越への出会いに待たれる「自己」への言葉となっていたのである。

以上のように「御理解」をはじめとして「教え」は、神の現前である交感の体験へもたらされ、生命上に、ある
いは人生上のことがらに関わっていくのだが、そのことがおかげ話にも影響を与えていた。これまで『金光教徒』
に掲載され、各地の布教実状を知らせていたおかげ話については、「智識ある階級では何うも智識が御蔭の邪魔にな
るらしい」とし、「討論や詮索、智慧や理屈から超越して難有き一念に信心を進めて居る人は、時々刻々に広大なる
靈験を蒙り、『真理追求十年の信心』をも、難有しと叫ぶ一刹那で乗り越して居るものもある」として紹介されるなど、
「おかげ」の意義確認が折に触れてなされていた。一見すれば、「教え」重視に対する批判なのだが、そこで何より
問題とされたのは、心が籠もっていない知恵や知識で信心を理解する姿勢だった。「教え」を頂くにしても心の底か

ら受けとめる姿勢が大事だとされるのである。そしてこの問題視の中でおかげ話は装いを一変する。たとえば、常に参拝して徳を頂くことを説きながら紹介されたり、「信心の上のことは、学校で先生と生徒との問答が始まるような調子にはゆかない、もっと深く心に探って真に疑って貰いたい、真に悶えて貰いたい、泣いても悶えても、怒っても叫んでも、どうすることも出来ぬ人生を、ゆめゆめ運命のさすらいに任せて、無心の風に任せるような訳にくものかどうか、信仰の叫は其処に余儀なき要求^⑩」になるのだという感傷的な前置きのもとで語られたりするのである。さらに顕著な変化として言えるのは、「おかげは心のあらたまりである^⑪」と掲げるように、「靈驗」に代えて「おかげ」という表記が一般的になっていくことである。それには、人生上の意味で「おかげ」が見られることも関わっているように。

さらにそのことよって、「おかげ」に対して抱かれる疑問、すなわち科学でも説明できず、それが「神の徳なのだか所謂僥倖なのだかわからぬのが甚だ多くある^⑫」とされる、「靈驗」が抱えていた不思議さに何らかの折り合いをつける必要が生じていることが考えられるだろう。その問題に応える事例を、片島幸吉に確認しておこう。例にあるのが、片島幸吉の筆になる大正五年の『教母 片島せん師^⑬』である。これは大正四年十一月二十六日に亡くなった片島せん^⑭の没後一年の記念に著されたものである。

片島せんは、「廢人」の身で人生の辛酸を嘗め尽くし、その過程で神の言葉を聞き、神言によって数々の人を救った、それこそ「靈驗」あらたかで、教内でも注目されてきた人物であるが、そこで描かれたせん^⑮の姿は次のようなものである。

狂人に間違われ疎外されながら生きるせんは、当初、神から言葉が降されるとき、身に痛苦を覚える。やがて神

懸かりは決して避けられるものではないことを思い知り、その世界へ飲み込まれていくことで神との純化、合一をなす過程を辿る。自身にふりかかる病苦をはじめあらゆる痛苦は、信者の苦しみだと受けとめることになり、人を導き救う「自覚」に自身の存在を見出すことになった。

こういう内容が述べられるのだが、そこには決して無視されてはならない問題が埋め込まれている。それは、片島幸吉が、このことを目の当たりにした、という事実である。つまり片島は、それまでの「おかげ」のように、馴致された体系的理解に墮してしまったり、人間の認知の限界だとして押しやることでは済まされない圧倒的な事実を、現に見た（つまり、見させられた）のである。彼は、この事実に触れ、またこの事実呼び出されるように、せんを思い描いたことになる。彼はこの事実によって神と人間の存在の意味に触れることになったと言つてよい。

こうして、せんのもとで現れた「靈験」の数々、神の感応、非現実的な現象は、神が授ける「教え」の「獲信」過程であり、神からの促しに飲み込まれて得ることとなる信心の「自覚」過程として押さえられるのである。また「教え」は、神から降される言葉や「靈験」が、せんの「心証」に写されたものとされた。彼は、「全部が師の精神に統一され、純一なる教化となりて現れたので、到底簡単な説明を以て、その真風光を伝えることはできぬ」と言う。しかしそれによって「靈験」をただ言外だとして処理したわけではない。言外だとされてきた「靈験」は、人間の出来事ではなく、神からの促しによって出現した、神の出来事として押さえられ、それによって神の出来事上での信心の「自覚」は、人間に開けをもたらすものとされているのである。

片島幸吉は、この著の執筆中に「廢人の橋」と題して『新光』に寄稿している。「昨年別れた師の心懐を思い続け居ります」と言う彼は、「人間的根拠の破却」を味わい、此岸（人間の苦惱）と彼岸（神の救済）に橋を架ける「我は

「橋なり」との「自覚」に到来した人間をまざまざと思い描いている。また執筆後も「神の教えと生きた人々が一体となつて其所にクッキリと現れる」と言う。せんの「自覚」は「橋」であり、それは主客未分である。彼はそこに神の現前と確かな「生命の確立」の基底を知るに至るのである。⁶⁶

やがて大正末になると、阪井永治は、かつて片島も述べたように「転回期」とする時代転換の様相を実感しつつ、「いつも老練な先生方と対照されて、信心の妙趣真諦に、幾分でも触れた処を明らかにしようという努力は、殆ど酬いられることはなく、靈験談を伝奇的に熟達した説きぶりで説くだけのことをされる方が、一も二もなく歓迎され」たとするそれまでとの「目立った区画」⁶⁷を見ることになる。そしてこの時期、すでに高橋のところで見たとおり、『金光教青年会雑誌』で「御理解研究」の特集が組まれていく。

すでに紙幅も尽きたので詳しく論じないが、そこに見られるのは、「自覚」に関わって「教え」のあり方を問題にする様相である。たとえば煩悶、苦悩の実感を伴いながら、島村嘉孝は、御理解第一節「今天地の開ける音を聞いて眼をさませ」について、その言葉は、あまりにも「信と不信との隔絶」を前にした教祖の「いかにもして信心の崇高なる世界を知らしめ、神に生きるの歓びを味はしめんかと御思念遊ばされての御嘆声」であり、教祖の「御心の衷、さこそと伺い奉られるようで、涙なしには拝唱し能わぬ御言の葉」だと言う。⁶⁸そこには教祖の内面、意識下へ潜り込み、そこで訪れる言葉を聞き受けようとする「教え」への姿勢がある。しかし「御嘆声」とあるように、島村にすれば、それは「教え」の言葉を介して神に出会う試みが困難であることの確認でもあった。つまり、神の現前とそれに対する人間の認知との深い乖離の問い直しから出た言葉になっているのである。その島村はこう語っている。

「神にならねば神の心は解らぬ」神の心が解るようになれば自ら神になりつつあるのでありましょう。殊に神さまの御心を語り出でらるるに、今の世の通俗卑近な言葉を以てせられたのであるから、一見誰にでも解るようであるけれども、言葉なるものは心の全体、殊に深い深い心を伝える道具としては不完全なものであって、深い心をほんとうに伝えるにはどうしても言葉のみに依ることは不可能である。ただ、吾々は、その言葉を縁とし橋渡しとして言葉以上に超えていかねば、ほんとうのものは掴めないであろう。^⑩

深い乖離の前に、これは認知の営為の制約を知ると共に直観される神の現前を示唆する言葉である。彼らにあるのは、卑近な言葉の世界に住みながら、置き去りなままになっている世界感覚へ向かって、存在している意味に満たされる神との出会いを「教え」や「おかげ」に待つ姿なのであった。

おわりに

ここまで、「教え」と「おかげ」を指標として信心理解のありようを窺ってきた。繰り返すが、「教え」の論理的展開は、信心にかかる事物一切を「教え」という概念や体系であらかじめ見ることを余儀なくする。この体系の一环に位置することの発見を「おかげ」とし、その把握を「教え」に照らして行くことで信心の理解がかたちづくられる。しかし、はたしてそれでよいのか。不思議な事実であり、まさに神の現前を証す「おかげ」に触れることは、「教

え」に対するその身構えに観念的な倒錯性の問題を突きつけるものとなる。概念である「教義」の下で信心を意味付けることは、かえって神と出会うことに対する虚構性を強めることになっていないかと。

ところが、見てきたようにこの問題こそ「教え」を重視する者が根本から問うていた問題だった。そしてそれが、神の現前への接近とその把握へ向かう「自己」への問いかけを伴った交感の再喚起の問題となっていたのである。

「教え」と「おかげ」は、今もって重要な信心の指標であることに違いない。しかも、今、東日本大震災に遭遇して、ここで見たような観念的な倒錯性の問題は、重く突きつけられていると言えないか。震災以降、何をもって「おかげ」と呼ぶのか、はたして呼んでいいのか。ここでは、意味あるものとして「教え」は存在しうるのだろうか。この問いかけは震災に直接遭ったか否かを問わない。現実の犠牲を目の前にして逃れることの出来ない問いとなっている。こうした問いとなって突きつけられるのが、神の現前と認知との深い乖離であろう。

さて、冒頭の『震災おかげ集』には数々のおかげ話が載っている。たとえば、神酒を吹きかければ焼死はするまいと思っていたが主人は惨死した。しかし遺骨となった死体の山から神酒瓶が見つかり、主人と判明するおかげを頂いた。あるいは御神舎が覆い被さるように倒れ、そのおかげで助かった、^⑭などである。注意してみるとわかるが、ふりしぼって語られたのは、認識不可能な酷い事実が「自己」をどう問わせたか、である。「残念ながらその場を見捨てて」逃げてきた話や、子を失った親が「半狂乱となりて探す」様子、そして「不思議にも助けて頂いた事を、心から御礼を申し上げます」などと述べられる。^⑮

見る限り、そこで語られたのは、多くの犠牲を切り捨てた上で、一人助かった人間が認めるような「おかげ」ではない。犠牲者も共にして生命の連続性に立とうとし、そこから存在する現実へおもむくことを目掛け、蒙った災害

が「教え」の出来事、「おかげ」の中の出来事となるかどうかという、神の現前にかけた祈りとなっているのである。このような言葉の発出は、阪神淡路大震災の体験^⑬や、また東日本大震災を「それでもお前は、神様にお礼が言えるか」として受けとめようとする場面にも認められる。それは、神との出会いとしての「教え」や「おかげ」に介されていなければ成り立たないのが現実なのだという、人間へ向けた信心からの問いかけとなつていよう。

(教学研究所所員)

① 「おかげ」と「教え」を対立的、対比的な形式として理解

することに、教学上の成果も関わっている。たとえば、金光大神の信心を「祈念祈祷から理解形式へ」という移行で捉えた福嶋義次の「慣習世界と信仰形式——金光大神理解研究ノート」(紀要「金光教学」第一五号、一九七五年)をあげることができる。そこでの「祈念祈祷」は「おかげ」重視のありように対応していよう。福嶋はそこで、慣習的世界に一般的な「祈念祈祷」では他者依存的な信心を結果するとし、信心の主体確立を課題視したのだった。

なお宗教学でも、弓山達也が「新宗教における「教え」の成立過程」(『宗教学研究』第六三巻第三集、一九八九年)で、「教え」は教祖の言説が聞く者に信じられていく過程で成立すると述べ、「おかげ」に先立って(七四頁)重要視されて

いるとしている。これは教団の教義成立で捉えた、「教え」と「おかげ」の位置づけである。また弓山は弁天宗の教団史的展開を「ざとし」と「いやし」として検討している(『弁天宗における救済論の展開——特に水子供養に関連させて——』『大正大学 宗教学年報』第二四号、一九九四年)。そこでは「いやし」(病氣直し)「霊能」と「ざとし」(教理修得)「教え」が、交互に繰り返し強調されてきたとするが、これなども本稿が扱う「教え」と「おかげ」の問題化と考えることができるだろう。

また歴史学では桂島宣弘「明治二十年代の金光教——金光教にみる「民衆宗教」から「教派神道」への転回」及び「民衆宗教の宗教化・神道化過程」(『幕末民衆思想の研究』増補改訂版)文理閣、二〇〇五年所収)が、「霊験」「奇蹟」中心から「教え」「理解」中心へと転換を図らなければ、その信

仰が「流行神」的に盛行したとしても、急速に衰退する状況が生じていた」（二一六頁）と押さえ、また「病氣直し」の抑圧「規制過程」（三〇八頁）で捉えるなど、「靈験」から「教え」中心への近代宗教への志向と、それに伴う組織化が、国家神道体制が有した抑圧的性格の自己規定を金光教にもたらしたともしている。

ところでこれら見解に見られるのは、あらかじめ二つの区分なり形式が施され、その上での問題化となっている点である。本稿は、まさにそこにこそ考えるべき問題があるとし、区分することに働いている思考形式の基盤に注目していきたい。それによって、形式に規定された限りでの問題を明らかにするのではなく、その形式に規定されることのでかえって取り上げられることにならなかった問題が明らかになると考えるからである。

② 高橋正雄「越年所感」『大教新報』一九二一年一月六日。ここで高橋は、「頽廢したる精神を作興する活力が欲しい」とし、「将来如何なる点を力にして本教は社会に立つて行かんとするか」と問いかけ、次のように述べる。

「先輩諸師は従前程顕著な靈験が立たぬという事を非常に憂い、青年教師に其の方の修行が足らぬと言って深慨せらるるが、「…」社会をも風靡し我々後輩をも只管感嘆せしむる程顕著なる靈頭を實際先輩諸師自ら今一度実現して呉れるる事は出来ないであらうか。「…」兎にも角にも（靈験

は―引用者）神秘に属する事で、我々のかれこれ言い得る限りではない。我々も得たいと希う事は人に譲らぬのであるが、外から責められると、先ず範を示して貰う事が出来たらばという願いが先に立つ。「…」思想―人格に根ざした思想を中心にして社会に立つという事なれば、略修養（略）の見当はつく。如何なる人格という事を具體的に語る事は出来ないが、心の中に期する所全くあてどがないではない。理想として努力する方途だけはない。居る。こういうのが目下青年側の一般の考えであるらしく思われる。前の靈験中心―神徳中心は先輩側の志向、後の人格中心―人徳中心は青年側の志向、大体この二派に分れて本教の将来を念うというのが目下の実状であると思う」。

これはある意味、先行世代に向けた痛烈な批判である。先行世代が言うところの靈験は何らわれわれに訴えるものがない、ないしは靈験を現しえていない、としているからである。本論で扱うように、このような主張は、当時の青年らに特徴的であった。

③ 『大教新報』（一九〇六年―一九二三年）でのおかげ話は、全体にわたって確認できる。また、それに先行する『令徳』（二八九九年―一九〇五年、ただし一九〇四年に『みかけ』と改称）にも窺える。『大教新報』は『令徳』を引き継ぐが、発刊以来「余徳の響」欄でおかげ話を掲載していた。この名称を冠した記事欄は後に無くなるものの、おかげ話は最終刊ま

で見ることができる。

④ 「此信心にして此靈験あり」『大教新報』一九〇七年三月二二日。

⑤ 「靈験」というとき、「験(しるし)」の内容と共に、「験」があることへの強い意味が働いている。このことは、金光大神の娘、くらの事蹟にもあてはまる。安政六年五月末、九歳のくらが病に伏したとき、神から「暮れ六つまでに験やる」(『金光教教典』金光教本部教庁、一九八三年、二五頁)とのお知らせが下がる。そこでの「験」には、神の働きが「現にある」ということ、そしてそれが「告げられる」、「証される」という意味が伴われている。

⑥ 「神誠」「神訓」は、明治三十三(一九〇〇)年の教派独立以降、「正典」と位置づけられていた。経緯を確認すると、現存する最も早い時期の資料(桜井教会所蔵「慎誠」。明治十六年に近藤藤守が筆写したもの)では、「日々の心得十二か条」の他、「道之教之大旨」「信心の心得」を含めて「慎誠」とされていた。ところが明治十八(一八八五)年の「神道金光教会規約」で掲げられた「慎誠」は、「日々の心得十二か条」を改題した「真道乃心得」のみであった。明治三十三年の独立以降、「慎誠」は「神誠」と名を改め、「道之教之大旨」と「信心の心得」は「神訓」として成立する(その際「道之教之大旨」は「道教えの大綱」と改め、「信心の心得」は一部箇条を差し替えている)。「神誠」と「神訓」は、こういう経緯を経

て「正典」となっており、したがって双方の教義上の性格における区別はつきがたいと言えよう。これについては「教団史基本資料集成(上巻)」(『金光教教学研究所編、二〇〇三年)中の「慎誠」解説(四〇〜四二頁)の他、畑愷「金光教教典の成立過程について」(紀要「金光教学」第四号、一九六一年)、渡辺順一「信忠孝一本」教義の成立とその意味」(『同』第三〇号、一九九〇年)、北林秀生「教団草創期における教義表明の諸相——佐藤範雄の主祭神表明の態度に注目して——」(『同』第四〇号、二〇〇〇年)参照。

なお北林は、当時の宗教政策にも影響した「三条教憲」への帰順、「神明」への誓約を内容としたものが「慎誠」ではないかとし、一方、「道之教之大旨」の中に、「金乃神」の神性を示す箇条があるため、公認を指す上で支障を来した事情があり、教派独立まで「正典」として認められいかなかったのではないかとしている。

⑦ 齋藤無知(齋藤誠逸郎)「所感」『大教新報』一九〇七年三月一日。

⑧ 佐藤範雄が昭和五年九月に、教祖在世中の出来事について講話した中でも、受けとめる姿勢に関わっての言がある。いわゆる「内伝」とされるものだが、そこで佐藤は「今の人としては、神誠、神訓、御理解は、先輩が生神様より承りしことを世に伝えたるものだが、今承るには、生神様の教えを承るといふ心持ちになること大切なり」と言ってい

る。「内伝」については、前掲『金光教教典』（八九一頁）、及び前掲『教団史基本資料集成（下巻）』中の「内伝」の口述（二二八頁）を参照。

⑨ 佐藤範雄『信心の復活』金光教芸備教会、一九八二年、七五頁。その他に佐藤が「教祖様の御言葉は、即ち神様の御言葉である」と語ったことが、「昭和三六年調製」と書かれた内田律爾筆録「佐藤範雄先生に随行城崎行のこと——御理解集刊行との関係事項——」（二二—二二頁）に窺える。この資料は、大正二年「御理解百節」編集のため城崎におもむいた佐藤に随行した内田律爾のメモを謄写印刷したものである。

⑩ 「明石の誠心組合」『大教新報』一九二二年六月二八日。その他、『新光』第七七号、同年七月一五日、二七頁。

⑪ 佐藤重助の活動をはじめ、当時の感化救済事業については、拙稿「明治末から大正にかけての本教社会実践——佐藤重助・片島幸吉の活動を中心に——」（紀要『金光教学』第三三三号、一九九三年）を参照。

⑫ 「顕幽感通」の言葉は、教派独立時に「金光教管長金光大陣、故教監金光貫行、共著」として刊行された『金光教祖神誠正伝』（金光教本部、一九〇〇年）の中で示され、全教に知られていた。もつとも、「顕幽感通」の言葉自体は、『金光教祖 神誠正伝』よりも前に、教派独立請願時に提出されたものと考えられる明治三十二年一月の「金光教会起原

沿革」『金光教会教祖略伝』の中で確認できる。前掲『教団史基本資料集成（上巻）』中の「金光教会起原沿革」（二〇八頁）、及び「金光教会教祖略伝」（二〇九頁）を参照。

⑬ 早川督『天地金の大神』（舞文館、一九二二年）では、「靈験」を授かる由縁となった教祖の来歴も叙述され、教祖伝の体裁を備えつつ各地の実地的な信心実状も把握出来るものとなっている。これについては、藤井喜代秀「教典編纂委員会における教祖伝の編纂過程について」（紀要『金光教学』第三三三号、一九八三年）を参照。

⑭ 佐藤範雄『天地乃大理』金光教本部、一九〇五年、九七頁。たとえば笠雪山人の「公開状」（『大教新報』一九〇六年二月一〇日）は、次のように述べる。

「一般の信者が最も聞知せんと欲して止まざるは御神訓の説教と御靈験談の二者なりと思惟す。而もこの両者中何れを先と問わば、寧ろ御靈験談の方こそ着意の深且つ大なるものあらんなり」。

⑮ 「将来教師たらん思想者に一言す」（『大教新報』一九〇七年五月一日）として、次のような声がある。

「それ神訓たるや皆悉く言簡にして或は安心門の如き、一見容易に悟り易く研め易きが如く、為に之を研める者又は研めんとする者の中には其の文字上のみを解して足れりとするものあれども、之れが紙背に徹して猶其の心を見んか。一条として大なる真理を含みつつあらざるはなし。真に其

の遺教たるや深甚奥妙たる教義なり。宜しく之れを繙く者奮勵するを要す」。

⑰ 大正十年八十三才で亡くなった高橋富枝の『高橋富枝師自叙録』（高橋富枝述、能勢健治編、宗徳書房、一九三四年）には、この問題に通じた次の指摘が見られる。「今時は御道も結構に立ち、衆に信心が出来ますが、その代わりそれだけの御蔭しか頂けません、昔は平の信者でも手御籤の一つも判る者が沢山おりましたが、只今では御取次する人でも御徳という事を知らぬ人が多くござります」（二四頁）。「教理も次第に整い御道は立派に立ちましたが、教えの中の理屈が次第に進んで来て、御徳はその割合に進まぬ様に思われます」（五八頁）。

高橋富枝が重視する「御徳」には、交感の問題、神の現前を「知る」という体験の問題が関わっていた。「近頃は御参拝の御方で、御徳は如何したら頂かれるかと御尋ねになる御方が多くござりますが、御徳を頂くには天地へ対し心の改まり方慎み方になることが大切かと存じます。此の慎み改まりが天地に御感応になれば御徳も付き、御教えも頂くのであります」（三五頁）とも語っている。なお、ここで「御教え」は神の直接の知らせ、「裁伝」のことを指すと思われる。

⑱ 「藤守大人の直話」（『藤蔭』第四九号「付録」藤蔭青年会、一九二一年九月一〇日、二―三頁）、及び近藤藤守「神あること

を知れよ」（『大教新報』一九二一年九月二日）を参照。また『藤守先生 講話集』（藤蔭雜誌社、一九一五年）には、「神在ることを知れ」（二一九―二七頁、新訂版二七―三三頁）として採録されている。

⑲ 「存在論的差異」は、存在者と存在との差異に存在への問いを差し向けるハイデガールの中心的な概念であり、基礎存在論として知られる言葉である。ハイデガールは、一九二七昭和二三年の『存在と時間』の冒頭第一節で、「さて今日のわれわれは、「存在する」という言葉を使つてほんとうに何を言おうとしているのかと問われて、それに一つの答えを用意しているだろうか。否、とてもその用意はないのである」（『存在と時間（上）』ちくま学芸文庫、一九九四年、二三頁）とし、今こそ「存在の意味への問い」が立てられなければならないといふこととした。

⑳ 「編輯漫録」『金光教徒』一九一三年三月二二日。

㉑ この動向が国民教化、国民道徳の問題で論じられているものとして、坂本忠次「戊申証書下の金光教団——地方改良運動との関連を中心に——」（紀要「金光教団」第二六号、一九八六年）、渡辺順一「佐藤範雄の感化救済事業——両大戦間期における大逆事件及び無政府主義者との交渉を中心に——」（『同』第二七号、一九八七年）、また小沢浩「民衆宗教における近代の相剋——教派神道体制下の金光教——」（『生き神の思想史』岩波書店、一九八八年、再刊二〇一〇年）を参照。

②② ちなみに自然主義について、早稲田大学在学中の高橋正雄は、山下石太郎へ「恐く将来の全思想界を動かす大潮」(正雄生「東京だより」『大教新報』一九〇八年一月二四日)であると伝えていた。自然主義は、出来る限り対象を「ありのまま」に描くことを主張する。社会や人間に向け自然科学の客観的観察方法を取り入れていき、文芸のあり方に大きく影響した。とはいえ「ありのまま」といつても、明治四十四年の田山花袋の「描写論」(早稲田文学 第六五号、一九一一年四月)のように、対象の客観性は作者の主観性の介入を免れていない。たとえば田山の「描写論」で「波の音がした」という「記述」よりも、「波の音が聞こえた」という「描写」の方が、自然主義の主張する主観を排した客観的描写法だとしていることもわかる。客観描写といつても、対象に向けた主観的表現を含んでいたのである。そしてこの時期に、科学や知識にとらわれて心情を問題にしないことを批判する島村抱月の主張(四はれたる文芸「早稲田文学」第一号、一九〇六年一月)に見られるように科学への対抗意識も見え始め、自己の知覚や体験、心情にリアリティーの根拠を求め、「生命主義」的な装いも帯びていくのである。この時期の自然主義、生命主義の動向に関しては、鈴木貞美編『大正生命主義と現代』(河出書房新社、一九九五年)、同じく鈴木貞美「日本の『文学』概念」(作品社、一九九八年)及び『生命観の探究』(作品社、二〇〇七年)参照。

②③ 当時の「靈験」重視は、「我心で我身を救い助けよ」、「御蔭は神から下さると思わずに氏子の心から出すものと悟れ」という「神訓」や「理解」の奉じ方にあるように「自助の精神の靈的作用」(ひ、は「自助的信仰」『大教新報』一九一一年八月二日)も関係した。そこでは、世界を心に収めての刻苦精勵が求められており、そこに働く「靈的作用」は、超越的独立心の要請に依っていた。そのため超越は、現実社会での自助精神の求めに依じたものであり、修養主義などの倫理的傾向を帯びる様相も見せている。

②④ 森定親貽「将来の本教」『新光』第一九号、一九〇七年一月一五日。森定は、ここで具体的な施策として教祖伝記、御理解の結集、巡教師の増員、布教者養成の必要性も述べている。

②⑤ このように「問題のかたち」に応じて登場したのが「自己」であるという点は注意される必要がある。これまでは、たとえば佐藤光俊「高橋正雄における信仰的自覚確立への過程について——信念摸索期を中心として——」(紀要『金光教学』第二三号、一九八三年)のように、高橋正雄の「主體的な信仰的自覚の確立」の問題として取り上げられてきた。論じられたのは、「自己」へ目がけられた信仰への「先験的確信」と、その確信を抱くべき「自己」の懐疑との間での、弁証法的止揚というべき矛盾克服の過程であり、「自己実現の歩み」の内実だった。簡単に言えば、「自分におさまらないもの」

と「自分におさまること」との両方を含んで成り立つ超越性を、高橋の信仰確立の問題（自己意識の内部における主客の分裂相剋）で見られたのである。

とはいえ、佐藤論文とは別個に考えるべき問題がある。たとえば次の疑問を立ててみればわかる。それほど意識主体として「自己」に収斂させて捉えるべき問題とされていた、その問題とは何だったかと。本論で見たように佐藤範雄や近藤藤守は超越性を「自己」へ向けて問題化したのは事実だが、しかし彼らはそれが超越性の全てとは言っていない。つまり超越性は、「自己」に収斂させるべきだというような、限定されたものとは限らないのである。そこからわかる重要なポイントは、むしろそういうかたちでの問題の登場こそ、この時期の高橋を苦しめた問題の正体だったことになる。その意味で、前掲佐藤論文では、「問題のかたち」がもたらしたところの問題の深刻さは自明視され、叙述にとけ込んでしまっている。

このことは、高橋の用語に即して考えると、より理解しやすくなる。たとえば高橋は、主客を区別しないところで直接通じる体験を「自覚」と呼び、それによって受けとめ、対象化されるものを「自己」と呼んだ。西田哲学の影響も窺えようが、このような言葉の用い方は、最初から「自己」の問題として構えるような「問題のかたち」に対する了解が無いことを証している。そしてその了解の無さが「自己」

で問われたのである。そのためその「自己」は、決して自助努力や内面の昇華で問題解決を目指すような、最初から手だてを講じるべき主体的な構えで見るべき「自己」ではない。またそう見ないと、高橋の信心營為とその独特の文体の意味（主述関係を安定させて文章を書くこととなつていない問題、したがって問題に対して透過的な立場を取りえなかつた意味）が理解できないだろう。

「自己」として存在すること自体は、おそらく社会的発見であろう。そしてそれは深い震撼を伴った経験となつていくのだが、このような「問題のかたち」に応じて登場する「自己」の問題は、これまでの高橋一個人の内容に探る方向ではなく、そうした問題形成のあり方が信心理解全体に及ぼした影響とは何かという、社会関係構造を明らかにする筋道に向けて見直しを要する問題となつていよう。本稿では、そのことの検討を十分になしえてはいないが、「自己」へ向けた問題形成のあり方それ自体、歴史的・社会的な限定性を帯びているのであり、言文一致、存在と思考の合一など、「二者」の高みを認知の規範とする近代合理主義の認識論的なパースペクティヴの歴史的形形成を批判的に問うことにも繋がる。そしてそのパースペクティヴが信心の理解に深く反映し、宗教は内心倫理化したとする世俗化過程において取り上げられるように、今をも規定する信心理解をかたちづけているのであれば、それに対する検討を迫るものと

なるだろう。言うまでもなく、それは高橋一個人に生じた特異な問題が他の契機とどう連動したかといった、個人の信心の社会的影響の確認ではない。高橋の問われ方が、彼個人とは別個に、社会的な意味や現実性を有したことで、それ自体の問題化である。そのところで、高橋の内面、実存への踏み込んだ追究が、より一層意味を持つことになるのではないか。

ところでこうした「自己」、「私」のあり方が問題としてより顕著になるのは、大正末から昭和初期である。その時期の問題については、拙稿「教祖をあらわすこと、その表現行為の意味——大正末から昭和初期の教祖像に見る現代化の形象——」（紀要『金光教学』第四五号、二〇〇五年）を参照。

26 「祝ひの御盃」『金光教徒』一九一三年一月一〇日。

27 「神様を杖」『金光教徒』一九一三年五月一日。

28 「歡喜ぶ心には靈驗」『金光教徒』一九一三年三月二日。

29 「御蔭は改心に伴ふ」『金光教徒』一九一三年五月一〇日。

30 また「おかげ」の変化には、「理解」、「取次」への関心も関係していることが確かめられる。それは教祖の教導ぶりへの関心にもつながった。すでに「教祖が参拝者に接し給える時の御態度。教祖御心行中、言明し得らるる範囲内（御心行中言外の事多かるべし）の御状態を事実の儘（長谷川雄次郎「教祖三十年記念大祭に関する意見」『大教新報』一九二二年六月七日）に明らかにせよ」という声もあがっており、また「金光教祖

流儀」を「如何なる願事にも御祈念に先だち、御理解又はおはなしと称して斯道の教えを専らとし後に神に祈念取次をなす」（井上真門「金光教御流儀大意」『大教新報』一九〇八年一月一六日）こととしてその徹底を求める声もあった。大正二年、教祖三十年の記念年の『金光教祖御理解』刊行は、このような声を伴った教祖理解の結集、教祖伝の要望にも呼応していたと言える。

ちなみに、この編纂過程については、拙稿「聞き受けられる言葉の世界——交感の表出としての「理解」——」（紀要『金光教学』第五一号、二〇一一年、二九頁）のほか、宮田（藤井）喜代秀「教語の筆写活動について——筆写本研究——」（同）第一九号、一九七九年）、同「金光大神教語記録編纂の歴史過程——大正二年『御理解』公刊に至るまでを中心に——」（同）第二二号、一九八一年）、前掲北林「教団草創期における教義表明の諸相」、前掲『教団史基本資料集成（下巻）』中の「教典の改訂について」（五八六―五九二頁）を参照。

31 この問題は、和泉乙三の次の主張に窺える。和泉は「神と摂理と祈念」（『新光』第七九号、一九二二年九月一五日）で、「私は本教徒の所謂みかげ、とか、という言葉を摂理みかげという文字で現したい」と言い、「しかし文字は仮物」で何でもよく、「只神が吾等を行末かけて愛し給う御心より現れる靈能おはたらき、という事を意味させる為」に使用したいという。そう述べて、「病を癒されたとか、見えぬ眼が見える様になったとか、立たぬ

腰が立ったとか、不幸が転じて幸福になったとか、厄難を免れたとか、いう、単に一時的な、形体かたちの上ににありありと見える、我が一時の願望が成就したとかいう様な所に止って居る」ような心理解を問題視する。教内で見聞した靈験談の中には、「普通の場合と余程色合いの変わった事」もあり、「一時は自分の思い通り、望み通りにならないといつて、神を怨み、我が身を託ち、来し方行く末を考えて悶え悲しんで見たが、さて後々になつて考えて見ると、彼も神の摂理みかげであつた、これも神の御慮であつたと思ひ当たる様な事に出逢つた例が甚だ少なくない」として、そこにある「真意義」の方を重視するべきだと言うのである。和泉によれば、「神の摂理みかげの真意義」はつまるところ「末々の繁昌」の為に神が「御心をおかけ下されてある」ことにあり、「主観的に、無形的に観たならば生死を超越した吾々の永生であるとし、客観的、有形的に見たならば、我が子孫、我が着手した事業の繁昌である」としている。そしてそこに「祈念の要義は存する」と言う（二〇〇～二〇三頁）。このように和泉が言うとき「靈験」は「自ら了解し得られる事」となり、祈念に對しても、その「心掛けを忘れてはならぬ」問題となるのである。

③② この体験については、本論でも簡単に触れるが、詳しくは高橋正雄『道を求めて』（高橋正雄著作集第一巻、同刊行会、一九六六年）中の「序にかえて」、「山の家跡にて」、高橋博志

「兄高橋正雄について」や、高橋正雄『二筋のもの』（同著作集第三巻、一九六七年）中の「素」、「信と生活との具体的關係について（一）」、「同（二）」を参照。その他、前掲佐藤「高橋正雄における信仰的自覚確立への過程について」、及び同「高橋正雄における信仰的自覚の確立と展開——信念の確立と立教神伝解釈の教団論への展開について」（紀要『金光教』第二五号、一九八五年）を参照。

③③ 『金光教徒』一九一三年一〇月一〇日。なお前掲「藤守先生 講話集」によれば、この「教え」については大正二年教祖三十年祭の布きれに書き留めたとの経緯が示され、続いて「実に神在る事を悟るは信心の最初にして且つ最後である」という文章が記されている（「信心味」の項、九七頁、新訂版一〇頁）。

当時、近藤は、「信心の始めから終りまで、その全くは神ある事を知るの一事に尽きて居る」としながら、「神在る事は何うして知る事が出来るか、これは仲々の難しい問題」だが「何人でも、仮令へ神や仏を疑い、その存在を少しも信じないとしても、恐らく我れ在る事を疑い尽す事は出来ないのである」と述べ、そして「我れを親しく観察し、その結果は我れより以上のものが、我の内部に潜んでいる事を思はずには居れないのであります。これ即て神の力であり、この不可思議、神秘を知る事が、一層明かに確かならば、それ即ち神在る事を知るに至つたのであります」とし、

自己にふり向けて問題化していた。そして「信心の生命いのちともいうべき『神ニモ神話ヲ強マヤマ在る事を知る』の一事も、煎じ詰めれば、真に自ら靈験を蒙り、神様の思召の並々でない事を深く悟らして頂くより道がないのであります」（近藤大教正述「苦樂庵示談に代へて（十二）『藤蔭』第七六号、一九一四年五月一日、一六―一八頁）としている。

この講話は、前掲『藤守先生 講話集』の中では「神坐す」、「我れ在り」、「天地坐す」、「信心味」（八八―九七頁）の各項にあたるが、しかしそこでは一部、語り直されている。たとえば、もとは「煎じ詰めれば、真に自ら靈験を蒙り、神様の思召の並々でない事を深く悟らして頂くより道がないのであります」とあった箇所が、「煎じ詰ると唯自分が自ら信心を奮い起して神様を見るより外に方法はない」（九六頁、新訂版一〇九頁）となっている。著作にまとめる際に、より「自己」の行為の問題として積極化した言に改められていることがわかる。

③④ この問題を前掲の『藤守先生 講話集』で確認する際、気にとめておくべきは、先の「神あることを知れよ」の講話と「我在ることを知れ」[「…」の「教え」は、発言の時点と著作内での順番とは順序が逆になって掲載されている点である。この著では、「信心味」（九七頁、新訂版一〇〇頁）の箇所で「我在ることを知れ」[「…」の「教え」に触れ、「神ニモ神話ヲ強マヤマ或ることを知れ」（二一九―二二七頁、新訂版二二七―二三三頁）

の箇所で講話が掲載されている。しかし、時期としては後者の「神あることを知れよ」の講話が明治四十四年であり、「我在ることを知れ」[「…」の「教え」が大正二年である。この順番を意識しないと掴めない問題がある。それは、言葉を反転させるとき生じた問題である。

本論で述べたように、「神あることを知れよ」を言っていた明治四十四年の時点では、その知り方として「自己」という存在そのものは問題にされない。神あることを知るためには、ひたすら信心して、神にすがれよと言っていたにすぎないからである。近藤が、大正二年で言葉反転させたとき、そこで生じたのは、「自己」という存在における「神あること」の意識化―問題化であった。それは注③④で確認したように、著作へまとめる際に、「神在る事を知る」問題をより積極化して自己の行為へ向けて語り直すこととなった点にも関わつていよう。当時、人が神になる謎へ向けて「生神金光大神」の解釈が盛んになるが、このような言葉の配置の問題にも繋がっていると考えられる。

③⑤ 前掲佐藤「高橋正雄における信仰的自覚確立への過程について」五五頁。

③⑥ 「回転期の金光教」「新光」第一一八号、一九一五年二月一日。認識上の「転回」を示唆した呼称として興味深い。

③⑦ 「教祖に復れ」「新光」第八三号、一九一三年一月一日。また同号に、片島は、制度慣習の弊害を指摘した「教祖に

復らんとする要求」を掲げていた。

③⑧ 片島幸吉「佐藤先生青年招待会感想録」『新光』第一二三号、一九一五年七月一日、三二頁。

この言葉は、佐藤範雄によつて招集された「青年招待会」(大正四年六月一七日)をうけて披瀝されたものである。教派の将来を見据えて開かれた同会合では、「老对青」(畑)「佐藤先生青年招待会感想録」(同、二九頁)という世代間の差異をより明確にすることになった。片島は「兎に角先輩と青年との間の径庭が明かになり、それだけ問題が鮮明にされた」(片島幸吉「今日の精神経過」『同』第一一四号、同年八月一七日、二三頁)とも言っている。本論にある「馬車馬のように」(「…」とは、その会合で佐藤範雄が青年に要求した内容だった(前掲片島「佐藤先生青年招待会感想録」三二頁)。

世代格差を意識する片島が「第二期金光教」を見たのは大正四年だが、それに見合うかのように大正六年に教内は大きな節目を迎えている。たとえば大正六年の第二十三回議會(一月二二―一四日)に近藤良助、池川朋唯、和泉乙三ら青年教師が入り、その議會終了後、佐藤範雄から畑徳三郎への教監更迭(一月二〇日)がなされている。その直後、教祖直信、近藤藤守が死去(一月二八日)したことも節目を感ぜさせることになった。そしてこの年、片島と近藤良助は、それぞれ住む家に「新生舎」という看板を掲げ、自己の生活面から刷新を計ろうとした。四月下旬には高橋正雄も藤

井新の勧めもあつて「山の家」で生活を送ることになる。「山の家」の生活は、高橋固有の体験であるが、その体験の享受のありようは、「新生舎」同人の動きとの関連性が指摘できるだろう。この点は、坂本忠次「新生舎の活動」(『大正デモクラシー期の経済社会運動』御茶の水書房、一九九〇年)を参照。

③⑨ 前掲片島「佐藤先生青年招待会感想録」三二頁。

④① 高橋正雄「わが思ひ」『新光』第一一五号、一九一五年九月一日、一六頁。

④② 佐藤薇洞(佐藤金造)「佐藤先生青年招待会感想録」『新光』第一一三号、一九一五年七月一日、一二二頁。

④③ 片島生「思ひ出づるまゝ」『新光』第五八号、一九一〇年二月一日、一五頁。

④④ 高橋正雄「無題録」『新光』第九二号、一九一三年一月一日、一三頁。

たとえば濱田幾治郎は「宗教上伝道の本義は人格的感化にある。教祖の道を伝えるにしても只文字の上理論の上で其遺訓を解暗した所でそれは只物理の弄びである」(濱田幾治郎「自己と宗教」『新志』第五五号、一九一〇年九月一日、一三頁)と言う。また、「教祖の遺訓、固より本教の教義に相違ない、けれども、此神訓を準拠とするとしても、それを通じて教祖の神その者を捉えない以上は却つて迷いを生ずる。〔…〕只形式的な訓言の解釈位な所に止まつて居て」(家の人「瞥見録」『新志』第六一号、一九一一年三月一日、二五―二六頁)はい

けないとの言も見られる。伊藤輝太郎のように、「生神金光大神、其御方を吾身の上に体現させて頂き度いという祈りより外にないと思います」とし「数々の御神訓御理解は一つ一つが皆血であり、肉であり、欠くべからざる滋養であります」（伊藤輝太郎「思ふままに」『新生』第四号、一九一七年一〇月一日、三八頁）との言も確認できる。

④5 高橋正雄「所感」『金光教徒』一九一三年一月一日。

④6 高橋正雄「無題録」『新光』第八六号、一九一三年四月二一日、一八頁。

④7 高橋正雄「無題録」『新光』第一〇〇号、一九一四年六月一六日、二七〜二八頁。高橋は、ここで次のように述べる。

「靈験は事実と相違ない。事実である以上信ずるも信じないもない。信ずることが出来ないという者は偶々その頭の固い事を自白する者だ。〔…〕併しここに私等の考えなければならぬのは靈験を信ずるといふ事と、それが人生に於ける地位といふ事とは全く別にして考えなければならぬといふ事だ。早い話が靈験に依り難病が治つたとして、そこに現れた超經驗の事実に対し驚異の情と共に、それを神に帰する感謝の念が湧起するはもとよりであるが、その驚異と感謝とが如何に強烈であつた所で、病氣全快といふ事は只身体的な一幸福に過ぎない。〔…〕固より靈験に触れて神に接し、そこより入つてわが生全体の神化に到達し、どの点から見ても真の宗教的信仰生活と目すべきものに入る事も

出来るではあろうが、それは靈験以上人生全体に通徹する信仰の指導が無ければ不可能の事で、寧ろ中心は後者にあるべきなのであるから、靈験を唯一とし生命として居るものとの与り知らざる境に属するものである。〔…〕それで私は思う、今日の金光教は靈験に囚れて居る。それで靈験も萎縮する。これを切つて放さなければ真の金光大神は現れ給わない」。

④8 たえば阪井永治は、人生上の価値に教祖の姿を重ねている。「ある問答」『金光教徒』一九一七年一〇月一日〜一月

一〇日）では、「どうも言葉というものは永い使い来たりの間に一種の魔力を生じて遂に吾人の自由な考えを束縛します。このおかげといふ言葉も久しい習慣から直ぐに靈験利益といふ連想が起こつて、吾身の現在に好都合と思ふ事が、形の上に現れた事をのみおかげとする浮いた心になり易いのです」（二〇月一日）とし、「靈験」を「靈感」として「意釈」する。そして「教祖の思召、御心持を要らぬ細工を加えないで素直に、信心の歓喜として感じていきたい」（二一月一日）と述べ、「二と度此の靈感に触れ此のおかけに与るとき、一切の事物何一つとして恩寵の光明に輝かざるものがあります。一切が輝き、凡てが照らされ、豊かな光明に盈ちます」（二一月一〇日）というように、「靈験」を教祖の心境に求め、人生上の価値にふり向けていく。

④9 高橋正雄「無題録」『新光』第九五号、一九一四年一月

一八日、一八頁。

⑤④ この点については、『金光教徒』での和泉乙三と高橋正雄の問答が手がかりになる。高橋は、和泉から「何処までも君が感ずる儘を貫くとしたならば、君は一切の職を捨て、一切の衣食を断ち、自殺の道を執る外ないかもしれぬが、斯くの如きは私共の断じて同ぜざるところであります」（和泉生「東京より（四）」『金光教徒』一九一六年四月二日）と言われたのに対して、「君はメグリの塊と思うなら自殺をするより外ないではないかと言われるが、自殺をしては済まない」と私は思う。自殺よりは今少し苦しい併し難有い信心生活に進まして貰わねばならぬと私は考えて居る」（高橋正雄「私の手帳（八）」『同』同年五月一日）と答えている。さらに、この問答で、和泉から「主観に余りに重きを置くが為めに、君は客観的事実を疎かにする虞はありませんか」（和泉生「東京より（四）」）と言われたのに対し、高橋は「君は私が主観に余りに重きを置き、客観的事実を疎かにすると言われるが、客観的事実と君が言われるのはどんなものであろうか。それを私は君に承り度い。私には主観と客観を区別を立てて考える事が出来ない、主観も客観もない。この生活そのもの、この生命そのものを考えて居るより外はない。この唯一のものをごかしなければならぬとそれのみ私の心にかかる。あるものはこのもの丈けのように私には思える。主観とか客観とか言うのは、仮に分けて考えたものに過ぎず、事実

としては主観も客観もない。只一つの生命の生き行く有様より外はないと私は思う」（高橋「私の手帳（八）」）と答えている。

一般に認知は、現実のさまざまな事物や出来事を「対象」にして働くものであり、それを働かせる「自己」は、あたかも遠近法の作図のように「対象」と距離を取った一点を定める必要がある。これは近代の主観的、合理主義的認識方法であり、客観的な把握とされるのだが、高橋からすれば、それはどこかよそよそしく、「生命そのまま」に通じたものではないと見えたのであろう。和泉への違和感は、彼の距離を取った認知に対して抱かれたと考えられる。

⑤① 前掲高橋「信と生活との具体的關係について（一）」七七頁。

⑤② 同右、一一四頁。

⑤③ 高橋正雄「或る一日」『新生』第五号、一九一七年一月一日、一七頁。

⑤④ 後に回顧して語られる高橋の「山の家」体験は、見ようによれば露悪的な印象を受けるかも知れない。しかし、当時、そこまで問わざるをえなかった人間の問題として多くの者の共感と呼んでいたのだ。たとえば「ある雨の降る日に」（『新生』第二号、一九一七年六月一日）での片島幸吉と高橋正雄の対談では、片島は高橋の状況に深い同意を述べている。しかし一方では問う意味には同調しつつも、そこまでの問

い詰め方をする要があるかといった反応もあった(大字生(矢代次)「ある人へ」『金光教徒』一九一七年九月二日、及び「同」一〇月二日を参照)。

ところで佐藤範雄は、大正六年十月九日金光教青年会発会式で「近時青年間には、金光大神の一面を拜するに急に、他面天下の明教給いし大なる金光大神を拜するを忘れたるかの感がある。何によつて然か成りしか。甚だ面白からぬ現象であります。我が教祖の生神金光大神たることを世に示すを以て急務とする今の世に、青年の精神が甚だしく神経的になり、お百姓たりし教祖を紹介するに汲々たるが如し」(佐藤範雄「本教青年へ」『新生』第六号、一九一七年二月一日、一七頁)と言う。この発会式には、高橋も参会していた。佐藤は高橋を横目にして「神経的」と述べたことになる。

⑤⑤ この「御理解研究」は、『新生』第二〇号から第二二二号(一九一三年三月一日〜一九二七年二月一日)まで続いた。

⑤⑥ 「御理解研究」(高橋正雄)『金光教青年会雑誌』第二〇号、一九一三年三月一日、一二頁。

⑤⑦ 鬼塚長次郎「御理解第十九節」『新光』第二二三号、一九一七年三月十五日、一九頁。

⑤⑧ 「狂瀾の上の安心」『金光教徒』一九一六年三月一日。

⑤⑨ 「此の神徳」(上・下)『金光教徒』一九一七年四月一〇、二二日。

⑥⑩ 「死児の蘇り」『金光教徒』一九一七年五月一日。このよ
うな訴えかけの文章は、高橋正雄の破綻も関係していると思
われる。『金光教徒』の同日号に、△生「或人の日記」や
無々「春宵語」の記事として、「ごまかしの生活」をしてい
る、あるいは生きる資格があるかと自問し、「罪悪」感に晒
されている心境を述べている。これら記事の筆者は特定で
きないが、おそらく高橋正雄だと考えられる。共に、破綻
直後の言である。

⑥⑪ 「心の改まり一つ」『金光教徒』一九一七年五月一〇日。

⑥⑫ 前掲「此の神徳」『金光教徒』一九一七年四月二二日。

⑥⑬ 片島幸吉「教母 片島せん師」(奥平野教会所、片島政吉、大正五年)は、片島政吉が編集発行代表者の名にあがっているが、実際の執筆は片島幸吉である。

⑥⑭ 片島せんについて、『教母 片島せん師』から摘記しておくと、安政三年生まれの片島せんは、間引きの対象とされながら生まれ出で、貧しく不幸続きの中で育った。幼少の時、父母と死別し、九歳で「聾者」となる。十七歳で神戸に奉公に生き、その後、二度結婚するが、それぞれ夫は西南戦争やコレラにかかって死亡した。当時、鋳物商を営んでいたが夫に次々と先立たれ、見習いの片島八右衛門と結婚することとなり、十年間で三男二女(一男一女夭折)の子供を産む。こうした苦勞を見てきたせんは「妹を私より先に死なせて下され」と神仏に願っていたという。せんは

入信は、明治三十五年、四十七歳の正月明けの急性肺炎が機縁である。危篤になった母せんの快復を願って、すでに入信していた政吉は徹宵祈念をするのだが、眠りの中でせんは黒い影が刃物を自分の胸に突き刺し、それによって悲鳴をあげて目を覚ますと胸が軽くなっていたという体験をする。その二週間後快復したせんは、はじめて西出町教会所に参拝する。その後もせんは熱心に信心し、その年四月には神意を受けるが、周囲からは「神経」、「狸でも憑いている」と疎んじられていた。また同年十月に大教会所大祭へ初参拝をし、翌明治三十六年には御野教会長小林財三郎に神懸かりについての正邪判断を仰いでいる。同年広前奉仕に従うが無資格なため三十七年に教義講究所に入る。激しいお知らせのため周囲から疎外されながらも教師試補の資格を取り、当時神戸教会長に赴任していた古瀬利義の力を得て、それまでの借家を出、明治三十八年奥平野に教会を設ける。明治三十九年脊髄症を発病、以後、寝間を中心とした奉仕生活に入り、大正四年十一月二十六日に死亡した。

ところで、片島がこの書を著す上で意識したのは、大正四年、和泉乙三が著した『金光教観』（日月社、一九一五年）であった。片島は、和泉に対して『金光教観』には「生きたる教義」があるとし、「内部より教祖を觀じ、教祖生命内に肉薄せんとして居る」と評価するのである。「何故にか本

教には、浅薄なる功利主義的、幸福主義的、快樂主義的傾向がある。かかる傾向は、教祖立教の意義、教祖寄託の神意を滅却こそすれ、決してそれを明かにするものではない」（片島幸吉「金光教観」を讀みて「新光」第一一〇号、一九一五年四月二五日、一五頁）とも付け加えていた。また「教母 片島せん師」については、和泉に対し「何か教えてくださるか」と楽しんで待つて居ります」（片島幸吉「青年信者の指導方法」『金光教徒』一九一七年一月一日）と述べ、和泉の感想を期待している。

なお、教内でのせんへの関心の高さは、次のような記事が教内紙誌に掲載されていることに確認される。まず、せんの入信の動機、その後の経緯の聞き書きを和泉乙三の勧めで片島幸吉がまとめた記事（信仰の動機及び其経過）『新光』第八八号、一九一三年六月一八日）をはじめとし、せんという名前こそ明記されていないが佐藤微洞（金造）の「信心小感」（『新光』第一二二号、一九一五年六月一五日）で触れられる。また大正四年のせんの死去に際しては「本教精神的方面の大なる損失」（『大正四年を送る』『新光』第一一八号、一九一五年二月一五日、六頁）ともされていた。片島も前述「廃人の橋」をはじめ折に触れてせんのことを回想している。青年会雑誌『新生』では改めて「片島せん師」を掲載（第一号、第二三号、一九一七年七月一日〜一九一八年七月一日）し、『金光教徒』ではせんの「教え」を掲載した（一九一六年二月一日、一〇日、

一九一七年一月一〇日、二月一日、一〇日、二三日、三月一日、一〇日、五月三日、六月一日、一〇日、二三日、七月三日、「口先の芽出度い」一九一七年一月一日。なお昭和に入り、佐藤金造が「信心夜話 三、泥田から救ひ上げられた片島せん師」(『金光教青年』第七五号、一九三四年三月一五日、七二頁)で触れたり、戦後は、教語が『金光教青年』で紹介されている(『片島せん師 教語』「回」第九号、第二三号、一九五二年二月一日「七九頁」、一九五二年一月一日「二〇一頁」、二月一日「三六頁」)。

⑥⑤ 「心証」という点について、片島は、この書を著すより以前に、こう言っていた。

「心の底よりわれ斯く々々信ずという力の大にして、情味のゆたかなるを今更におもふ。ここにありありと証された信念には容易に反証をさしはさまれない。心証の信念には論理的のものもあるが、また多分に非論理的のものもある。けれども理屈に合わぬ故に、非なりと断ぜらるるほど薄弱な力ではない。事実論理とか非論理とかいうごとき関係が、始めから撤し去られて頭に浮かんで来ないのが、ありありと心に証せられた信念の真の姿ではないか。[...]」教祖の神教を説かるるや、人目を聳たしむる御教はこれあり。しかしながら人目を聳たしむる御教のみが、人を動かしたのではない。いかに常人に知れ渡ったことであつても、一度教祖の神の御信念に溶かされては、新生命を受けて教を受ける人の肺腑を直ちに貫いた。御教が仮令表面不条理に

見えても、不条理に気づくよりただちに絶対無上の命令を聞く思いあらしめたことを信ずる。御教は説明でも議論でもなかった。神に迫った尊き人格そのままの声であつた。御声は直ちに天地をも傾倒する力であつた(『片島幸吉「自己心証の宗教」『新光』第七七号、一九二二年七月一五日、一六七一七頁)。

この教祖への視線は、そのまませんへの視線であつた。教祖への視線をせんにも交わらせながら、「教え」で生かされる意味をくり出すことになつていたのである。この問題は、高橋正雄が『われを救へる教祖』(篠山書房、一九三三年)で自らの体験を重ねて教祖を著した問題につながつていよう。また、このような体験を介した問題について、宗教学では碧海寿広が親鸞や釈尊の体験に自らの体験を重ねて語つていく近角常観で議論している(碧海寿広「哲学から体験へ」『宗教研究』第三六四号、二〇一〇年)。

⑥⑥ 前掲片島「教母 片島せん師」五一頁。

⑥⑦ 片島幸吉「廢人の橋」『新光』第二二三号、一九一六年五月二二日、五三―五五頁。

⑥⑧ 「吾が師父の信心」『金光教徒』一九一七年一月二二日。これは、この題を冠した特集記事であり、せんの回想を片島幸吉が寄稿したものである。

⑥⑨ 大正十四年『金光教青年会雑誌』第七四号(一九二五年一月一五日)では、「本教の転回期に就いて」と題した小特集を組んだ。この小特集は、まず片島幸吉が、「転回期」(「回

第七三号、同年二月一日、一六頁）と題して原稿を掲載し、その次の号から二回にわたり組まれた。片島が企画し、濱田幾治郎、阪井永治、高橋正雄、近藤良助、内田律爾、出川武親が寄稿している。この企画にあたり、片島は、「青年信者の増加」「求道的精神の台頭」という二つの指標を示して「転回期」で感じることなど、意見を求めている。

⑦⑥ 阪井永治「本教の転回期に就て」『金光教青年会雑誌』第七四号、一九二五年一月一日。

⑦⑦ 前掲「御理解研究」（島村嘉孝）『金光教青年会雑誌』第二〇号、一三頁。

⑦⑧ 同右、一三頁。

⑦⑨ 『震災おかげ集』金光教徒新聞社、一九二四年、九七、一六頁。

⑦⑩ 同右『震災おかげ集』八九、九五、九〇頁。

⑦⑪ 筆者が阪神淡路大震災で聴取した体験については、高阪有人「震災体験と「おかげ」——「聞く」ことを起点とした語りの体験——」（『紀要』『金光教』第四九号、二〇〇九年）、拙稿「現場に向き合う教学研究へ——教話の試みを通じた震災体験の理解——」（『同』第四九号）を参照。

⑦⑫ 橋長孝三郎「それでもお前は神様にお礼が言えるか」『おひろまえ』（『東北に学ぶ』）第四三号、立川和正・宇部東教会、二〇二二年。

慶応二年一二月の「添翰願」をめぐる大谷村役人と赤沢文治

佐・藤　道　文

はじめに

筆者は以前、金光大神と参拝者の間で信仰の授受が行われた場所である、いわゆる「金光大神広前」について、参拝者の五感を通じて捉えられた伝承資料類を手がかりに、設えや供えられた品物といったその空間の様相を再構成的に捉えることを試みた。この取り組みを通じて、参拝者が持ち寄る様々な思いや願いと、それを受け入れてきた金光大神の信仰営為との相互作用によってその空間が形作られていたことを指摘した^①。そしてさらに、相互作用に注目した広前の様相把握という取り組みを通じて、参拝者と金光大神という広前内部における関係の究明に止まらず、「金光大神広前」を取り巻く外部環境の側面、とりわけ、金光大神の信仰営為や広前のあり方を環視しつつ、折々に影響を及ぼしてもいた〈大谷村〉との関係が、究明の対象として浮かび上がってきた。

95

そもそも、「金光大神広前」と〈大谷村〉の関係は、教祖研究の分野ではしばしば関心を持って論じられてきたテーマの一つである。ここでは、本研究の関心を、金光大神の信仰の深化・展開の要因をその生活実態と関わりさせて捉えようとした金光和道「研究ノート」教祖広前周辺について——小野家資料から窺える事跡を中心に——（紀要『金

光教学』第三号、一九九二年）との関わりで述べておく。金光の取り組みでは、「永代御用記」^②（安政五年～慶応四年）、
 「永世御用記」（慶応四年～明治五年）をはじめとする地方文書から、金光大神とその家族に関わる名字・帯刀のこ
 とをはじめ、田畑・山林の所有状況、村への融資状況、氏神社や寺への寄付等の記述が抽出・分析されている。こ
 のことを通じて、元治元（1864）年頃以降の金光大神が、村と積極的に交渉を持ちつつ、その社会的地位を漸進的か
 つ総体的に上昇させ、併せて「村の為政者・有力者の支持」を得ていった過程が示されている。

ところで、こうした議論は、金光大神の信仰の深化・展開の要因を捉えようとする研究意図とも関わって、金光
 大神を主体、〈大谷村〉を客体とする関係を内在化させている。このことによって、〈大谷村〉と能動的に交渉して
 いた金光大神の姿を浮かび上がらせつつ、〈大谷村〉を受動的な存在として描き出すことになってきたと言えよう。し
 かし、〈大谷村〉の中で生きた村民の意味を考えるとき（それは当然のことその中の一人の人間でもあった金光大神
 のありようを考えることも含んでいるが）、慶応二年一二月、金光大神の神主号取得のための「添翰願」で奥書に応
 じ進達した村役人の役割にうかがえるような事柄を〈大谷村〉の中からの視点として、積極的に位置づけ、本教信
 仰の理解に培っていくことも重要ではなからうか。

そこで、まず本研究が「添翰願」と呼ぶ資料を次に示し、その後で論点を述べておきたい。

乍恐奉願上

一 私、所持山鎮守、金神宮御座候処、従先年立入之社人・社僧〔共〕^{〔内は諸共〕}・修験等無御座、兼々信仰神事取扱居
 申候得共、俗人二而ハ対神明恐多奉存候間、此度上京仕、^{白川}河股ニおいて、同社祠官職、神主号御許状、拝受

仕度奉存候。御添翰被為成下度、奉願上候。何卒^{田上}平格之御慈悲之上、前段御聞濟被仰付、被為下候ハゞ、難有仕合奉存候。 已上

寅十二月

大谷村願主

文治

同村判頭

春太郎

右之通、願出申候ニ付、取次奉指上候。村方故障之義も、無御座候間、願之通御添翰被為成下候ハゞ、難有仕合ニ奉存候。 已上

村役人

〔金光真整編「資料」小野家文書（9）永代御用記 — 慶応二年 — 紀要『金光教学』第一五号、一九七五年、一二三—一二四頁〕

右の資料は、「永代御用記」に記されている、浅尾藩へ進達した文書の写しである。この中で、村役人による奥書は、「右之通」以下の部分である。「永代御用記」には、「村役人」の具体的な名前が記されていない。進達された文書には、村役人である庄屋（小野慎一郎）と年寄（西沢三郎治）の請判があったと推察される。

ところで、かつて大谷村役人には、文久二（1862）年七月、岡山池田藩士の松本與次右衛門による、浅尾藩への金光大神の神職身分の変更の届け出の依頼を断った一件があった。そのことから約三年半後の慶応二年二月には「村方故障之義も、無御座候」との奥書に請判を押して、藩へ進達している。この対照的な村役人の対応のあり方には、へ大

谷村)としての主体的意思や判断に基づいて行動する能動的姿勢が表れていると言えよう。そしてまた、金光大神の側が神主号取得を望んでも、そのことが(大谷村)の意思等に反すると村役人によって判断され、請判を拒否されていれば、その後の浅尾藩からの「添翰」^③の下付、白川家からの神主号授与といった「金光大神広前」の保全に関わる一連の出来事も起き得なかつたと考えられる。ここには、「金光大神広前」の様相をさらに捉えていくにあたって、その保全のあり方に関わるイニシアティブの一端を有していた(大谷村)の立場というものが課題として浮かび上がってくる。そこで本研究では、(大谷村)を方法的視座として、庄屋をはじめとする村役人に注目し、村落秩序維持等の問題に関わって金光大神の存在が有した社会的意味を、とりわけ、慶応二年一二月、金光大神から差し出された「添翰願」に請判を押した村役人に注目することで明らかにしていきたい。

以下、第一章では、文久二年から慶応二年にかけて変化する、村役人の金光大神に対する認識のあり方を整理する。第二章では、地方文書に伝えられている天保期大谷村における神職の処遇をめぐる争論の事例に注目し、村役人が有していた秩序意識をうかがっていく。第三章では、第二章の内容を踏まえ金光大神の「添翰願」に応じた村役人の意識を、元治から慶応年間にかけての大谷村の生活実態との関わりを通じて見ていく。

本論では、金光大神の呼称として、研究対象時期並びに引用資料の関係から赤沢文治を用いる。なお、資料を用いるにあたって、正字・異体字は略字・常用漢字を用いた。また、判読できなかつた文字は「■」に置き換えた。

一 「百姓の本分」と文治の信仰営為

大谷村庄屋小野四右衛門が記した「小野四右衛門日記」^④には、文久二年三月下旬から七月下旬にかけて、山伏が文治の信仰宮為に関わる談判等のために八回やってきていたことが記されている。^⑤そこで、その具体的な様子を、山伏来訪の最初にあたる三月二十四日の記述に見ておきたい。

廿四日。暁。与十郎差重二付、伴夫婦見舞遣ス。昼。拙夫見舞行、暮頃帰舎。留主マツリヌシえ小坂連連行教院外二人、文治義金神ヲ信心いたし候儀、差留呉度申出。夜。伴より文治ヲ呼、承札候処、山伏申出候通り相違無之二付、嚴敷差留置。

〔金光真整、三矢田守秋編「小野四右衛門日記」—文久二年一月〜六月—〕紀要『金光教学』第二号、一九五九年、八二〜八三頁〕

小坂連行院とは、鴨方藩領小坂村（浅口市鴨方町）の修験寺院である。山伏の来訪目的は、文治が行っていた「金神」への信仰の差し止めを庄屋へ申し入れることにあった。そして庄屋は山伏の申し入れを受けた後、早速、文治に事実関係を確かめ、信仰宮為の差し止めを命じている。そうとして、ここでは庄屋が文治に信仰宮為の差し止めを命じた理由をうかがっておきたい。そもそもこの差し止めの一件は、山伏の文治の信仰宮為への問題視に、庄屋が触発されたことよって生じている。年貢や諸役を村全体で負う村請制にあつて、それらの直接の責任を担う村役人である庄屋が対応に乗り出していることは、文治の信仰宮為が村落秩序維持に関わる問題として認識されていたことを示している。つまり、文治を呼び出した目的は、山伏が問題視していた「金神ヲ信心」といった信仰内実の確認ではなく、村請制の秩序維持に関わる「百姓の自分」の現状を確認することであつた。この点について文治

の現状が「山伏申出候通り」であり、加えてそのことが「村外」の山伏から指摘されるに及んで、差し止めを命じたことは庄屋として当然の処置であったと言える。^⑥

ところが、それ以降も、山伏は度々庄屋のもとにやってきている。このことは、文治が庄屋に命じられた信仰營為の差し止めを受け入れていなかったことを示している。またさらに、文治は同年六月には金光梅次郎の斡旋によって、五流尊灌院の許状を取得していた。^⑦ 村役人らは、山伏の対応に追われつつ、そのために要した費用も立て替えていた。これら立て替えた費用は、後から文治や家主である浅吉に請求し、また文治らもその請求に応じていた。^⑧

このような山伏による度重なる談判が起きていた最中の、文久二年七月八日、岡山池田藩士の松本與次右衛門が、庄屋のもとを訪れている。^⑨ 山伏の度重なる亡状を見かねた松本は、文治の信仰營為の保全と存続を図る手段として、吉田家からの許状取得を斡旋しようとしていた。この許状取得のためには、村役人の同意をもつて藩に許可申請を行う必要があった。松本の庄屋来訪の目的は、村役人の同意と協力を依頼することであった。この時の松本と庄屋のやり取りの様子が、「小野四右衛門日記」には次のように記されている。

八日。朝。備前藩松本與治右衛門ト申すもの来。「∴」上向へも御内々御沙汰置可被下と頼出。尤、夫も御心配六ヶ敷候ハバ、私ヨリ蒔田様御陣屋え届出候様可仕哉と、談示有之候ニ付、申答候ハ、其御元ヨリ当上向え御届ニ相成候ハバ、不入御世話と被申候様ニても、如何に存候趣申答候処、何分乍御内分宜敷御頼申度、私^{「マ」}深切を以、折角願上御免ニ相成候事故、御故障ニ相成候ても相済不申と、実意申談じ有之候ニ付、左候ハバ、私共正面承届候ト申義ハ、決して不相成候得共、無何与序ヲ以申上様可致置候。五流ヨリも免シ差越候様子ニ候得共、

当方百姓へ、右様之御免状御渡ニ相成候てハ、百姓妨ニ相成候間、返却ニ及候様申遣候ても、無構振合ニ御座候得共、内々勘弁致遣候訳之義之噂も申聞置候処、何分宜頼候趣、頼と低頭申出。〔…〕

〔金光真整、三矢田守秋編「資料小野家文書(2) 小野四右衛門日記 一文久二年七月〜十二月」〕紀要『金光教学』第三号、一九六〇年、一三四〜一三五頁)

右の資料からは、文治の信仰營為の保全と存続のために、吉田家の許状斡旋に止まらず、藩の支配関係を超えた口添えを申し出るなど、松本のなみなみならぬ意欲が伝わってくる。このことは、松本の眼に文治の状況がいかに危ういものとして映っていたのかを示してもいよう。一方、意気込む松本と相對することになった庄屋は、やや婉曲ながら口添えの申し出の理非を問いつつ、彼が専行せぬよう牽制している。その上で、庄屋は村役人の意思として「私共正面承届候ト申義ハ、決して不相成候得共、無何与序ヲ以申上様可致置候」とあるように、松本が期待する身分変更の願い出を積極的に行う考えのないことを伝え、さらに、いずれかの機会に対処を考えると、取り繕った返答に止めている。

庄屋は、松本の要望に応じられない村の理由に関わって、「百姓妨」になる五流尊灌院の免状の返却を命じつつ、それに応じない文治の態度、つまり、「百姓の自分」を果たそうとしていない文治の問題に言及している。信仰營為の差し止めや許状返却といった庄屋の命令に従わない文治が、それでも「内々勘弁」として処遇されていた要因としては、村からの費用請求に応じるなど、文治と村役人の関係が決定的にこじれるまでには至っていなかったことが考えられる。庄屋の問題意識を知った松本は、引用の末尾に「頼と低頭」とあるように、改めて、庄屋に文治の

信仰堂為存統の善処方を懇請することになった。

一方、文治の側では、山伏の度重なる亡状を経験しながらも、村との関係を維持しつつ、自らの信仰堂為の継続に関わる手立てを講じていた。その一つに、白川家との関係構築がある。文治と白川家との関わりの発端は、元治元年正月朔日の「お知らせ」による金神社建築に始まる。^⑩このことに関わって、棟梁川崎元右衛門の手引きによって、文治の白川家入門の仲介を担う橋本右近が登場する。彼は、白川家の申次人として、神主職継目の幹旋を請け負うなど、白川家に通じた人物であった。橋本の仲介によって、元治元年四月九日、「大工川崎元吉（元右衛門―引用者）は上棟式を、「百姓文治良（文治―引用者）」は神拜式を許されている。^⑪

金神社建築に関わる白川家との交渉を担っていた橋本は、慶応二年一〇月二一日付で白川家役人・林大和守に対して新規の宮社建築に関わる伺い書を送っている。^⑫その内容は、新規の宮社の建立が「御仕置五人組帳前書」等によって厳しく制限されていた時代状況下において、白川家はそれを許可するのかどうかを尋ねるものであった。このことに対して白川家役人からは、浅尾藩の許しがあれば「諸神靈勧遷」に応じる旨の返答がなされている。^⑬こうした橋本の動向と時期を近くして、もう一つ、白川家との間で文治の神主号取得の動きが起きて来ている。それが「はじめに」で述べた「添翰願」の一件である。もともと、いまここに挙げた、ともに白川家と関わっている橋本に代表される金神社建築に関わる動きと、村役人を巻き込んだ神主号取得の動きの関係については、いまだ詳らかではない部分が多く、今後の課題とするよりほかない。以下、慶応三年二月一〇日、浅尾藩から「添翰」が下付されて以後の経過に眼を向けつつ、村役人が「添翰願」に請判を押ししたことが村の生活秩序とどのような関係にあったのかをうかがっておくことにする。

慶応三年二月一〇日、浅尾藩から「添翰」が下付されたことを受けて、同二三日、文治の四男であり当時数え一八歳の石之丞が文治の代人として、それに川崎元右衛門と橋本右近が付き添って、京へ向けて出発した。¹⁵⁾そして同二〇日、白川家から神主号を取得している。

石之丞が持参した浅尾藩からの「添翰」を受け取った白川家は、同二一日付で浅尾藩郡奉行宛の返翰を行っている。その内容は次の通りである。

「…」今度右文治上京ニ而当御家へ罷出神主職相願度旨、其御役場へ願出候ニ付、御聞濟之上当人御差出ニ付御添簡之趣致承知候、則罷出候ニ付願意承届、神道伝授職分許状等被相与且被補神主職金光河内ト改名被申付候間、左様御承知可被下候、右之段御報旁可得御意如斯御座候

〔前掲白川家文書〕「議奏、伝奏、職事往来留」宮内庁書陵部所蔵『金光教教典 お知らせ事覚帳注釈』三四二～三四三頁

白川家は、文治へ「神道伝授職分許状」を交付したことを浅尾藩に対して報告している。当時の百姓や町人は、白川家や吉田家から神主号等の裁許状を与えられた後に、専門の神職として処遇され、従前の身分から移動することとなる。¹⁶⁾そのため、身分を管理する当該藩に報告する必要がある。文治の神主号取得に伴う身分の移動は、浅尾藩において了承された。こうした一連の手続きを通じては、改めて、文治の百姓から神職への身分の移動を了承していた村役人の存在が浮かび上がる。そこで村役人は、文治からの「添翰願」に請判を押すことによって、それまで百姓でありながら信仰営為に勤しむ曖昧な立場にあった文治を神職として位置づけるということに、村内の秩

序に関わる問題状況解消の方向を見たのではなからうか。そうとして、この連関性の検証にも関わる村役人が「添翰願」に請判を押しした要因については、第三章で考察することにして、次章では、大谷村における宗教争論の事例に注目して、文治の「添翰願」の請判にも通じる村役人の行動のあり方とその意識の一端をうかがっていくことにする。

二 宗教争論をめぐる村役人の対応の諸相

本章では、大谷村に関わる二つの宗教争論への村役人の対応の様相に注目して、文治の「添翰願」に応じた村役人が有していた秩序意識の一端をうかがっておくことにしたい。

1 離檀をめぐる神田大和と下社家神田播磨の差し纏れ ―村役人の介入に注目して―

文政一三(1830)年、大谷村の隣村・佐方村(浅尾蒔田家から分家した三須蒔田家(領主蒔田清之助)の領地^{①7})では、吉田家神職・神田大和とその下社家らによる神葬祭要求の動きが起きている。^{①8}その後、離檀(宗門改帳からの除帳)を図ろうとする神田大和らと、下社家の一人でありながら離檀を断念した神田播磨との間に差し纏れが生じている。この事態を惹起した背景には、大谷村役人らが神田播磨とその義父神田伊賀に離檀阻止の圧力をかけていたことがあった。

まず、神田播磨の離檀の動きに対して村役人らが介入する前後の経過を、天保二(1831)年正月に神田播磨が吉田

家へ差し出した書簡の控えに見ておきたい。^{①⑨}

文政一三年一月三日、神田大和と下社家の神田播磨らは、檀那寺である寂光院に対して離檀を申し入れた（実際に申し入れた先は、当時、寂光院の代判を勤めていた善城寺であったと思われる）。このことに対する寂光院側の返答は詳らかではないが、彼らの申し入れが直ちに認められることはなかったようである。その後、この動きを聞きつけた早馬神社（大谷村）と地神社（須恵村）それぞれの氏子と、大谷、須恵両村の村役人（年寄）が、神田播磨の義父・神田伊賀のもとを訪れている。そこで村役人らは、神田播磨が離檀した場合、彼の祠官裁許状取得に関わる早馬、地神両社としての調印に応じないという、強談判に及んでいる。

さて、この村役人らの行動に関わって興味深いのは、談判の相手が早馬、地神両社の祠官の立場にあって、離檀の動きを見せていた神田播磨ではなく、義父の神田伊賀であったことである。このことには、以下に掲げる文政一〇（1827）年八月、神田伊賀が村役人らに宛てた約定証文（「差入申一札之事」）が関わっていると考えられる。

一、早馬大明神之義ハ大谷村中之祭神にて、諸用氏子中相談之上万端取計被成候。尤自他より奉納散錢其外共別当寂光院相断被申候上にて、是迄ハ氏子中へ御預り置、社頭造作ニ御取替被成候処、当時造作御入用筋無之候二付、猶又此度別当寺へ御断之上、此以後ハ別当社方兩人へ割賦御渡可被下候旨、忝致承知候。向年 社頭御入用筋御座候節ハ御勝手次第氏子中へ御預り可被成候。其時聊御断申間敷候。勿論私代交り継目受領仕候御吉田御本所裁許状ニ 御神号書載申度奉存候節ハ別当氏子御両方へ御達シ申御聞届無之候ハバ決て 御本所へ願上仕間敷候。万一子孫ニ至り裁状相乱有之候様と申立心得違論議相断候者出来仕候ハハ、幾年立候二ても

此書ヲ以夫々御取捌可被成候。仍而為後証如件

〔差入申一礼之事〕小野家文書17―03―07〕

この資料には、神田伊賀が、吉田家から、従前通り奉仕していた春日社（佐方村）に加えて、早馬神社（大谷村）と地神社（須恵村）の社号を書き加えた祠官裁許状を新たに取得するべく、早馬神社についての調印を大谷村庄屋小野光右衛門、年寄西沢武右衛門、氏子総代川手與十郎、同河手代五郎らに願ひ出た際の約定の内容がうかがえる。祠官裁許状の取得に先立って調印を必要としたのは、神田伊賀が奉仕を希望する早馬神社が、寂光院の管轄下であったためである。そしてその願ひ出た相手が、庄屋をはじめとする村役人、氏子総代であったのは、この当時、寂光院は無住であり、その管理等は村役人らによって行われていたからである。したがって、神田伊賀が早馬神社で奉仕するためには、村役人らから同意を得る必要があつた。ここでは直接取り上げないが、須恵村の地神社についても同様の約定証文を差し出し、祠官裁許状への社号書き加えを認められていたと考えられる。

さて、資料には、早馬神社の奉納物や散銭の取り扱いに関わって、社殿造作の必要がない間は寂光院と神田伊賀へ分け与えられることが記されている。このことについて神田伊賀は、「忝致承知候」と感謝の意を示している。その他、後々、神田伊賀の後任の者が早馬神社の社号を書き加えた裁許状を取得しようとする場合には、必ず寂光院と氏子の同意を得ることを誓っている。またさらに、後々の者が氏子らから「心得違」と見なされた場合には、「此書ヲ以夫々御取捌可被成候」とあるように、この約定の内容を解消する効力を持つと認めている。これら内容は、早馬神社の奉仕に関わる、村役人及び氏子総代との交渉結果を示すものである。

ところで、神田伊賀は、自らの祠官裁許状取得に関わって、居村（佐方村）を越えた隣村（大谷村、須恵村）の、氏

子圏の異なる神社の奉仕を自ら進んで願ひ出ている。彼がこのような行動をとった背景を次に見ておくことにする。神田伊賀の家は、佐方村の春日社に、稲荷社、王子社の社号が書き加えられた祠官裁許状を与えられ、代々奉仕していた。文化七（1810）年、神田伊賀が継目許状を得るにあたり、書き加える社号の確認を神田本家に対して行つた。神田伊賀自身は従来通り三社（春日社、稲荷社、王子社）を任されると考えていたようである。ところがそこで、神田伊賀は神田本家から稲荷社と王子社の社号を除くよう命じられた。結果的に、春日社のみが祠官となつた神田伊賀が、その後、どのような経過を辿つたのかは詳らかではない。自らの継目許状の出来事から、一七年後に、先に述べた早馬神社と地神社の祠官裁許状への書き加えが起きている。これらは神田本家の斡旋・差配ではない、神田伊賀自らが苦勞して見つけた奉仕の場所であつたと思われる。

改めて、村役人らが強談判に及んだ相手が、早馬、地神両社の祠官であつた神田播磨ではなく、義父の神田伊賀であつたということは、先に示した神田伊賀が文政一〇（1827）年に差し出した約定証文の履行を迫るためであつたと考えられる。神田伊賀としては、自らの願ひ出に依じてくれた者たちに対する恩義もあつただろうし、加えて、ようやく手に入れ、そして女婿であつた神田播磨に譲り渡すことが出来た奉仕の場所を剥奪されることは忍びないことであつただろう。その一方で、氏子らから「心得違」と見なされた場合、約定が反古にされることに同意していた神田伊賀の立場において、村役人である年寄、氏子総代が揃つての強談判を受けて、事態を打開する方法は、神田播磨に離檀を思いとどまらせるより他になかつたと言えよう。一方、談判に及んだ村役人らはこの点を見越して、最も有効な交渉相手として神田伊賀を選んだのであろう。

神田伊賀の反対、説得を受けた神田播磨は、離檀を断念した。このことを受けて、神田本家の神田大和は、文政

一三（1830）年二月、吉田家に対して神田播磨が檀那寺寂光院に内通し、神葬祭を取り止めた旨を報告している。^{②1}
 一方、神田播磨も、先に示した吉田家への書簡で、弁明を試みている。この後、神田大和と下社家神田播磨の間柄は差し纏れの関係となっていく。

まず、神田大和のその後を確認していく。彼とその下社家は、離檀の動きを継続していった。しかしながら、村内での決着は図られず、天保四（1833）年に江戸の寺社奉行所へ訴え出た。天保五（1834）年五月晦日に寂光院の代判を勤めていた善城寺（須恵村）の良愷が寺社奉行所へ呼び出された。裁決の内容は、神田大和、神田美濃（大和の父）、笠原佐渡、佐藤李太夫とその嫡子の離檀について認めるというものであった。

一方、神田本家と差し纏れにあった下社家神田播磨の処遇は、天保六（1835）年二月晦日に、佐方村庄屋弓削藤左衛門を立ち会い人とする和談によって決着した。その内容は、吉田家から神勤を差し止められた神田播磨が裁許状を返上し、その跡を嫡子・美織（後に筑前と改名）に譲り、隠居するというものであった。^{②2}

こうして見れば、神田大和と神田播磨の結果は対照的なものであったことが分かる。この違いを生んだ要因は村役人らの介入の有無であったと言える。そこで、介入を受けた神田播磨の側で、その内容を整理しておきたい。先に、神田播磨が村役人らの介入を受けた要因に関わって、彼が奉仕する神社の管轄（管理）のあり方について述べた。神田播磨にしてみれば、奉仕の継続を願う義父の説得を受け容れて離檀を断念したことによって、神職の返上、隠居という皮肉な結末を迎えることになった。義父への談判に及んだ大谷村役人らにしてみても、神田播磨の神職の返上、隠居という結末までは考えていなかったであろう。というより、このような結末のことは、村役人らにとつては関心の外であったと見るべきであろう。それは、神田播磨の離檀の動きを察知し、離檀した後の調印拒否を素

早く宣告したことに表れている。早馬神社は寂光院の管轄下にあった。寂光院から離檀した者に早馬神社の奉仕を任せるとすれば、それは無用な衝突の要因を抱え込むことに他ならない。村役人らがとった行動の焦点は、早馬神社の運営、そしてひいては、村の生活秩序と結びついた寺檀関係への差し障りと成り得るものを取り除くことにあると言えよう。このことは、常に村の生活の禍根となりうるものに眼を光らせ、対処することが村役人の責務であったことを示してもいよう。

2 社祠管轄権をめぐる神田大和と寂光院の争論

前節で述べたように、天保五（1834）年五月、神田大和らが展開していた神葬祭要求は、寺社奉行の裁決により、神職とその嫡子に限って離檀が認められた。このことによつて、文政一三（1830）年から五年に及んだ神田大和と寂光院の争論の関係が一旦解消された。しかし、それから四年後、再び神田大和と寂光院の間で、社祠管轄権をめぐる村役人らを巻き込んだ争論が起きている。

争論の発端となったのは、天保九（1838）年八月一五日、神田大和のもとへ回されてきた大般若経奉納のための勸化帳であった。この「序文」の中に、大谷村と須恵村に鎮座する「一七社」²⁴について「別当大谷山寂光院」と記されていた。神田大和が問題にしたのは、大谷村と須恵村に鎮座する「九社」²⁴の管轄権である。彼は、これら「九社」の管轄権が神田本家にあると認識していた。そして、「十七社別当大谷山寂光院」との文言が記された勸化帳に調印すれば、その内容を認めたことになると考えた彼は、勸化帳に調印をせず、そのまま「預かり置く」という抗議の手段をとった。

このことを受けて、善城寺（須恵村）の良恢（良恢の寂光院住職就任は、天保九年二月）²⁵は、同年八月下旬に浅尾藩へ、神田大和が社祠管轄権に関わって理不尽な主張をしていること、神田大和が抗議手段として勸化帳を止め置いたことを「狼藉」として訴え出ている。それとともに、改めて、「一七社」の別当職についても願ひ出ている。加えて、同年九月には、大谷村庄屋小野光右衛門、庄屋代勤小野四右衛門、年寄西沢武右衛門らが、寂光院を「一七社」の別当職として認めるよう浅尾藩へ願ひ出ている。またさらに、大谷村の村用が記された「役用並天象出行日記」によれば、天保九年九月一三日、庄屋代勤小野四右衛門は浅尾藩に対して、翌日（二四日）の大谷村賀茂宮の「神幸」に対する神田大和の「参勤」、さらには「狼藉」を防ぐべく、足軽の派遣・警護を願ひ出ている。²⁷このことについて浅尾藩は、足軽派遣を拒みつつも、神田大和に向けて賀茂宮祭礼への「参勤」の差し止めを命じている。それでもなお、神田大和が「参勤」に訪れた場合には、藩へ訴え出るよう庄屋代勤小野四右衛門に申し渡している。²⁸こうした寂光院の意向と歩調を合わせた村役人の行動の様子からは、改めて、大谷村において寺檀関係が中核にあったことがうかがえる。また村役人らの行動からは、寺檀関係の毀損につながる事態に対して、極めて強硬な姿勢で臨むものであったことがわかる。

そもそも「九社」の管轄権保全を目指した神田大和であったが、そのことが争論へと発展した結果、寂光院に加えて、村役人から、「九社」のみならず既に祠官として奉仕していた賀茂宮を含めた村内社祠全ての奉仕を拒絶されることになった。この争論の帰結を寂光院と神田大和が行った江戸訴訟に注目して述べるならば、以下の通りである。

弘化元（1844）年、神田大和は、寂光院に対して恒例の法要を断るとともに、天保五年の裁決にて離檀を認められなかった家族（神田大和の母親と妻）について、宗門改帳への押印を拒んだ。それから四年後の弘化四（1847）年

一〇月、寂光院良恢は神田大和の拒否によって不備のある宗門改帳を提出せざるを得ないことについて、寺社奉行所へ出訴した（この件は、越訴として退けられている）。一方、神田大和は、寂光院良恢の出訴から二ヶ月後の同年一二月、天保九年以降寂光院と争論状態にあった大谷須恵両村の社祠管轄権をめぐる寺社奉行所へ出訴した。神田大和は提出した書面で、寂光院が天保九年八月の勸化帳に記された「一七社」中「九社」の管轄権を、神田大和の抗議以降に浅尾藩へ願ひ出て、その保全を図っていること。加えて、寂光院の意向に同調する村役人の様子にも触れつつ、「其以来私義旧来奉仕之九社を失ひ諸取納物一切無之職務相続差支」と自らの窮状を訴えている²⁴。それを受けて、弘化五（1848）年正月に寂光院良恢は、寺社奉行所に呼び出され、返答書を提出させられている。このことは、嘉永元（1848）年一二月、大谷村庄屋小野四右衛門を立ち会い人とする和談によって一応の決着を見ることになった。「済口為取替証文之事」によれば、その内容は、①寂光院と神田大和が争っていた大谷須恵両村の社祠の管轄権は、村の預かりとすること。②そして、それら祭礼奉仕については、寂光院と神田大和が「互格」に勤めること。③また、神田大和の母親と妻の神葬祭（宗門改帳からの除帳）を認めるということであつた。

この和談の内容を、先に述べてきた経緯との関係で確認しておこう。争論の中心であつた、大谷須恵両村内の社祠管轄権は、争論の当事者（寂光院と神田大和）のどちらのものとも決しないことで収められた。また、「互格」とされた祭礼等の奉仕については、かつて神田大和による奉仕を全面的に拒否していた村の姿勢を随分緩和したものとなっている。これらの点は、寂光院、神田大和、村の三者それぞれが譲歩した内容であつたと言える。また、神田大和の母親と妻の神葬祭を認めている点については、神田大和側の要求が通つたようにも見えるが、寂光院側において見れば、天保五年五月の寺社奉行の裁決によって既に家主神田大和が離壇していたことからして、その家族（母

親、妻）がさらに離檀したとしても寺檀関係全体に及ぼす影響は小さいものであっただろう。むしろ、神田大和の家族が離檀することによって、数年来、宗門改帳更新の度に繰り返されてきた神田家の宗判問題をめぐる憂患から解放されたことは、寂光院側にとっても溜飲が下がる出来事であったと言えるだろう。

さて、争論に巻き込まれた村役人において、この和談の内容をどのように捉えることができるだろうか。祭礼奉仕の「互格」とは、当初の拒否から、一転容認した内容と言える。先に寂光院の意向と歩調を合わせる村役人の行動について述べたが、そもそも村役人の参与の目的は、村の生活意識・秩序の成り立ちに関わる寺檀関係の中心を担っている寂光院の地位保全に協力して取り組むことであつた。したがって、この争論の一件は、そもそも村として直接的な利益を得るためのものではなく、寂光院の地位保全が果たせるかどうか、決着に関わる成否の基準であつたと言えよう。とはいえ、その目的が村にとつていかに重要であつたかは、裁許状を持った神職を臆せず向こうに回し、その手段において全面拒否という非寛容さを貫くことを厭わない姿勢に表れている。こうした村役人の意識は、慶応二年一二月に文治からの「添翰願」に応じた時点においても変わらないものであつたと推察される。またさらに、文治が神主号を取得した後でも、その行為が寂光院への毀損に当たると見なされた場合には、容赦なく非寛容な措置を取つたと思われる。この点は、文治においても、「添翰願」に先立つて提出していた「指出申書付之事」（慶応二年一二月）の中で、「一、神主号御許容願濟二相成候ハバ、檀那寺向一切是迄之通聊違例之事仕間舖候事」と記しているように、概要事項として認識されていた。

では、新たに神主号を取得しようとする文治の「添翰願」は、こうした意識を持つ村役人の眼にどのような形で映つていたのであろうか。この点について次章では、元治から慶応年間の時代的影響下の太谷村の生活状況と関わらせ

てうかがっていくことにしたい。

三 幕末期大谷村の生活状況と村役人の請判

本章では、元治から慶応年間にかけて、主に長州征伐や浅尾騒動に関わる藩からの夫役等の供出要求に応じていた大谷村の状況を、財政に注目してうかがいつつ、文治の「添翰願」に請判を押しつけた村役人の意識の一端を明らかにしていきたい。

まず、幕末期大谷村の財政状況を概観しておく。『金光町史』には、文化一〇（1813）年から明治四（1871）年の「大谷村小割帳」の分析を通じて、（A）大谷村が負担する年間経費（「諸入用割掛」：一石あたりの各家の負担総額）、（B）領主負担の土木工事の経費、（C）大割掛（B）に対する大谷村の負担額）の一覧表が示されている。^⑩ このことを通じて、村の年間経費が、嘉永年間頃まではおおよそ銀六〜八貫目程度であったものが、慶応年間頃には約三倍に膨れ上がったことがうかがえる。その中でも、文久二（1862）年と慶応二（1866）年を比較した場合、文久二年の銀一二貫六二一匁から、慶応二年には銀二二貫三四七匁へと大きく膨らんでいる。この経費増加の一因としては、例えば定助郷（参勤交代等の常備人馬で対応しきれない場合、補助的に人馬を供出すること）に加えて、度重なる長州征伐や浅尾騒動への加助郷（定助郷以外に臨時で人馬を供出すること）、夫役供出などが考えられる。これら藩からの供出要求は、村にとって財政の逼迫化とともに、農事の停滞化（生産性の低下）という二重の負担を強いられる事態であった。そこで、供出をめぐる藩と村との関係を、その対応・調整に奔走した村役人の動きに注目しながら、時

間經過に沿ってうかがっていくことにする。

元治元(1864)年二月、大谷村は浅尾藩から山陽道の矢掛宿(現小田郡矢掛町)への加助郷を命じられている。それは、同年七月一九日の「蛤御門の変」後のいわゆる「第一次長州征伐」に関わって、その征長総督・徳川慶勝が山陽道を通過することに伴う緊急措置であった。また翌年の慶応元(1865)年五月一七日にも、大谷村は浅尾藩主の帰国に伴い、板倉宿から川辺宿への定助郷を命じられている。この時は、大谷須恵両村から六名の人夫を供出している。これら助郷(定助郷・加助郷)に対して藩から支払われる報酬は少なく、不足分は村経費からの持ち出しであった。したがって、助郷の機会が増えればそのぶん村の負担も増え、財政圧迫の一因となっていた。さらに、この時期、助郷を命じられる村の内部では、助郷とは名ばかりで、実は長州征伐に連れて行かれるのではないかという疑心がつつり、藩から命じられた人夫数の確保が困難になりつつあった。^⑪

逼迫する財政状況に加えて、世情の混乱に起因する社会的不安が高まりつつあった大谷村では、慶応元年三月頃より、庄屋小野四右衛門が病臥するようになっていた。同年一〇月には、天保一一(1840)年以来、二五年間に亘って勤めていた庄屋職の退任を浅尾藩へ願ひ出た。同年一二月三日、藩は新たに庄屋を四右衛門の子息・慎一郎に申しつけた。それから四日後の一二月七日に四右衛門は死去した。

明けて慶応二年四月一〇日、長州藩第二奇兵隊の立石孫一郎とともに脱走した者たち約一五〇人が、倉敷代官所を焼き討ちにする事件が起きた。その後、この立石らの部隊は、浅尾藩陣屋にほど近い宝福寺へ入った。浅尾藩では、早速、陣屋に近い村々の一五才から六〇才までの者を徴発し、襲撃に対して備えた。それと共に、飛び地の大谷須恵両村に対しても、一日夜、六〇名を陣屋警護に差し出すよう命令が届けられていた。このことを受けて大谷村

からは、三三人が陣屋に向けて出発した。さらに、一二日夜には、村役人にも出仕が命じられている。一三日夜明け前、立石らの部隊は、陣屋を襲撃した。³²この襲撃によって、四年前の文久二年に大谷村を含めた領内各村が献金して建て替えたばかりの陣屋建物が破壊された。³³また、襲撃の最中、陣屋警護に徴用されていた大谷村の新治が死亡し、富五郎が鉄砲傷を負った。³⁴

慶応二年六月、「第二次長州征伐」に伴い、浅尾藩は領内各村に加助郷を命じている。このことを受けて、大谷村を含む領内一・二カ村の庄屋と年寄が連名で、加助郷の免除を歎願している。嘆願の理由として、まず、「第一次長州征伐」に関わる加助郷や藩主の帰国に伴う定助郷、そして浅尾騒動への夫役供出など、度重なる供出要求のことが挙げられている。そして、逼迫する村の財政の運営に苦心しながら、さらに、夫役への協力を渋る村民を説得しながら、これまでかつがつ要求に応じてきた村役人らの苦衷が披瀝されている。その上で、更なる加助郷に応じることで、村民の疲弊による生産性の低下を招きかねず、年貢上納が危ぶまれる現状にあることが述べられている。³⁵この領内一・二カ村の庄屋・年寄からの嘆願に対して、浅尾藩がどのように対応したのかは不明である。その一方で、嘆願の行われた翌月（七月）には、浅尾藩から領内各村へ、長州藩士の領内通過阻止のための警備を行う藩士への食糧支給となる「兵糧方」の供出が命じられている。この時の「兵糧方」とは、二〇人一組とする七組が、三日交代で勤めるという内容のものであった。このことに対して大谷村は、延べ約六〇人を供出して³⁶

以上、元治元年一月から慶応二年七月にかけて、大谷村が度重なる藩の供出要求に対して、人的財的負担過重の状態にありながらかつがつ応じていた様相を示してきた。そうした最中の慶応二年八月六日、村は暴風雨に見舞われ、稲作や綿作に大きな被害を受けた。こうした災害の後に村側が期待したのは藩からの「御救」であった。け

れども、この頃の藩には、そうした村側からの期待に応え得る力はなかった。こうした「御救」と「貢租」という藩と村の互酬的関係の失調状況にあつては、村の生産体制の維持・存続を図る手段として、村内の富裕層と貧困層の間での融通（再分配）が行われることになる。とはいえ、そもそも村勢規模の小さい大谷村においてこの手段を用いることには、「潰れ村」の危険がはらまれていた。こうした中で、村役人は、生産体制を維持するためにも困窮者への救済措置を講じなければならず、その一方で負担を強いことになる富裕層の不安や不満に配慮せねばならず、またさらに再分配という手段を用いることで、やがて村全体が没落していく危機感にもさいなまれながら、総じて体制維持の限界にある村の運営を担って行かなければならない隘路に立たされていたと言えるだろう。

そうした最中の慶応二年九月八日、文治の養母い、わが死去している。この葬儀に関わつては、密葬（九月九日）と本葬（一〇月一三日）を行つていことをはじめ、導師を地位のある僧侶に依頼していることや「七字戒名」を授けてもらつていること、さらには本葬後に会葬した村民へ酒が振る舞われたことなど、当時の大谷村においては破格、盛大であり、その分、相当の経費がかけられたものであったことが先行研究等によって明らかにされている。³⁷⁾ 同年一月には、文治から浅尾藩へ「御国恩冥加」のためとした「金百両」の献金の願書（伺書）が提出されている。この内容を写した「永代御用記」には、文治の願書の内容の後に「村役人奥書、亦大庄屋奥書二而、御代官様当、一月一〇日指出、御聞濟相成候」との進達の経過と結果が記録されている。³⁸⁾ 当時の大谷村において百両の献金が可能であったのは、ごく限られた富裕層の者のみであったと考えられる。³⁹⁾ この献金については、文治と藩の間には「御国恩冥加」という報謝すべき内容がなかったことから、先々の「神主職取得や金神社建築のための布石」という⁴⁰⁾ 解釈が示されてきているが、そうとして、改めて注目したいのは、「永代御用記」に記されている「村役人奥書」とい

う箇所である。文治が百両という大金を献金することを村役人が「奥書」したということは、文治の所持金や収入の状況に照らしてそれが可能であることを把握していたということになるからである。

財政が逼迫する状況にあった大谷村では、文治の献金の一件があった翌月（二月）、村として五カ年に亘る儉約が厳しく申し合わされている。^④ こうした村の財政状況の中で、百両を調達することは極めて困難なことであったのではなからうか。文治が百両の献金を発意した経緯は今後の究明課題として残っているが、その意図がどうであれ、村役人において、失調傾向にあった藩と村の関係の取り結びが文治の献金によってもたらされるということ把握していたことは、従来の村内再分配の仕組みとは別様の、村内に新たな秩序維持の契機が芽生えつつあることを認めせしめられる出来事でもあったと言えよう。

その文治から神主号取得に関わる「添翰願」の願い出がなされた。そもそも神主号取得は、文治の信仰営為に関わる必要性から発意されたものであった。一方、村役人が請判を押し出すことには、文治側の事情はともかく、村が当面する状況に照らした彼らとしての合理的判断が伴われていたと考えられる。村役人は、窮迫傾向にあった村内状況を仕切り直していく新たな手がかりとなる存在として文治を見出していたであろう。その彼らは、身分移動を伴う文治の願い出を、従前の生活・生産体制と切り結ばれた村内再分配（循環）に代わる、村外との交渉関係を持ち込んだ新たな体制構築の契機と捉えたであろう。もともと、こうした期待を込めた判断には、請判を押しした後でも、村の意に沿わぬ動きがあった場合に排斥へ転じる可能性が含まれていた。このことは、第二章で取り上げた事例からも明らかであろう。その意味で、村役人による「添翰願」への請判とは、〈大谷村〉の生存願望に発する期待（そして時に失望）の眼差しによって文治が捉えられた、社会的相互作用関係の始まりを告げるものであったと言えよう。

おわりにかえて

稿を閉じるにあたって、いま少し本論で述べた社会的相互作用関係の「その後」に触れておきたい。明治二(1869)年七月、文治(金光河内)は、大谷、須恵村の氏神社を含む社祠(二三社)の祭祀を寂光院から譲渡されている。^④あるいはまた、神主職資格喪失後においてなお、明治九年一月十九日、戸長らによって奥書、請判がなされた「敬神教育之義ニ付御願」が岡山県令宛に提出されているなど、「村の神職」としての働きへの期待が寄せられていく。ただし、それはやがて、明治一〇年九月二十九日の「氏は大谷村の金神社と申し」(「お知らせ事覚帳」二二―二七―五)と神から知らされるように宮を建築するという営みを通じて問われていくこととなる。これら明治期以降の〈大谷村〉との関係は他日の課題としたい。

本論では、〈大谷村〉を方法的視座としつつ、村役人が文治からの「添翰願」に奥書、請判に応じた事実を問うことを通じて、金光大神の存在が有していた社会的意味の一端を、信仰に関わる画期性にも及んで示し得たと考えている。とはいえ、その内容においては、村役人が「添翰願」に応じた理由の蓋然性を示すに止まっていると言えない。今後一層、金光大神の存在が有していた社会的意味を広がりをもって捉えていくためには、「永代御用記」をはじめとする地方文書から立ち現れてくる、幕末期を共に生きた「村人」の存在を視野に収め、〈大谷村〉というもののより立体的な把握・究明に取り組んでいきたいと考えている。

(教学研究所所員)

- ① 拙稿「研究ノート」金光大神広前の様相をめぐる「考察」紀要『金光教学』第四九号、二〇〇九年。
- ② 「永代御用記」とは、大谷村の庄屋が、主に幕府や領主役所からの公文書をはじめ、村役人や村民からの願書・届書、隣村への連絡内容などを記録したものである。なお、慶応四年九月から明治五年までを記録した帳面の表紙は「永世御用記」と記されている（金光真整編「資料小野家文書（7）」「永代御用記」について）紀要『金光教学』第一号、一九七一年、一三四～一三五頁参照。
- ③ 浅尾藩からの白川家に対する「添翰」の内容を次に示しておく。
- 一筆致啓上候、春寒退兼候処、愈御堅固被成御勤珍重奉存候、然ハ当領下備中国浅口郡大谷村文治持山ニ金神勸請罷在候処、従先年立入候社人杜僧無御座、俗人ニ而神事執行候義、対神明恐多、依之今度右文治上京参殿、祠官職神主号御許容拝受致度段、当役場へ届出候ニ付承届、則添書致候俣、宜敷様御取斗可被下候、右之段御頼為可得御意如是御座候（白川家文書「議奏、伝奏、職事往来留」宮内庁書陵部所蔵『金光教教典 お知らせ事覚帳注釈』金光教本部教庁、一九九八年、三四二～三四三頁）
- ④ 小野四右衛門は、天保三（1832）年に二〇才で庄屋代勤を命じられ、ついで庄屋本役、その後大庄屋席を歴任し、慶応元（1865）年二月七日に死去（五三歳）した。「小野四右衛門日記」とは、四右衛門が、藩、村民、隣村に対しての庄屋の勤め、村内の出来事などを記録したものである（金光真整、三矢田守秋編「小野家文書について」紀要『金光教学』第一号、一九五九年、七五～七七頁参照）。
- ⑤ 「小野四右衛門日記」には、文久二年の三月二四日、同月二五日、五月六日、同月一九日、六月一日、同月二七日、同月二九日、七月二日に山伏が庄屋のもとに来訪した記録がある（前掲金光、三矢田編「小野四右衛門日記」文久二年一月～六月）八二～八三頁参照。前掲金光、三矢田編「資料小野家文書（2）」小野四右衛門日記「文久二年七月～二月」一三五～一三六頁参照。
- ⑥ 早川公明「修験者との折衝過程に関する一考察——尊滝院許状の取得から返却に至る過程分析——」紀要『金光教学』第一六号、一九七六年、四〇～四二頁参照。
- ⑦ 同右、四三～四四頁。文治が五流尊瀧院から許状を取得したことによって、山伏の無謀な振る舞いを押さえる一応の効果はあったようである（『金光大神』金光教本部教庁、二〇〇三年、一六〇～一六四頁参照）。なお、「お知らせ事覚帳（二二～二二一～二二三）」の記述からは、慶応二年九月頃、文治は五流尊瀧院に許状を返却したと推察される。
- ⑧ 文久二年「御用諸願書留帳」七月一二日の項には、「小坂掛弁当代」として二匁五分を浅吉から「取立濟」と記録されている。その他、山伏の対応に要した費用を浅吉や文

治から徴収した記録が、「文久二年壬戌年霜月 大谷村御物成帳」に二件、「文久二壬戌歳御用諸願書留帳 政月吉良辰」に三件、「慶応二丙寅歳霜月万覚帳」に三件ある。

⑨ 前掲『金光大神』一六四―一六五頁参照。

⑩ 早川公明「金神社建築運動に関する一考察」紀要『金光教学』第一八号、一九七八年、三〇―三七頁参照。

⑪ 橋本右近の仲介により、元治二（1865）年正月二四日、「斎藤数馬」と「高橋富枝」が白川家に初入門し、神拜式を許された。さらに慶応二（1866）年一〇月二日、文治は、「冠布斎服浅黄差貫」を許されている。また、「金子駒次郎」以下七名が初入門し、神拜式を許されている（近藤喜博『白川家門人帳』白川家門人帳刊行会、一九七二年、一五三頁、一九七頁参照）。

⑫ 前掲近藤『白川家門人帳』一九八頁。

⑬ 前掲早川「金神社建築運動に関する一考察」五三頁注⑩参照。

⑭ 前掲近藤『白川家門人帳』一九八頁。

⑮ 行程は、以下の通りである。慶応三年二月一三日、石之丞は午前一〇時頃大谷を出立し、午後二時頃安倉（現寄島町）に住む棟梁川崎元右衛門宅に到着。同日、午後六時頃安倉から橋本右近と共に、京都の白川家に向けて出船。翌一四日、午前二時頃引き潮のため下津井港（現倉敷市児島）に停泊。午前八時頃出船。午後八時頃大風のため坂越港（現兵庫県赤穂市）に停泊。一六日、午前八時頃出船。午後一〇時頃「ミ

ツベ（不明―引用者）に停泊。翌一七日、午前八時頃出船。午後二時頃、大坂到着。午後八時頃大坂から三十石船に乗船し淀川を上る。翌一八日、午前八時頃伏見到着。午後四時頃寺町通り今出川下ル二丁目の河内屋吉左衛門宅に逗留。以上、六日間の行程を経て、京都に到着した（道中日記浅尾御用」管長家資料四一）。

⑯ 井上智勝『吉田神道の四百年 神と葵の近世史』講談社、二〇一三年、一九六―一九九頁参照。

⑰ 『金光町史 本編』金光町史編纂委員会、二〇〇三年、二七一―二七三頁、二七九頁参照。

⑱ ここで取り上げる吉田家神職・神田大和らによる神葬祭の動きは、吉田家が地方の神職に対して神階や神道裁許状等の授与を通じて、その自意識の高揚を図ったことと連動していたと考えられる（遠藤潤「近世・近代神葬祭運動の諸相」『日本の仏教 第四号』日本仏教研究会、法蔵館、一九九五年、二一六―二二七頁参照。太田正弘「神職の離壇（下）」『神道史研究』第五六巻第二号、二〇〇八年、一〇一―一〇二頁参照）。

ちなみに、神田家らの神葬祭に伴う離壇要求の動向は、大きく二つに分けて見ることができる。一つは、文政一三年末から天保五年にかけての、神田大和をはじめとする神職の離壇に関わる動き。もう一つは、天保五年から嘉永元年にかけて生じた、神田大和の母、妻といった神職の家族の離壇に関わる動きである。

⑲ 「神田大和神道葬祭一件（吉田御本所江差出ス控）」（小野家文書17—03—10）

「…」十一月三日大和及四人之者者、寂光院へ参り宗判相除吳候様掛合仕候処、何等之返答も無之引取申候。其内、私奉仕社、早馬、地神兩社産子、大谷須恵兩村年寄役方ヨリ養父伊賀伝ニ参り則罷越申候処、年寄役申渡し候二者、今度、佐方村本家神田大和及四人之者、神葬祭願一件二付、寂光院無住を見込宗判相除吳候様、伴播磨連印被致候由、風聞承り候得共、其儀ハ甚以不宜右寺院者大谷須恵兩村之産神ニ而、社頭御再建等之御者、棟札納之節立入有之候。別当職、殊ニ当時無住ニ付、万事、村役掛り、其上、先年社号之儀ニ付、差纏出来三社之御許状、先般共頂戴来候得共、一社ニ相成。先代甚難ケ敷被申出、則其節之村役取斗を以、大谷須恵兩村、早馬社并地神社相加へ三社与相成、伊賀者勿論、伴播磨頂戴之御許状も相濟、殊ニ右ニ社書加一件済之砌、後年ニ至産子中江御苦勞相掛ケ申間敷、万一故障等出来仕候ハバ、何時ニ而も一社書除被申「…」

⑳ 文政一三年二月、神田播磨は大谷村役人に対して、義父神田伊賀の後任としての継目許状を吉田家へ願ひ出るにあたり、早馬神社の社号を書き加えることへの許可を願ひ出ている。このことについて、翌三月に、庄屋小野光右衛門は、神田播磨に対して吉田家への添書を与えている。

㉑ 「神田大和神葬祭の件」（小野家文書17—03—09）

「…」当寅十月二十八日、大和兄木山近江守相つ候而、掛合願方取等之相談仕候処、播磨申候ハ、分、神葬祭之義者宜敷事ニ候得共、養父伊賀へ無法ニ同心可仕共難申候間、養父へ得与、相談之上願可及返答申し、養父伊賀へハ一言之相談も不仕、翌二十八日早天、寂光院へ参談合仕、其上神葬祭之義同心得不仕候旨返答仕候ニ付、右様養父へ相談与申成し相手寂光院へ内通仕候迷心之働、神祇道一流者勿論、御本所様へ對此此儀難差置此旨早々、吉田御殿江奉申上「…」

㉒ 「内濟規定為取證文之事」（小野家文書17—03—15）

㉓ 「別当神社書上」（寂光院文書）によれば、弘化四年正月に寂光院は、浅尾藩役所に別当「一七社」を示した書状を提出している。「一七社」は、以下の通りである。なお、社祠名に続く括弧内は、社祠所在の小字である。また、神田大和が主張する「九社」の内、重複が確認できた「八社」を太字で示した。

【大谷村】 賀茂宮（賀茂山）、荒神宮・山神宮（本谷）、

荒神宮・地神宮（津谷）、荒神社・荒神社・

金毘羅宮（夕崎）、地神宮・早馬宮（小田）

以上、一〇社。

【須恵村】 八幡宮（賀茂山）、荒神宮・地神宮（安田）、

八荒神宮（八荒神）、荒神宮（岸名）、疫神宮

(惣水端)、疫神宮(妙見端)以上、七社。

- ②4 同右「別当神社書上」。「九社」は、以下の通りである。
 なお、社祠名に続く括弧内は、社祠所在の小字と祠官名である。

【大谷村】三寶荒神(別所、神田仁太夫)、賀茂大明神(別

所、神田信濃)、三寶八荒神(別所、神田丹後)、

三寶荒神(夕崎、神田信濃)、三寶荒神(津谷、

神田美濃)、三寶荒神(本谷、神田美濃)。

【須恵村】三寶荒神(安田、神田丹後)、三平カ荒神(岸

名、神田信濃)、八幡宮(須恵、神田美濃)。

- ②5 金光真整、三矢田守秋編「(資料)小野家文書(5)役用
 並天象出行日記 — 天保九年十月〜十年五月 —」紀要『金
 光教学』第六号、一九六三年、一六七頁参照。

- ②6 金光真整、三矢田守秋編「(資料)小野家文書(4)役用
 並天象出行日記 — 天保九年一月〜八月 —」紀要『金光教学』
 第五号、一九六二年、一五六頁参照。

なお、小野光右衛門が、大谷村の村用を記録した「(役用
 並天象出行日記)」は、天保八年七月から同九年閏四月まで
 のものと、天保九年五月から同十年五月までのものが現存
 している(同編「資料小野家文書(3)役用並天象出行日記 — 天
 保八年七月〜十二月 —」紀要『金光教学』第四号、一九六一年、
 一四四頁参照)。

- ②7 「十三日。朝五ツ半頃帰宅。寺社出入いまだ埒立不被仰付、

明日賀茂宮(大谷村氏神)神幸之節、大和(神田氏・神職)参
 候ハバ及狼藉可申、右様之事致出来候節、村役人取計方之
 心得相窺、並当日警箇あらしひりょう足軽ニても御出被下候義ハ相成間敷
 候哉之願旁、五ツ過出立四右衛門(長男・庄屋代勤)中郡(領
 主役所)え致出勤候「[...]」(金光真整、三矢田守秋編「(資料)小
 野家文書(5)役用並天象出行日記 — 天保九年十月〜十年五月 —」
 紀要『金光教学』第六号、一九六三年、一六二頁)。

- ②8 「十四日。暁八ツ半頃、四右衛門帰村。大和義ハ祭日参勤
 差留置候間、足軽差遣候義ハ成不申。尤万一罷出神勤致候
 ハバ、くくり置可訴出被仰付候由。依之当日ハ村役人・
あらしひりょう
 有増百姓、非常為防神幸御供相勤申。朝、社参、寺へ寄朝
 飯後帰宅」(同右、一六二頁)。

- ②9 「乍恐書付御訴訟奉申上候」(寂光院文書)

「[...]去ル天保九戌年八月十五日相手良恢義私方へ罷越、
 年来之志願ニ付大般若経所藏いたし度勸化寄進いたし
 呉候様申之、勸化帳差出し候間及披見候処、大谷須恵
 両村役人始々惣百姓一同之名前を記大余調印相見へ
 序文之内二十七社別当大谷山寂光院与申文言有之不審
 二存右体両村九社之義従往古私奉仕之社二有之、然二
 今般別当職与相唱候十七社者何々二候哉相尋候処、新
 社敷神数多之事故逸々返答難成抔胡乱之挨拶弥以疑々
 敷捨置兼、其段良恢へ及断証拠与して右勸化帳預り置、
 追而同月下旬同僧義御地頭左衛門様役人中ヨリ十七社

別当許容之御判物頂戴所持罷在、依而者前書大谷村加茂宮并荒神四社須惠村八幡宮及荒神三社都合九社共別当職二付、向後私立入候義難成段、窪屋郡井手村左衛門様御役場江願出、尚又大谷村庄屋光右衛門同代四右衛門年寄武右衛門一同良飯へ荷担同僧同様之書面同九月出願いたし候趣ヲ以、井手村御役場ヨリ右願書写式通并別当許容之御判物写都合三通、同郡三須村私地頭役場へ御差贈御掛合相成、其以來私義旧來奉仕之九社を失ひ諸収納物一切無之職務相統差支「…」

③⑩ 前掲『金光町史本編』三八一頁。

③⑪ 金光真整編「(資料)小野家文書(8)永代御用記——元治二年二月〳慶応元年十二月」紀要『金光教学』第一四号、一九七四年、一三七〳一三八頁。

③⑫ 宮地正人『幕末維新変革史下』岩波書店、二〇一二年、一七頁参照。

③⑬ 前掲金光編「資料小野家文書(7)「永代御用記」について」一七八〳一八〇頁。

③⑭ 前掲金光編「(資料)小野家文書(9)永代御用記——慶応二年——」一一二〳一四頁

③⑮ 大谷村を含む領内一二カ村から浅尾藩に対する加助郷免除の嘆願の内容を次に示しておく。

乍恐以書付奉歎願候

御領分備中国賀陽郡小寺村・福井村・金井戸村・清水村・

延友村・井尻野村・窪屋郡下林村・上林村・小屋村・三和村・浅口郡大谷村・須惠村右拾二ヶ村庄屋・年寄共一同奉申上候。長防御征伐二付而ハ、多分之御国勢二付、人馬御繼立多二付、右小寺村・福井村・金井戸村・下林村・上林村・清水村・延友村、外二賀陽郡井手村都合八ヶ村は、当国板倉宿へ、浅口郡大谷村・須惠村は、失掛宿へ、小屋村・三和村・井尻野村は、河辺宿へ、先般加助郷被仰付候。然候処、殿様京都御役二付而ハ、多分之夫役彼地へ御召仕人別二而、難渡之折柄二ハ候得共、御国恩相弁、右三ヶ宿ヨリ触書之度毎、可相成丈之人馬為指出、加助郷御勤続居候処、当四月中、井山宝福寺へ賊徒共、多人敷屯集致候二付、御領内十五才ヨリ六十才迄之分ハ、不残御引揚二相成、加之、右賊徒共、浅尾御陣屋へ、放火及乱妨候節は、賊手二相果、亦是疵受候もの等有之、追々御鎮靜二ハ相成候得共、引統多分之夫役御召仕、其上非常御備人夫等被仰付置、村々一同必至之難渡仕候。併、不容易御時節二付、小前共へ相論、御趣意為相守候義二而、右三ヶ宿加助郷之義ハ、実以勤続難相成候段、度々奉歎願候処、重キ御用柄之義二付、御指支不相成候様、人馬可指出と、厚御理解被仰聞二付、村々役人共、一同厚申合、小前共精々相渡、可相成丈之人馬為指出、漸勤続来候処、耕作等も行届不申、追々疲弊二および、当今之体二而ハ、

- 御年貢上納方ニ抱候^{まか}而もなられ、村々相統難相成ニ付、再三応奉恐入候義ニハ御座候得共、痛心余り、尚又奉歎願候。井手村之義ハ、当国松山表其外所々継場之廉ヲ以、除村相成居候。小寺村外十二ヶ村之義ハ、板倉宿外二宿加助郷、御免除ハ被仰付候様、其御筋へ御願上被成下候ハバ、村々一同拵而難有仕合奉存候。已上(前掲金光編「資料」小野家文書(9) 永代御用記 — 慶応二年 — 一一六頁)
- ③⑥ 前掲金光編「資料」小野家文書(9) 永代御用記 — 慶応二年 — 一一九～一二〇頁。
- ③⑦ 金光和道「神前奉仕開始後の広前の周辺 — 東長屋・「宮」建築など諸経費支出の背景 — 紀要『金光教学』第三九号、一九九九年、一六～二〇頁参照。
- ③⑧ 前掲金光編「資料」小野家文書(9) 永代御用記 — 慶応二年 — 一二二頁。
- ③⑨ 例えば、文久二年一〇月、浅尾藩陣屋の建て替えに伴い、大谷村の西沢林蔵が一二五兩二分(村内で最高額)を献金している。
- ④① 前掲金光「研究ノート」教祖広前周辺について」九七頁。
- ④② 前掲金光編「資料」小野家文書(9) 永代御用記 — 慶応二年 — 一二三頁。
- ④③ 加藤実・荒垣寧範「資料論考」浅尾藩領大谷村における氏神祭祀と神職金光河内」紀要『金光教学』第四七号、

平成二四年度研究論文概要

二四年度に提出された研究報告のうち、本号に掲載されたもの以外の、各所員、助手の研究論文の概要等を、ここに掲げる。

第一部

金光大神における「振り返り」の様相

―「覚帳」の貼紙・後筆を手がかりに―

岩崎 繁 之(所員)

先の拙稿(研究ノート「御四被せ事覚帳」(お知らせ事覚帳)の貼紙をめぐって)紀要『金光教学』第五二号)では、「覚帳」にある貼紙と本紙との関わりから、お知らせが帳面にどのように書き表されたのか分析を行った。それによって、金光大神がお知らせを受け、書き留める際に、そのお知らせが自身の体験に響くかたちでどう掴まれ表現し直されていたか、との問題が浮かんできた。

本稿では、金光大神がお知らせの意味内容を把握するプロセスへの関心から、お知らせが書き表される際に、振り返られている様相に着目し、そのことを反芻される時間の場をもって構成された問題として考えることに努めた。

具体的には、「覚帳」の記録の中で、日付から当初の記録より

後に書かれたことが分かる書き加え(後筆)がある二〇例について、①後筆と同内容の記録が「覚帳」の他の箇所にあるもの、②後筆のみであるものに分類して、それぞれの傾向を分析した。前者からは新たなお知らせと過去のお知らせとが関係付けられ、複数のお知らせを繋ぐことを通じて一つの出来事へと再構成されていく様子が推察される。一方、後者ではお知らせ後の経過が記されており、箇所によっては前後の記録との間に予め余白が取られていたことが窺え、お知らせを書き表す時点で書き加えが念頭にあった可能性を予感させる。

次に、お知らせが金光大神に「振り返り」を促す事例の分析を行った。対象としたのは、「〓年(日)ぶり」と「〓年に相成り」と記されたものである。「〓年(日)ぶり」は一二例あり、その内、九例はお知らせによって金光大神に過去を想起させることとなっている。一方、残りの三例は、「五年ぶり世の治まり」(明治六年旧閏六月一〇日)のように、未来における状況の変化が過去との対比で示されていることが窺える。また、「〓と相成り」は、五例あり、殊に、明治四年の正月の記録には、後筆や貼紙を含め三度「十三年」が確かめられており、その都度一三年の時間が反芻されて、書き表している現在を存立させる起源へと意識が向けられることが窺える。

以上から、金光大神における「振り返り」が深化していく様相の追究が目指されることとなった。このことに関わって、改めて「覚書」の記録がどのように執筆されたのか、その視座への関心

が浮上する。今後、両書の記録相互の比較検討を行い、「覚書」記録の構成を通じて培われてくる視座について究明する。

「生神金光大神」論への視座

—慶応四年七月二十七日のお知らせにおける

「わが身の姿」をめぐる—

白石 淳 平(所員)

本研究は、「生神金光大神」との神名が示される「覚帳」明治元年九月二十四日のお知らせを、それに先立つ「わが身の姿を見よ」という記述との関係から検討するものである。本年度は、課題の明確化へ向け、これまでの解釈やその背景に学びつつ、「姿を見よ」とされることの問題性格の抽出を試みた。

従来の「生神金光大神」解釈は、存在／働きの「相即不離」という両義的な意味合いを捉えてきた。この解釈の背景を窺うと、時々の教団状況の要請により命題化された「取次」の意義確認、すなわち、「生神」現出／生成の救済論の展開があったことが分かる。それは、教団を背に、研究者自身へと引き受けられた問いかけと呼応しつつ、金光大神の信仰世界を捉えることになっていくと考えられる。そしてそれ故に、維新期の諸事蹟を一人金光大神の自覚内容へと収斂させた把握は、研究者のこの眼差しが金光大神に重ねられたものでもあったと言えよう。

そうとして、両義性という問題を改めてテキストへ差し戻して

捉えるとき、そこには、「わが身の姿を見よ」との記述に浮かぶ、一個の人格に収まらない視界の問題の介在が認められよう。そしてその視界は、これまで、維新期の社会状況を組み入れて論じられたように、「姿」という自他関係の境界面へと折り返して、その問題化の回路から社会性の問題を捉え直す論点となり得ることに改めて注目させるものとなっている。そこで本論では、主に「覚帳」「覚書」両書間の記述の変化にこの視点を関わらせて、以下のように指摘した。

「覚帳」の未来予告的なお知らせが現在進行で記されたものと推定されている一方、「覚書」においては、過去の内容の加筆増補が認められる。こうした関係を、「わが身の姿を見よ」と促されつつ「生神金光大神」の意味が問われていく様相として見るとき、「十か年先」という未来への志向性は、常に現在を問題化しながら捉えられたと言えるのではないか。また、この現在の問題は、両書間で変化する記述として、世間や社会といった境界と密着したところで問題化されもし、「わが身の姿」を映し出す金光大神の視界を形成していたことが予測される。

今後は、以上の点を、お知らせと現実事態との関係上の問題として具体的に究明していきたい。

第二部

金光大神に見る死者との関わり

—七墓の事蹟に注目して—

高橋 昌 之(所員)

本稿は金光大神のいわゆる七墓の事蹟に注目し、金光大神が亡き家族といかなる関わりにおいて生きたのかを検討した。それにより、本教教義が今日に投げかける意義を、具体的な人間の生との関係に向けて問う手がかりを得ようと試みた。

まず、家族の死に伴う金光大神の経験を見ると、義弟に続いて病死した養父の遺言で由緒ある「川手」姓を改めるなど、養家の家格と現状との落差や、村民との関係のズレが顕在化し、自身への深い謎として刻まれている。そしてその後は家運上昇を図りつつ普請を重ねる度に子女を亡くし、一層日柄方角を遵守する姿に死者への負い目を感じて生きる様が顕わになる。そうした中でおも嫡子を亡くした金光大神は、忌避していた金神を屋内に祭祀するに至り、言わば金神に掴まれるようにして祀る主体となったものの更に飼い牛を亡くすなど、依然闇の中にあつたと言える。

そこで次に七墓に関する安政五年二月二四日の神伝による、金光大神自身の経験の捉え直しを窺った。七墓の理由として「覚書」には、金神に加え天地金乃神への無礼も記され、先祖に関わる金神無礼とは異なる様相が表出する。そこで金光大神夫妻が実

意丁寧神信心ゆえに助かったとの一句に注目すると、死者に促されるように日柄方角を遵守した姿が浮上する。ここから金光大神は自身を支える死者の存在と、その自身の在り方を全体として可能にする天地金乃神を知らずにいたことの無礼を把握したと解される。またこれらが「覚書」に記された事実から、七墓を振り返る時間が天地金乃神との関係で金光大神自身を析出させたと考えられる。

これらを踏まえ、金光大神の七墓の経験が周囲に与える意味を「理解」に確かめると、家族を亡くした参拝者に触れる中で自身も改めて死者に出会い直し、相手を揺さぶる言葉が生じた實際が窺える。そしてこの営みが先の神伝の意味を深め、天地金乃神をもその都度自身に感得させたと考えられる。以上の考察から、死者の働きかけを感じようと在ることで死者も新たな相貌で現れ得るとの動的連関を見据えた、死生観追究等の可能性が浮上した。

苦難をめぐる解釈の視座

—実弟小幡彦助の事蹟と—

「めぐり」の理解伝承に着目して—

藤 本 拓 也(所員)

本稿は、金光大神の実弟小幡彦助の自死の事蹟および「めぐり」の理解伝承に、苦難の様相、とりわけその不条理とも見られる側面を窺うとともに、苦難の経験に浮かんでくる神の相貌について

考察を試みた。

神は、彦助自死の理由について、養子先の義母が「神の恩知らず」であるため「くつろがしてやった」と知らせており（「覚書」一一一八—二〇）、ここから彦助は存命の義母の罪を被ったことが導かれる。それは、養家への帰属から生じ、家を継ぐ何事かを譲り受けるという相続関係となつて前景化すると考えられる。こうしたことに関わつては、理解伝承における金光大神と參拜者との応答でも、近親者の死といつた事態を、帰属する「家のめぐり」を被つたこととして了知するよう促す事例が残されている。

かくて、彦助自死の事蹟や「めぐり」の理解伝承は、神の無力と言えよう事態を示しているとも読み取れる。だが一方で、「大難は小難に、小難は払い取りのおかげ」が、人間の知らぬままに、神から一方的に与えられてあることが語られる理解では、「難は人間では寸尺の取れぬものと知れい」と、苦難が人間の尺度では測りたいことが示されてもいる（理Ⅲ尋求三二—二〇）。ここからは、抗議や不足といつた人間ならではの感情を一概に否定するよりもむしろ、それらを起点に、「寸尺の取れぬ」領域を見出し、いく理路が問われよう。

苦しむ人の抗議の呻きは、同時に、人間による意味づけとはまったく異なる意味を、我知らず神に求める声と捉えられる。とすれば、苦難の経験は、順境のときに人間個々の尺度で思念していた神とは異質な神の姿に出会う経路をなすと言える。

以上の考察から、「くつろがしてやった」と知らせる神自身／

知らされる金光大神／自死する彦助それぞれの経験の実際を、家・村をも含み込んだ様々な関係性から明らかにし、こうした関わり合いの様相に浮上してくる意味を、時に生きがたさが感じられもする現実の生活場面へ向けて示すとの課題が導かれた。

第三部

昭和四〇年代の

教務施策立案・実施過程に見る課題

—「現代社会に布教する教会委員会」

に注目して—

児山真生（所員）

昭和四三年八月、「二課題」が設定された（第一課題「本教の信心と御取次成就信心生活運動」、第二課題「こんにちの社会と本教（教会）」）。翌四四年、「二課題」具体化の施策として、「現代社会に布教する教会委員会」（以下、「教会委員会」と「政治・社会問題等に関する研究会」が設けられた。

このうち、「教会委員会」については、これまで、とかく「所期の目的を達成し得な」かった等、教務教政者側の判断内容を伴つて振り返られる傾向にあった。では、施策に取り組んだ教区や教会にとつての経験とはいかなるものであったのか。この側面に注目することを通じては、数々の施策を立案・実施しつつ今日に至っ

た教団の〈歴史〉へ向かう視座を問いに付すことができると思える。

そこで本年度研究報告では、市川彰内局期（昭和四四〜四八年）の議会議事録や会合記録を中心に、「教会委員会」の立案・実施に関わる歴史的経緯を、教務所を中心とした教区における教会委員会（以下、教区教会委員会）の取り組みに沿って整理し、課題性の確認と今後の研究的論点の抽出に努めた。

第一章では、「教会委員会」の立案から実施までの経過を、辞任願提出後の竹部内局が担った点に注目して整理した。このことを通じて、教務教政の不文律とも関わりながら、立案段階で残された内容の不備が、その後の施策の実施（そして帰結）に影響を及ぼすものであったことを示した。

第二章では、施策の具体化を担った教務所での取り組みについて、実施初年度（昭和四四年度）の各教区教会委員会の活動報告から窺った。このことを通じて、各教務所毎に施策意図を咀嚼して具体化を図っていた様子と共に、こうした各教区毎の施策理解のあり方が、教区間での取り組み内容の異同となつて表れていたことを示した。

第三章では、教区教会委員会の具体的あり方を明らかにするべく、中国教区に注目した。同教区では、昭和四六年度以降、「先見性」という教区独自の視点によって、「教会に密着した問題」という教区教会委員会の受け持ち内容を拡大的に再解釈し、「教区の体制」を議題に設定した。「教区」のあり方が議論される過

程で、教師・信徒間での意識格差、地域間格差などの教区内の「格差」の問題が顕在化する様相に言及した。

金光教報国会に見る戦時体験の諸相

高 司 智太郎（助手）

本稿では日米英開戦の直前に設立された金光教報国会（以下、報国会）に着目し、内部の意識の究明を試みた。

この時期の戦時活動をめぐっては、従来、戦後の道義的・政治的立場から批判的に捉えられてきたが、昨今の教団史研究は、当時の資料の同時代史的な把握を目指し、従来の見解への検討を加えてきている。その動向を踏まえ、報国会活動への内在的理解を目指した。

第一章、第二章では、報国会設立の経緯や内部の様相を教団動向とからめて示した。所謂「昭和九・十年事件」以来、本教の中心生命と認識された神前奉仕を教規に位置づける情念は、一九四一（昭和一六）年の教規改正や以後の全教一体に向けた教団改革、またそれに伴う、教会手続明徴などに反映されている。そしてこの情念は、文部省による各宗教団体への戦時活動の要請をうけ、「外郭の実働団体」としての報国会が設立された四一年一〇月以降の、全教師教徒を包含して戦時活動の実施を志向していく様相にも窺える。

報国会設立二ヶ月後となる日米英開戦に際して、報国会では皇

国民の錬成（錬磨育成）によって、「報国信念」の高揚が図られた。靈地で開催された錬成会での高橋正雄の指導内容からは、全教一体への改革路線に通じるものが見受けられる。

第三章では、四三年頃の様相に注目した。この時期、戦局の悪化に伴い錬成の意味が変化していく。具体的には、管長の宮中への招集を契機とし、全教的規模での、聖旨奉戴金光教全国大会、軍費献納運動などの活動を推進し、教庁と報国会との組織相互の関係調整が図られている。そこには錬成と「実働」とが相即不離となっていく問題が見られる。

第四章では、四四年以降、本土空襲が本格化する戦時末期に至って、分会によっては活動が「流会」となっていく様相を確認した。事実上の活動休止であり、そのまま終戦を迎え、四五年一〇月一〇日に同会は解散することとなる。

考察を通じて、各教会毎に結成された分会に参加した会員の中には、身近な人の死によって抱える「辛さ」からの救いを活動の動機とし、近しい境遇の者と連帯し、活動を展開する様相が認められた。また地方では勤勞奉仕等の「実働」への意識をより強く持っており、そこでは報国信念の高揚における、救済と活動との密接な結び付きの様相が浮かんでいと指摘した。

神道金光教会における「伝習」の諸相

—佐藤範雄の「私塾」開設に注目して—

山田光徳(助手)

本所には、「伝習」施行の申請書である「伝習願」が一七〇人分収集されている。「伝習」については、これまで主に教務執行の視角から、教師任用に関わる一課程と捉えられてきたが、「伝習願」を通じては、教師任用という捉え方に収まらない、人々の「伝習」に対する理解の様相が窺える。

そこで本稿では、「伝習願」をめぐる、教える者と教えられる者との相互作用の関係を手がかりとして、佐藤範雄による「私塾」開設頃までを対象に、「伝習」の歴史実態の把握を試みた。

一章では、明治一八年から同一九九年に提出された「伝習願」と、その提出者関連資料から、「伝習」実施の様相に注目した。そこからは、「伝習願」提出→実施→教師資格取得の手順の他に、志願者の個別事情や教務側の都合等によって、予め教師資格を取得させた後に「伝習」が実施されていた様相を示した。

二章では、同一九年以降、「伝習願」が他地域に比して多く残る近畿圏に注目し、「伝習」普及の様相とその要因を窺った。このことを通じて、人々が「伝習」を要請した要因として、教師任用のみならず、「神徳教祖遺教の深理」を聴き受けることに比重が置かれていたことを指摘した。また、近畿圏の「伝習」を受けた教師有資格者による不祥事等を契機に、改めて神道金光教会と

しての教師養成のあり方が課題として浮上したことも言及した。

そして三章では、直轄教会昇格後の神道金光教会における教師養成のあり方に関わって、「神道金光教会條規」制定（同二十一年三月）以降に設置された「私塾」（同二一―三三年）に注目した。

具体的には、「伝習」で行われていた「神誠正伝之弁」の講義に加えて、佐藤自身の経験から「語学」の講義が新たに実施されるなど、教師養成に必要な内容が模索的に見出されようとしていた様相とともに、専門知識を有する人材の採用をはじめ、施設拡充等の運営面に抱えられていた諸問題を論じた。そしてこれらの経験が、その後の神道金光教会における教師養成機関設置を促進させた可能性にも言及した。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、研究成果について、所外からの批判・検討を受け、研究の意図・対象・方法の吟味に資することを願ひ、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今年度は、平成二四年一月二七日に、第四四回の検討会を開催した。

検討の対象になったのは、紀要第五二二号に掲載された児山真生「地域社会に生きる人びと」とつての「復祭」、白石淳平「申し渡しの覚」登場背景に浮かぶ家族―お知らせの反復に注目して―、藤本拓也「お知らせ体験の深まりに見る宮建築の移ろい」、神の頼みはじめ」とその無起源性をめぐって―「以上三編の論文と、岩崎繁之「御四被せ事覚帳」（お知らせ事覚帳）の貼紙をめぐって」の研究ノートである。また、この検討会では、紀要全般、近年の研究動向をめぐつての意見交換もなされた。以下に、検討会の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外からは、森本幸恵（国際センター次長・山鹿）、松沢光明（評議員・関）、土居浩（嘱託・前橋）、佐藤武志（研究員・芸備）、田中照彦（学院講師・鶴甲）の各氏、所内からは、児山真生、白石淳平、藤本拓也（以上、論文執筆者）、岩崎繁之（研究ノート執筆者・司会）、竹部弘、大林浩治、高橋昌之（研究ノート検討時司会）であった。

〈児山真生論文〉

○本論文は、従来、教制史で捉えられてきた「復祭（神道金光教会設立後の、仏葬から神葬への変更）」を、地域社会に生きる人びとの生活環境との関わりから把握することを試みたものである。このことは、予め本教信仰に優位性を置いた地域への展開の様相に傾きがちであった従来の布教史の研究構図に見直しを迫るものであり、さらには、「教団」を構成する概念の再検討につながるものとして評価できる。

○また、「復祭」をめぐって生じた問題について、農村に生きる人びとの「絶交」や「団結」、「融和」に浮かぶ地域社会の生活秩序と当事者の信仰的欲動との関係で論じたことからは、生活に根付いた信仰の一端が窺え興味深い。

○ただし、「地域社会に生きる人びと」とつて」という方法的視角を用いる場合、個別の村の事情にとどまらず、近隣の村々との関係や復祭者の生活の成り立ちに関わる様々な社会的関係を視野に収めた論述に努める必要がある。また、本論文では、中心テーマに近接する本教の葬儀式の儀礼的意味や本教祖霊観究明などの検討が残されており、さらなる資料の掘り起こしや再評価を通じて今後の取り組みが求められる。

〈白石淳平論文〉

○この論文は、金光大神の家族に向けて作成された「申し渡しの覚」に先立って、家族へのお知らせが繰り返されている様相に着目し、それらのお知らせの意味について神、金光大神、家族の関係性において究明を試みている。殊に、家族の具体的ありようとお知らせの関連性が論じられたことは、改めて、お知らせの意味というものを、金光大神の認識内容にとどまらず、生活との相関関係において捉える解釈のあり方を提起したものと評価できる。

○具体的には、お知らせを通じて子女への神号授与が繰り返し為されたことや、家族へ向けたお知らせが「申し渡し覚」として作成されていく様子から追究され、金光大神がお知らせを通じて「家族」に向かわされることになっている様相が浮かんでいる。このようにお知らせ解釈に関わって、「家族」がテーマとされていることは、今日の信心生活上の関心とも相まって興味深い。

○本論では、家族をテーマにしたお知らせ解釈は、他のお知らせの解釈にも敷衍しえるものとして示されているが、お知らせ全体の構造的把握に培うものとなっているかと言えば、もう一つ説得性を欠いているだろう。例えば、繰り返し返されるお知らせは、お知らせ全体から見ると限定的な印象は拭えず、その繰り返しだけが、他でもなく家族である理由については、具体的な言及が必要だろう。今後のさらなる錬磨が期待される。

〈藤本拓也論文〉

○この論文は、「覚帳」が「神の頼みはじめ」から起筆されていることを手掛かりとして、宮建築の動静に注目し、金光大神においてお知らせを聞き受ける意味が深まっていく様相の究明を試みている。殊に、宮建築と繁右衛門の屋敷宅がえの連関性の指摘は、宮建築の議論に新たな視点を提示したものと評価できる。

○具体的には、「神の頼みはじめ」である実弟繁右衛門の屋敷宅がえのお知らせを金光大神による神の宮を建築する「受任」と捉え、「覚帳」「覚書」の内容の違いを手がかりにして、両書の執筆にそのお知らせの体験の深まりを追究している。このことは、神の負託に応える使命に加えて、人倫関係に及ぶ問題をより意識した考察であり、お知らせとして及ぼすこととなる対象や範囲、さらには深度を考えさせ、解釈視座を押し広げる可能性を窺わせる点で興味深い。

○そうとして、お知らせについて、金光大神の体験時点と執筆時点との理解内容についての不分明さや、体験の深まりを巡って、その深度をどのように測るのかといった問題を残しているのではないか。本論からは、「覚帳」「覚書」というテキストのそれぞれの記述が体験時点の感情として一枚に捉えられている感が否めない。「覚帳」「覚書」それぞれが抱え込んでいる金光大神における体験の時間の厚みも、どのように考察に組み込んでいくのか、今後のさらなる方法の先鋭化が期待される。

〈岩崎繁之研究ノート〉

○この研究は、「覚帳」に貼られた一八枚の貼紙と三種の挟込紙について、それらが作成され、貼られ（挟み込まれ）た意味合いを本文との関係に注目して分析している。このことは、原資料の状態に基づきお知らせ解釈を開拓する試みとして興味深い。

○後から本文に書き加えられた記述や、貼紙からは、金光大神がお知らせを受け、書きとめる際に、そのお知らせをどう言葉にしたか、また自身の体験に響くかたちで、お知らせをどう掴み表現し直していたか、との問題が浮上する。このことは、改めて、「お知らせ」やそれが書きとめられた「覚帳」が、どのようなものであるのかを、検討する余地を提示したと言えよう。

○ただし、論中で示された活字版（『金光教教典』）との比較検討からは、結果的に現在の解釈視座を混入させることにもなりかねず、改めて、原資料を用いることの方法的視座が具体的に提示されていくことが期待される。

〈紀要全般、近年の研究動向について〉

○今回の教祖・教義関係の成果には、お知らせ解釈をめぐって相互に関連し合う内容が窺え、テーマを設けての「特集」というような提示も考えられたのではないか。むしろ、研究者個々には、それぞれに研究の段階があるにせよ、掲載方法を工夫することによって現在がどのような現在かが見据えられ、またさら

に個々の成果を研究的な視座から議論する可能性も開かれていくのではなからうか。

○研究成果が蓄積され、踏まえるべき先行研究が多くなるのは当然としても、本文や脚注がやや長くなっている傾向が窺える。表現が繰り返されている箇所などには、文章表現上の工夫を求めたい。また、この度の研究ノートでは写真が多く掲載され、提示の仕方にも工夫の跡が見られた一方で、紙面という媒体での発表の限界も窺わせる。コンピュータやタブレット端末が普及してきた今日では、例えば、電子テキストのように異なる媒体での発表のあり方も検討され得る状況となりつつあるのではなからうか。

彙報

—平成二四・四—(平成二五・三・三一—)

平成二四年度の業務概要	135頁
研究題目の認定	136頁
研究講座	136頁
研究発表会	137頁
教典に関する基礎資料の編集	137頁
資料の収集・管理	137頁
教学研究会	139頁
教学に関する交流集会	140頁
教学講演会	141頁
教団付置研究所懇話会	141頁
研究交流・各種会合への出席	142頁
嘱託・研究員	143頁
評議員	143頁
研究生	143頁
通信の発行	143頁
ホームページの運営・管理	144頁
人事関係	144頁
学院・図書館との関係、その他	144頁

平成二四年度の業務概要

本所は、本教における教学研究機関としての役割を果たす上で、諸般の業務が円滑に運営されるよう、適宜、その体制や取り組みに検討を加えつつ、今日まで歩みを進めてきている。

現在、教祖、教義、教団史の三部門で、社会や人間の有り様を信仰的に意味づける根底的視座に培うべく、研究領域の開拓をはじめ、従来の視点や方法、研究態度の見直しを進め、研究講座等を通じて、研究関心、課題意識、方法論に及ぶ研究体制の整備の具体化に取り組んでいる。

以下、本年度実施した業務の概要を示しておく。

(1) 教学研究会、教学に関する交流集会、教学講演会については、本教信仰の現状や全教が当面する諸問題をめぐって、教学研究の課題意識と全教の問題意識の対話を行い、教学的課題の明確化と研究内容の充実を図るべく、開催した。

(2) 教団付置研究所懇話会については、他宗教教団の教学研究者との学術交流を通じて、教学研究上の研究課題の深化と拡大に培うべく、同懇話会に参加した。

(3) 資料収集・管理・運用については、「教団の資料センター」として、公開基準に基づいた資料照会の体制を整えるべく、資料目録のコンピュータ入力及び検索システムの内容充実を図った。

その他、従来から進めている所員・助手の個別的指導関係を基本にした研究発表や各ゼミを通じて研究者相互の意識向上に努め

た。

研究題目の認定

四月二三日、五名の所員による本年度の研究題目が提出され、以下の通り、それぞれ認定された。

〈第一部〉

○金光大神における「振り返り」の様相

—「覚帳」の貼紙・追記、「覚書」を手がかりに—

岩崎 繁之

○金光大神の「祈り」をめぐる一考察

—慶応三年二月十三日の事蹟を手がかりに—

佐藤 道文

〈第二部〉

○「教え」と「おかげ」

—明治末大正期の信心心理のありよう—

大林 浩治

○「教典」論への視座

—生きられた方法からの注目—

高橋 昌之

〈第三部〉

○昭和四十年代の教務施策立案・実施過程に見る課題

—「現代社会に布教する教会委員会」を中心に—

児山 真生

また、第一部助手白石淳平、第二部助手藤本拓也の研究題目が一〇月二三日、以下の通り認定された。

○明治元年九月二十四日のお知らせに関する一考察

—「生神金光大神」論への視座のために—

白石 淳平

○苦難をめぐる教義解釈の視座

—小幡彦助と金光桜丸の事蹟に着目して—

藤本 拓也

研究講座

五月一日、本年度の研究講座を發足せしめ、以下の通り実施した。

一、原典ゼミ—大林、岩崎、佐藤、白石、藤本

「お知らせ事覚帳」の影印本をテキストにしたゼミを六回実施した。また、教祖時代の山谷村と現在との祠の位置や状況の変化についての理解を深めるべく、金光町内にて現地実習を一回行った。

二、教義ゼミ——大林、高橋、岩崎、白石、藤本、高司

研究課題・方法に関するゼミを七回実施した。その中で、国立療養所邑久光明園の金光教求信会にて現地実習(24・10・30)を行うとともに、桑山浩明氏(六甲教会、理学療法士)を招き、教義研究の展望に培うべく終末期医療の実際等についての講話と懇談(24・11・29)を実施した。

三、教団史資料ゼミ——兎山、佐藤、山田

教団史研究の方法論検討のために六回実施した。

四、文献・資料講読会——白石、高司、山田、藤本

助手相互の研究意図とその課題性を共有すべく、文献講読と討議を七回実施した。

研究発表会

研究活動の過程で、さまざまな研究の立場から示唆・批判を受け、研究相互の関係確認を行いつつ、各自の研究が充実し促進されることを願って、以下の通り実施した。

○戦時下における報国会活動

高司智太郎(24・5・29)

○明治期における本教宗教儀礼実践の様相

山田 光徳(24・6・1)

○金光教報国会及びその活動をめぐる戦時下信仰の諸相

高司智太郎(24・9・12)

○伝習から『祭祀類典』編纂に至る儀式要請の諸相

山田 光徳(24・11・8)

○戦時下の信仰実践——金光教報国会活動の諸相——

高司智太郎(24・11・20)

教典に関する基礎資料の編集

「御理解関係資料検討会」は、電子データ「研究資料 金光大神言行録」と原資料との照合および、金光大神言行資料の編纂に至る過程の検討作業を八回実施した。

資料の収集・管理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料調査・収集

- (1) 布教史資料の調査(24・4・19) 出張者二名 資料二三点の借用／於元金光教林教会(倉敷市)
- (2) 布教史資料三四点の借用(24・5・1)／室積教会長河合信一氏より
- (3) 金光和道師藏書七点の收受(24・7・10)／金光芳子氏より
- (4) DVD(金光教東日本大震災一年祭)一点の收受(24・7・31)／東北教務センターより
- (5) 金光大神関係資料一点の收受(24・8・23)／広陵教会会長井本

真希氏より

(6) 教団史資料一点の借用 (24・9・15) / 静岡教会長岩崎道興氏より

(7) 金神信仰及び民間信仰に関する調査 (24・9・19) 出張者六名

/ 於加賀郡吉備中央町

(8) 教団史資料四点の借用 (24・9・25) / 金光図書館より

(9) 教団史資料一点の借用 (24・10・12) / 相賀正実氏より

(10) 信心生活に関する聴取調査 (24・11・6) 出張者三名 / 福崎教会長牛尾弘尚氏より (於福崎教会)

(11) 北堀教会所蔵資料の調査 (24・11・13) 出張者二名 資料

四三五点の收受 / 北堀教会長福嶋義次氏より (於北堀教会)

(12) 神道金光教会関係資料二〇点の收受 (24・12・13) / 総務部より

(13) 布教史資料一点の借用 (24・12・14) / 若狭教会長岩谷和明氏より

二、資料管理・運用

(1) 資料の登録

教団史資料追加分目録(二八九五点)、布教史資料目録(二五五点)、

新規登録資料目録(二二点)、新収図書(四九五点)、教団書庫

目録紀要(二三二点)、同学会誌(八九点)をコンピュータへ登録した。

(2) 資料の複写

(イ) 図書 六五四七枚 一一九点

(ロ) 教団史資料(追加分) 二四八五枚 九点

(ハ) 管長家資料 一七九五枚 一三二点

(ニ) 金光大神に関する資料 一一〇九枚 一〇点

(ホ) 布教史資料 一〇六六枚 一〇点

(ヘ) 教団史資料戦後期 九七七枚 二点

(ト) 金光大神関係資料 二五一枚 四點

(チ) 奉修所資料 一五一枚 一点

(リ) 信心生活記録資料 二五枚 一点

(3) 資料の整理

(イ) 教団史資料

○ 祭場保管資料の目録を作成した。

○ 新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ロ) 布教史資料

○ 新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ハ) 金光大神関係資料

○ 新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ニ) 教義資料

○ 新規収集資料の目録を作成した。

(ホ) 管長家資料

○ 新規収集資料を整理し、目録を作成した。

○ 既存資料の赤黒二色コピーを行い、複数化作業を行った。

(ヘ) 信心生活記録資料

○ 新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ト)奉修所資料

○既存資料(含原資料)の複數化作業を行った。

(フ)視聴覚資料

○收受したCD・DVDの登録作業を行った。

(リ)その他

○調査写真の写真資料データ一覧を作成した。

○金光図書館借用図書(教内紙誌類)の整理を行った。

○「お知らせ事覚帳複製本」を作成した。

(4)図書の整理・保管

新取図書四九五点の受入、破損図書の補修、所在不明図書の確認、補充及び整理を行った。

(5)雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、平成二四年のものについて廃棄処分した。

三、資料編纂

神道金光教会時代の山口県下講社結取について、伝承資料と公文書の比較を通じて実態の再把握を試みた。この作業に伴い、山口県下の人名簿を作成した。

教 学 研 究 会

第五一回教学研究会(24・7・6〜7)

一、テーマ「現教典刊行三〇年と「覚書」

二、会 場 金光北ウイング やつなみホール

三、日 程

第一日

【全体会】

(1)発題

①「金光大神にとつての「金神広前」の経験

—慶応三年二月一三日の事蹟を手がかりに— 佐藤 道文

②「お知らせ体験における神と他者

—「覚書」記述を手がかりに— 藤本 拓也

(2)コメント

宮下 寿美

岩本 徳雄

(3)全体討議

司会 高橋 昌之

【個別発表】

〈A会場〉

①受けとめる体験におけるお知らせの位相

—明治六年十二月十日のお知らせと「申し渡し」の関

係から— 白石 淳平

②「お知らせ事覚帳」の貼紙をめぐって

—金光大神のお知らせへの認識の深まり— 岩崎 繁之

③異文化布教・翻訳で問われていること

④「教典」論への視座 山田 信二

—現「金光教教典」刊行前後の議論背景から—

- ⑤「神の現存」への接近と把握の問題
 ⑥「実意」寧神信心」をめぐる新旧両解釈について

高橋 昌之
 大林 浩治
 姫野 教善

〔B会場〕

- ①明治末、営まれた祭祀の諸相
 —作法の講習会への注目—

山田 光徳

- ②宗教教誨を通して思うこと、問われること
 —青眼への稽古—

道願 正美

- ③戦時期の報国会活動

高司智太郎

- ④白川家門人帳からみた日本の近世
 ⑤ラジオ放送による教団布教がもたらすもの
 —布教と救済、自己確認と自己変革—

金光 英子

- ⑥地域社会の中に見る「復祭」の諸相

古瀬 真一
 兄山 真生

四、出席者

中里巧（早稲田・東洋大学）、古瀬徳雄（阪急塚口・関西福祉大学）、沢田重信（六甲）、岩本徳雄（乙島）、阪井澄雄（東堀）、山根正威（呼子）、石黒真樹（幅下・名古屋センター）、青木洋（柏原・西近畿教務センター）、山田信二（横浜西・国際センター）、富増彰生（水田）、古瀬真一（阪急塚口）、水野照雄（松阪新町）、光本真一（落合・東中国教務センター）、道願正美（高知）、寺井祥太郎（浜崎）、西村明正（西宮）、河崎信示（布教二部）、坂口光正、堀江芳則（以上、学院）、金光英子、堀井雄輔、山

下達真（以上、金光図書館）

姫野教善、前田祝一、早川公明、河井信吉、渡辺順一、土居浩（以上、嘱託）

金光清治、橘高真宏、岩崎道與、佐藤武志、松岡光一、宮下寿美（以上、研究員）

本所職員

教学に関する交流集会

第五回教学に関する交流集会（24・11・7）

本所では、地方在住信奉者との交流、対話を通じて、教内において教学研究の意義、役割が理解されていくことに努めると共に、教学研究に対する要望を徹するべく、教学に関する交流集会を開催している。今年度は、名古屋センターの協力を得て、次の通り開催した。

一、テーマ「教祖伝を読む」

—現在の信心と「教祖」との接点をめぐって—

二、会場 名古屋センター（愛知県名古屋市中）

三、日程

話題提供

①白石淳平（本所所員）

「教祖伝『金光大神』を手にとってみて

—雑感と提案—

②谷村光造（名古屋教会）

「教祖伝『金光大神』を読んで」

③岩崎繁之（本所所員）

「私の教祖伝を読んだ体験」

実演

○白石淳平

「教祖伝をつくってみる——わたしの場合——」

グループ懇談

全体会

四、参加者 東海教区の青年教師を中心に二六名。

五、出張者 竹部弘（所長）、大林浩治、岩崎繁之、佐藤道文、白石淳平、藤本拓也（以上、所員）

教 学 講 演 会

第一二回教学講演会（24・12・9）

全教の信奉者を対象に教学の成果を発表し、全教の問題意識との対話を通じて教学研究の問題意識に培うべく、左記の通り実施した。

一、会 場 本部広前会堂西二階

二、日 程

講演 1

「お知らせの眼差しに浮かぶ家族

——現実生活への響きを求めて——

白石 淳平

講演 2

「布教史の愉しみ——明治期の「復祭」事情から——」

児山 真生

教団付置研究所懇話会

本所は、他教団研究機関及び研究者との交流、意見交換を通じて各教団における「教学」の現状を確認し、課題意識、方法論の相互研鑽に努めることを目的とする同懇話会の発足、企画、運営に参画してきた。

本年度は、第一一回教団付置研究所懇話会・年次大会が開催された。

第一一回教団付置研究所懇話会・年次大会（24・10・5）

今回は、二五研究機関・団体から一〇七名が参加した。同大会では、天台宗務総長阿純孝の歓迎挨拶、天台宗総合研究センター長小林隆彰の開会挨拶の後、「大震災と宗教」をテーマに四つの研究機関の代表者による研究発表が行われた。その後、総会で、第一二回の大会は宗教情報センター（真如苑）にて開催することが決定された。また、実行委員研究所は、東地区が、宗教情報センター、智山伝法院、日蓮宗現代宗教研究所、西地区が、NCC宗教研究所、真宗大谷派教学研究研究所、天台宗総合研究センターが

当たることに決まった。発表題目、参加研究機関・団体は以下の通り。

- 一、会場 天台宗務庁大会議室
二、日程

研究発表

①勝村弘也（NCC宗教研究所）

「破局の中で生きる」

②武田未来雄（真宗大谷派教学研究所）

「大震災と宗教

——真宗大谷派の活動とそこから問われていること——

③川村裕之（宗情報センター）

「祈り」と「社会支援」で大震災と向き合って」

④高佐宣長（日蓮宗現代宗教研究所）

「震災天罰論をめぐって——日蓮宗の立場から」

三、参加研究所・団体

NCC宗教研究所、オリエンズ宗教研究所、大本教学研究鑽所、国際仏教交流センター、金光教教学研究所、宗情報センター、浄土宗総合研究所、浄土真宗本願寺派総合研究所、神大本庁総合研究所、真宗大谷派教学研究所、西山浄土宗教学研究所、世界仏教徒センター、曹洞宗総合研究センター、玉光神社、智山伝法院、中央学術研究所、天台宗総合研究センター、中山身語正宗教学研究所、日蓮宗現代宗教研究所（以上、会員）、世界救世教いづのめ教団、天台寺門宗園城寺学

問所、天理大学おやさど研究所、新日本宗教団体連合会、辨天宗教理研究室、臨濟宗妙心寺派教化センター（以上、オプザーバー）
なお、本所参加者は、竹部弘（所長）、大林浩治、高橋昌之（以上、所員）、白石淳平、高司智太郎（以上、助手）であった。

研究交流・各種会合への出席

一、学会

- 岡山民俗学会（24・4・22）二名
 - 歴史学研究会（24・5・26～27）二名
 - 日本文化人類学会（24・6・23～24）二名
 - 日本宗教学会（24・9・7～9）二名
 - 日本史研究会（24・10・13～14）二名
 - 日本思想史学会（24・10・27～28）二名
 - 日本社会科学協議会（24・11・17～18）二名
 - 日本臨床死生学会（24・11・23～24）二名
 - 神道宗教学会（24・12・1～2）二名
- 二、教内会合
- 布教史研究連絡協議会（24・6・10～11）二名
 - 金光教広島平和集会（24・7・28）一名
 - 教義研究会（24・10・30、主催：国際センター）一名

・岩崎繁之（所員）が、「教祖の「めぐり」観について」と題して発題を行った。

○平成25年度研究集会（25・3・27/28、主催…大阪センター）一名・大林浩治（所員）が、「教祖伝『金光大神』から結ばれる教祖像」と題して発題を行った。

三、その他

○浅口市立金光歴史民俗資料館講演会（24・12・1）五名

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、第五一回教学研究会、第四四回紀要掲載論文検討会への参加を通じて、本所の業務に参画した。

評議員

本年度は、評議員会を二回、以下の通り開催した。

○第九四回（24・9・7）

平成二五年度の方針並びに計画案及び経費予定書案を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

①現在の研究動向について

②人材の育成、確保について

③所内施設の営繕について

なお、出席者は安武道義、森田光照、松沢光明、松岡道雄、岩

崎道與の各評議員と所長以下五名の職員であった。

○第九五回（25・3・4/5）

平成二四年度研究報告並びに業務報告の内容を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

①現在の研究動向について

②人材の育成・確保について

なお、出席者は安武道義、森田光照、松沢光明、松岡道雄、岩崎道與の各評議員と所長以下六名の職員であった。

研究生

本年度は、研究生の採用がなかった。

通信の発行

○通信「聖ヶ丘」第三三号を以下の通り発行した。

一、期日 平成二四年六月二日

二、内容 巻頭言、年度計画、元所長佐藤光俊先生御帰幽にあたって、投稿、研究報告所感、他

三、部数 三五〇部（A4判、一二頁）

○通信「聖ヶ丘」第三四号を以下の通り発行した。

一、期日 平成二四年二月二日

- 二、内容 元所長佐藤光俊師、嘱託金光和道師追悼文
三、部数 三五〇部（A4判、一二頁）

ホームページの運営・管理

ホームページを適宜更新した (<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>)。

人事 関係

一、異動

(1) 職員（教団職員）

○部長児山真生、四月一日付で再任。○書記佐藤幸乃、九月一日付で主事に任命。○第二部長兼第一部長大林浩治、一月三十一日付で第二部長兼第一部長の指名を解き、翌日付で第一部長に指名。○幹事高橋昌之、一〇月三十一日付で幹事を辞任。○所員高橋昌之、十一月一日付で部長に任命、第二部長に指名。○所員岩崎繁之、十一月一日付で幹事に任命。○助手白石淳平、同藤本拓也、十一月一日付で所員に任命。○助手高司智太郎、主事金光未来子、三月二十五日付で辞任。

(2) 嘱託

○嘱託金光和道、六月二二日死亡により退任。

(3) 研究員

○研究員金光清治、同橋高真宏一月一九日で任期満了。○教

師高阪有人、同八坂恒徳、一月二〇日付で委嘱。

二、本所職員並びに本所関係者数 (25・3・31現在)

職員一三名（所長1部長3幹事1所員3助手1事務長1主事3）、嘱託八名、研究員六名、評議員五名。

学院・図書館との関係、その他

一、学院

(1) 学院前期基礎過程の講義に、以下の職員が出講した。

① 教祖特別講義（所員大林浩治、同岩崎繁之、同佐藤道文、助手白石淳平）(24・9・14)

② 教義特別講義（所員高橋昌之、助手藤本拓也）(24・10・29)

③ 教団史特別講義（所員児山真生）(24・11・16)

(2) 学院後期研修・実習過程の講義に、以下の職員が出講した。

「教学について」講義（所長竹部弘）(25・1・11)

(3) 学院と研究所との懇談を実施した。(25・3・22)

二、図書館

図書館と研究所との懇談を実施した。(25・3・28)

三、本部研修生の受け入れ

○ロバート・アンソニー・ジュリエッティ（シアトル教会在籍）との懇談を二回行った。(24・7・19、26)

○カルロス・フェデリッコ・ハッセルマン・マルチンス（ブタ
ンタン教会在籍教徒）との懇談を行った。（24・11・28）

四、その他

本年度中に本所を訪れた学会関係者等は、以下の通りである。

（敬称略）

○滝野功久（京都橘大学教授）（24・6・25）

○佐藤和喜雄（NPO法人福祉会菩提樹理事長）（24・6・25）

紀要『金光教学』第五二号正誤表

頁	行	誤	正
106	△4	宮建ててくれと	宮建ててくれと
150	△7	お知らせ身	お知らせ
160	△5	神ノ日禮立事	神ノ日禮之事
165	下段△3	対照	対象

「△」は後ろからの印

金光教学第53号

平成25年9月20日印刷
平成25年9月25日発行

編集・金光教教学研究
印刷・昭和印刷株式会社
発行・金光教教学研究

〒719-0111 岡山県浅口市金光町大谷1441番地の3
TEL.0865-42-3117 FAX.0865-42-3119
<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究
までお送り下さい。

発 刊 に 当 っ て

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、攝取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容も整い、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、学術的研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、学術的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、学術的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の学術的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失へるものである。他面また、なんらの学術的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信仰生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともに、つねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するとこのあらんことを願うとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所有長 大淵千仞)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
2013
No.53

CONTENTS

TAKEBE, HIROSHI

Konko Daijin's Life and Faith in his Later Years and
Solemnity of the Universe 1

OBAYASHI, KOJI

Inquiry of Appearance of *Kami*
—Reconsidering Ministers' Thought regarding to "Teachings" and
"Blessings" from Late Meiji to Taisho Period— 47

Research Note

SATO, MICHIFUMI

"Recognition" of Akazawa Bunji's Shinto Priest Qualifications from
Otani Village Officers in the End of Tokugawa Shogunate 95

A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff
of Konkokyo Research Institute for the Year 2012 125

The Summary of the Records for the Meeting about the Critique
of Papers Contributed to the Previous Edition 132

A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 2012 135